

農産物マーケティング・ボードの機能

| | |
|-------|---|
| 誌名 | 筑波大学農林社会経済研究 = Memoirs of Institute of Agriculture and Forestry, the University of Tsukuba. Rural economics and sociology |
| ISSN | 09140271 |
| 著者名 | 山下,雄三 |
| 発行元 | 筑波大学農林学系 |
| 巻/号 | 8号 |
| 掲載ページ | p. 85-162 |
| 発行年月 | 1990年3月 |

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



農産物マーケティング・ボードの機能
—ジンバブエ, マラウイの葉たばこ産業の基礎制度—

山下 雄三*

Function of Agricultural Marketing Board
—Tobacco Industry in Malawi and Zimbabwe—

by
Yuzo YAMASHITA

目 次

| | |
|--------------------------------|-----|
| 序 | 87 |
| I. 農産物マーケティング・ボード | 89 |
| 1. マーケティング・ボードの定義 | 89 |
| 2. マーケティング法の主要条項 | 91 |
| 3. マーケティング・ボードの類型 | 92 |
| 4. ボードと販売命令の差異 | 94 |
| II. 葉たばこ国際市場とマーケティング・ボードの経済的機能 | 97 |
| 1. 葉たばこの国際市場 | 97 |
| 2. マーケティングボードの経済的機能 | 98 |
| III. 輸出産業としての葉たばこ生産 | 100 |
| —アフリカ大陸・ジンバブエ及びマラウイについて— | 100 |
| 1. アフリカ大陸の葉たばこ生産 | 100 |
| 2. 独立新興国の経済政策と葉たばこ産業 | 105 |
| IV. ジンバブエのたばこ・マーケティング・ボードの運営 | 106 |
| 1. 輸出産業としての葉たばこ部門 | 106 |
| (1) 国民経済構造と葉たばこ産業 | 106 |
| (2) 葉たばこ生産と輸出の推移 | 111 |
| (3) 輸出競争力の存在 | 112 |
| (4) 国際的需要を誘発する要因 | 116 |
| 2. Balanced Crop と葉たばこ生産農場 | 116 |
| (1) Balanced Crop | 116 |
| (2) 生産農場と供給の安定性 | 118 |
| 3. たばこマーケティング・ボード | 122 |
| (1) たばこマーケティング及び資金法 | 123 |
| (2) たばこマーケティング・ボード | 123 |
| (3) たばこ産業と貿易業の連携 | 124 |

* 筑波大学農林学系

| | |
|-------------------------------|-----|
| (4) たばこ資金 | 125 |
| (5) 共通細則 | 126 |
| 4. ボードとオークションシステム | 127 |
| (1) ボードとオークションフロア | 127 |
| (2) 耕作者搬入割当制度の導入 | 128 |
| (3) 厳格な「内部規制」 | 129 |
| V. マラウイのたばこ統制委員会の機能 | 131 |
| はじめに | 131 |
| 1. マラウイ経済と輸出産業としての葉たばこ生産 | 132 |
| (1) マラウイ経済と農業 | 132 |
| (2) 農業生産事情とエステートの性格 | 134 |
| 2. 葉たばこ生産と輸出需要 | 138 |
| (1) 葉たばこ生産とエステート | 138 |
| (2) 葉たばこ輸出需要 | 141 |
| 3. 葉たばこ取引市場の二重構造 | 143 |
| (1) オークションフロア | 143 |
| (2) ADMARC | 143 |
| 4. たばこ統制委員会の機能 | 144 |
| (1) 特殊作物・葉たばこと「ボード」 | 145 |
| (2) 生産、販売を規定する「たばこ法」 | 147 |
| (3) 葉たばこのマーケティングを制御する「コミッション」 | 148 |
| 5. 葉たばこ生産と「土地圧力」 | 149 |
| 終章 | 152 |
| 註・文献 | 154 |
| Summary | 161 |

序

農業経済にみられる構造的特徴は、一般に、需要に比較して供給が慢性的に超過し、また過剰な農業生産能力を縮小することは緩慢にしかできないという傾向を持つ点にある。その結果、農産物価格は他産業と比較して正常な所得を十分に得ることができない。1930年初頭の世界的経済恐慌の余波の中で、各国政府はこのような農業のもつ競争構造に対して政策的干渉を行うようになったことは知られている事実である。相対的に高い農産物価格および農業所得を維持するためにとられた政策には直接的な所得補助、余剰農産物の政府買上げ等の制度的な干渉のほか、農産物の生産量とマーケティングとを人為的に制限する手段があった⁽¹⁾。

小論の検討課題は、この第3の制度的干渉、すなわち、各種農産物の取扱業者、加工業者ないし流通業者と、農業生産者との間で、市場に出荷される農産物の現実の供給を制限し、あるいは規制することに関する、政府の誘導による計画と取決めの在り方である。小論ではこれを国際的商品である葉たばこ産業について具体的に整理し、その運用の実態と効果を検討することにある。

この種の政府による制度的な干渉は、アメリカ合衆国では販売協定、販売命令として、イギリス連邦諸国ではマーケティングボードとして、1930年代に既に導入された。そのいずれもが、本論で述べるように、当該農業生産者のすべてがこの方法による諸規制を内容とするマーケティング計画に対して意見の一致を必要とし、またその関連業者についても同様にこれに同意を得なければそれが発効しないという特徴をもっている。

わが国の場合、かかる政策と同様の政策を見出すことはできないが、食糧管理制度や牛乳不足払制度等のほか、柑橘類、野菜類等における需給調整ないし価格安定対策等は、それと類同の効果をもつものといえる。殊に今日では、米穀、畜産物、青果物の殆んどが深刻な需給調整問題に当面しており、政府だけではなく、農業協同組合自体もこの問題に対して主体的にかつ積極的に取組む姿勢をみせている⁽²⁾。こうした事情の中で、需給調整を効果的に制御する制度の在り方とその「管理運営主体」の在り方について強い関心もたれるのは必至の勢いにある。

販売協定、販売命令とマーケティングボードとは本文で詳述するとおり、前者は政府による契約実行の強制が、また後者は「農業者、関連業者自体による強制」が、その制度運営の根幹にある。これらの制度は海外の諸国で、ことにアフリカ大陸における独立新興諸国では現実に実施され、その目的を果しつつある。わが国では、その用語についての馴染みが薄いとはいえ⁽³⁾、かかる制度と機能、その運用の実態を識ることは、殊に海外との農産物貿易を密にする国としては、対象国の農業生産制度が取引価格の形成はもとより、当該国の農業構造、貿易上の競争ないし障壁構造等を理解するうえで不可決の問題でもある。例えば、OECDは1987年 (Notional policies and agricultural trade, OECD『世界の農業補助政策』日本経済新聞社、1988年刊)、次のように指摘している。

「マーケティングボードは多数の国で広く活用されており……政府に代わって、貿易に影響を与える可能性のある国内政策を実施する程度によって、またはある種の機能、特に国家貿易、運賃交渉、二国間合意の締結といった、輸出に関する機能の中央集権化という無形の効果により、貿易に影響を与えていると考えられる (邦訳、28頁)」

「これらの機関は輸出数量規制、輸入管理、価格、数量、仕向先及び原産地についてのモニター、並びに貯蔵、加工の過程への検査の面で……、純粋な市場機能の観点から見たマイ

ナス面を最小評価すべきではない（邦訳，98頁）」

小論の構成は、まず農産物マーケティングボードの定義とその制度の性格を具体的な態様として把え、販売協定、販売命令との政策上の類同、差異を明らかにする。第II章以下は、マーケティングボードを葉たばこという国際商品を対象として、その経済的機能を解明し、オーストラリア、カナダのほか、殊にジンバブエ、マラウイというアフリカ大陸における新興独立した農業国のそれを現地調査に基づいて整理する。

マーケティングボードという農業政策——厳密には同一業界の内部強制による供給制限、ないしマーケティング規制策——を国際的に比較するためには、同一農産物のそれとして比較するのに適切である。葉たばこは我国でも生産しているが、製品タバコ原料として多数の国からも輸入している。その意味で原料葉たばこは特に国際農産物としての市場を形成する。国際貿易は当然のこととして、相手国のその農産物の生産制度の理解がなければ、国際取引価格の形成、その変動についても理解されない。小論で葉たばこマーケティングボードをとりあげる所以がここにある。

小論は関連する各国の文献によるほか、短期間ではあるが現地調査⁽⁴⁾による各国の関係者に対するヒアリングに基づいて整理された。ジンバブエ、マラウイの場合、葉たばこはその国の輸出産業として突出した地位にある。だがこれらの国は独立新興した小国、しかも国民経済水準において国際的にきわめて低い農業小国である。そこでは植民地時代の経済構造が残存するなかでなお、大多数は伝統的農業を脱してはいない。いわゆる経済の二重構造の問題が基底にあるが、小論はその底辺部分の農場については間接的にしか言及していない。（終章末『註』でその一端を示しておいたが）改めて機会をまちたい。

なお、ジンバブエ及びマラウイとわが国との貿易は、年を追うに従ってかなり活発になり、

表1 ジンバブエの貿易関係諸国（1981—85）

（単位，1,000Z\$）

| 国 別 | 1981 | | 1985 | | 1985 (%) | |
|----------|-------|---------|---------|---------|----------|-----|
| | 輸 出 | 輸 入 | 輸 出 | 輸 入 | 輸 出 | 輸 入 |
| 1. イギリス | 61.2 | 101.9 | 200.3 | 151.1 | 13 | 10 |
| 2. 南アフリカ | 192.2 | 279.7 | 166.5 | 273.2 | 11 | 19 |
| 3. 西ドイツ | 73.0 | 73.8 | 153.4 | 100.5 | 10 | 7 |
| 4. アメリカ | 69.8 | 74.4 | 125.8 | 146.7 | 8 | 10 |
| 5. イタリア | 44.0 | 21.1 | 91.5 | 43.8 | 6 | 3 |
| 6. 日本 | 24.9 | 61.6 | 71.4 | 56.4 | 5 | 4 |
| 7. ザンビア | 35.3 | 24.6 | 59.9 | 35.4 | 4 | 2 |
| 8. ボツワナ | 28.7 | 17.4 | 59.4 | 39.1 | 4 | 3 |
| 9. 中国 | 24.6 | 1.2 | 58.5 | 13.6 | 4 | 1 |
| 10. ベルギー | 32.4 | 16.7 | 51.8 | 21.1 | 4 | 1 |
| 11. オランダ | 26.9 | 23.4 | 47.2 | 36.8 | 3 | 3 |
| 12. その他 | 275.1 | 321.9 | 519.0 | 528.8 | 36 | 37 |
| 計 | 888.1 | 1,017.7 | 1,545.3 | 1,446.5 | 100 | 100 |

（資料） 註（72），p.178による。

（註） 表示はZimbabwe Dollerである。

双方ともに経済的に大きな依存関係——このほかに経済援助関係（ODA）もまた——があること、次の表（表1，表2）に示すとおりである。

表2 マラウイの貿易関係諸国（1970—1985）

（単位：億MK）

| | 1970 | | 1985 | | 1985 (%) | |
|--------------|------|------|-------|-------|----------|-----|
| | 輸 出 | 輸 入 | 輸 出 | 輸 入 | 輸 出 | 輸 入 |
| 1. イ ギ リ ス | 22.8 | 21.4 | 142.1 | 73.8 | 34 | 15 |
| 2. 南 ア フ リ カ | 3.2 | 10.2 | 26.8 | 187.3 | 6 | 38 |
| 3. ア メ リ カ | 1.2 | 4.1 | 43.3 | 24.3 | 10 | 5 |
| 4. オ ラ ン ダ | 1.9 | 1.2 | 22.7 | 5.1 | 5 | 1 |
| 5. 西 ド イ ツ | 1.3 | 3.1 | 34.6 | 27.4 | 8 | 6 |
| 6. ザ ン ビ ア | 3.6 | 2.5 | 27.0 | 8.3 | 6 | 2 |
| 7. ジ ン バ ヴ エ | 4.3 | 16.6 | 9.8 | 29.4 | 2 | 6 |
| 8. 日 本 | 0.2 | 4.4 | 13.8 | 38.2 | 3 | 8 |
| 9. アイルランド | 1.6 | — | 1.7 | — | 0 | — |
| 10. フ ラ ン ス | 0.6 | 1.1 | 14.6 | 17.8 | 3 | 4 |
| 11. オーストラリア | 0.4 | 1.8 | 6.1 | 3.8 | 1 | 1 |
| 12. そ の 他 | 0.4 | 16.1 | 76.6 | 77.4 | 18 | 16 |
| 計 | 40.6 | 82.5 | 419.1 | 492.6 | 100 | 100 |

（資料） 註（87），p.56による。

（註） 表示はMalawi Kwachaである。

I 農産物マーケティングボード

1. マーケティングボードの定義

農産物マーケティング・ボード Agricultural Marketing Board は、イギリス政府⁶⁾により、1931年に創出された、農産物マーケティング法 Agricultural Marketing Acts, 1931を根拠法とする準政府機関 quasi-Governmental entity を指している。狙いは、当時の世界的経済恐慌の余波の中で採択された、農業生産者の当面した農産物の低価格、低農業所得の改善策の1つであり、そのことは政府が農業に対して政策的干渉を行った最初の出来ごとであった。これを嚆矢として、かつてのイギリス連邦諸国——カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等の諸国で、それぞれの農産物ごとにこれが制定され、第II次大戦後ではイスラエル、オランダ他、更に1960年代以降はアフリカ大陸における植民地独立後の西アフリカ、東アフリカの諸国で、それが次々に創立された。

このように、マーケティングボードが、イギリス連邦諸国では50年以上にわたり存続し、かつ世界各国で広範に活動しているという事実にも拘らず、それについて共通的な定義が必ずしも与えられていないことも1つの特徴である。それは、各国のボードが、それぞれの国でそれぞれの農産物を特定してマーケティング活動を行っているために、またそれぞれの国において政

府干渉の程度に深淺の差があるために、勢いその目的、手段、管理方法等に違いを生み出し、具体的な型態もまた多彩とならざるを得ないということにその理由があるようである。

1つの定義は次の如くである⁽⁶⁾。

マーケティングボードは、

1. 生産者が支配する、
2. 根拠法に基づき政府から許可された、
3. 強制的な性格をもつ水平的組織であり、
4. 特定の農産物（群）を生産する生産者のために、
5. 特定のマーケティング機能を果すものである。

ここに引用された用語上の定義に従って、マーケティングボードのもつ経済的意味を整理しよう。

まず、「マーケティング」及び「ボード」のいずれの用語も、わが国の経済活動及びその組織の中に適切な実体が見出せないこともあり、また実体的活動が認められるにせよ、そたについて市民権を得た日本語を引用することができない。例えば、イギリスの文献の訳書⁽⁷⁾には、Marketing Board を販売公社とし、その根拠法である Agricultural Marketing Acts を農産物流通法とするものがみられる。既にそこに混乱があるが、それぞれのもつ意味は、のちに詳論するとおり、その実体は日本語のもつ意味とは異なっている。現在では日本語に訳さず、そのままマーケティング、ボードとして使われている。

問題は、まず「組織」を表す Board とは何かである。Webstr (webster's new world dictionary) によれば、Board は、a group of persons who manage or control business etc, Council とある。業務等を管理または統制する人々の集まりを意味し、一般にはその機能によって会議、協議会、審議会等を指している。

次に、イギリスの農産物「マーケティング」ボードの設置は、もともと、1920年代後半における農業大不況に際して、マーケティング問題が重要な意義を有するとみなされ、次いで農業所得を適正な水準に維持するために、いかにしてその価格を妥当な水準に維持するか、農業者と政府はこの点について重大な関心をもつに至った。結果として「マーケティングを目的にした農業者組織の改善」を行うべく、政府の立案により、「農業生産者のための独占的なマーケティング機関」の設立が意図されるに至った。

この背景には、イギリスにおける協同組合運動（1844年、ロジディール創出）がこの非常時期で農産物マーケティングの分野では十分に発展せず、その機能を発揮できなかったという指摘がある⁽⁸⁾。ともあれ、政府の干渉は、次の論理に支えられたものであった⁽⁹⁾。すなわち農業生産者による組織的マーケティングは、「供給の制御が効果的に行われるとすれば」、以下の利益をもたらす。

1. 余剰を市場から隔離し、その処分による損失をすべての生産者に分散できる
 2. 供給量、品質等に関する市場条件を速やかに生産者に反映できる
 3. 品質や生産者の改善に努める生産者に自信を与える
 4. 生産物の集荷、選別、輸送を合理化することができる
 5. 需要と消費者市場を開拓できる
 6. 集団的マーケティング組織は資本を獲得できるので、信用を拡大することができる
- すなわち、marketing はこれらの諸点のすべてを包括する経済活動を指しているものであ

り、それを「販売」「流通」等の一義的な解釈で表すことはできないということである。

マーケティングボードは、かかる利益を活用すべく、根拠法によって設立された「法的独占体 *statutational body*」であり、その組織のもとで供給を制御し、あるいは生産コストを低減させることで、生産物価格を引上げるための「販売力 *marketing power*」を高めることが目的である、とされる。

ここで留意すべき点は、マーケティングボードは生産者の水平的整合体 *a form of producer horizontal coordination* であるが、農業協同組合 *cooperative* とみなすわけにはいかないことである。双方の差異は⁽¹⁰⁾、これをボードについていえば、一組合一票の原則をもたず、完全な自発的参加者の組織でなく、かつ国家から独立した存在ではない、という点で協同組合とは基本的に性格を異にする。

ところで、先の定義の中で特に説明を要する点は、マーケティングボードは「生産者が支配する *producer-controlled*、強制的な *compulsory* な組織である」という含意である。Hoos はこれについて次のように指摘している⁽¹¹⁾。

それはその設立を規定する農産物マーケティング法に起因する。すなわち個別農産物ごとに設立されたボードは、同時に法によりマーケティング計画 (*marketing scheme*) を策定しなければならないし、その計画の採択と継続には広範な生産者の支持 (一般投票, *referendum*) が必要条件である。またボードによる計画は、選挙された生産者代表によって支配 (*domiate*) されるものであり、かつその財務は政府財政とは別途に「独立」(*independent*) して扱われる。つぎに、マーケティング法はボードに対して広範な取引上及び規制上の権限を付与している。これは「自発的協同の本来的な弱点は強制力の行使 (*exercise of compulsion*) によって避けられる」という見解に立っている。俗にいう協同活動におけるアウトサイダーの排除であり、こうした「少数者に対して、公明正大に行動することを要求する権限を与える」ための措置である。

「この法律のもとで諸計画を運営する生産者ボードは、事実上特定農産物の国内供給量の全体を完全に制御することができよう。ボードは生産者と消費者の間のどの段階でも、販売に提供する農産物の量を制限することができようし、さらに生産物の販売から得られる全所得を、構成員の間にボードの望む方法で配分することができる。すなわち、ボードには法律上、犯すことのできない独占力を付与されたのである⁽¹²⁾」

農産物マーケティング・ボードのもつ本質的な意見は上述の如くであり、ボードはかかる経済 (マーケティング) 活動を運営する母体としての法人の組織を意味する。重要な点は、「理論的には、政府の援助なしに生産者自体の組織によって運営できるが、実際的には、マーケティング計画は、政府ないし独占的なマーケティング組織 (ボード) が誘導し運営している⁽¹³⁾」ということである。

2. マーケティング法の主要条項

マーケティング・ボードはかなりの国で多種農産物について設置されており、そこで画一的なありきたりの制度としてではなく、明確な目的を遂行するために活動している。重要な問題は、ボードは「政府の政策との動的な関係」のなかで、「一つの公的な制度」として、「政府政策から独立した態様 (*aspects*) を示すものではない」、ということである⁽¹⁴⁾。

ボードはマーケティング法によって規定され、その限りにおいて権限を発揮し経済活動を行

う。多くのボードに共通する目的は、ある農産物（群）の市場価格水準、ないしその変動に影響を与えることであり、また、その生産物の標準化である。後章でそれを具体的に示すが、こうしたことによって「マーケティング・ボードは、農業者の収益を向上させようとする農業諸団体や農政活動家の間で好意を持たれ続けてきている⁽¹⁵⁾」という指摘を見過すわけにはいかない。

ボードを規定するマーケティング法は、イギリスの現行法によれば、次の主要条項⁽¹⁶⁾を設けている。

1. 計画 (Scheme) の開始、修正及び廃止

通常、計画は生産者自身がマーケティング計画の提出に関してイニシャチーブをとる。「当該地域における当該生産物のマーケティングを規制するための計画」は担当大臣に提出される。大臣は①提出者の代表者としての資格を確認し、②計画を公表、意見を聴聞し、③その計画実施の「マーケティング効率化への貢献度」を確認し、そして④議会の承認を得て、⑤計画を命令する、という手続きを経る。計画は、⑥登録生産者の投票による支持（いずれも3分の2以上）によって発効する。

2. ボードの構成員

法律は、ボードが基本的に生産者の利益を代表することを保証する点、及び公共の利益確保を保証する点について定めるが、一般には生産者代表の数が優位を占める規定を有している。

3. ボードの取引権限、規制権限

マーケティング計画は、ボードに対して「国内で生産された規制対象農産物の販売に関して、完全な独占権」を与えるものである。登録生産者に限っての販売資格を与え、ボードがその販売量を決定する。販売独占力を確保する手段として、対象農産物の購入権、加工製造権、それらの販売、格付け、包装、貯蔵、販路選択、保険、広告、輸送等の権限が与えられている。併せて農業の協同、調査研究、教育の奨励、促進、指導も行う。

4. 懲罰の権限

それら生産者の活動を「強制する」ことが法律の目的であるため、計画は上記の諸活動に違反する者に対してペナルティーを課す条項を設ける。

5. 財務

ボード運営のための設立基金、会計年度ごとの収支方法、計画実施のためのそれら資金の運用規程、及び貸金借入規程等がこれであり、損失についても登録生産者に補償金——ボードの責任の有無に拘らず——を課す条項を設けている。

6. 供給の量的規制

マーケティング法は、輸入量及び国内販売量の規制について、補完的な行動をとる条項を設けていることは重要な特徴である。国内への輸入規制命令権の条項がそれであるが（説明は後述する）、担当大臣による命令は、この条項に優先権をもち、それによってボードの活動も制限される。

3. マーケティング・ボードの類型

かつてのイギリス連邦諸国で、多数の農産物ごとにマーケティング政策を遂行する実践母体として形成されたボードは、したがってボードの目的をそれぞれに異にする。ボードの役割を明確にするための1つの分類方式は次の如くである⁽¹⁷⁾。

ボードの行う業務の実態からすれば、まずそれを設置する国の国内市場を対象とするものと、輸出市場に関する業務を行うボードに大別され、これらはさらにボードのもつ目的にしたがって、次のように細分される。

取引ボード

助言・需要促進ボード

規制ボード

価格安定ボード

非取引ボード

取引価格安定ボード

輸出独占ボード

国内供給独占ボード

この分類はいわば分析的視点からする分類であって、実際の業務の視点からは、それぞれのボードは上に挙げた各種の目的のいくつかを組合せており、単一の目的や機能をもつボードはきわめて例外的である。なぜなら、すべてのボードは、特定農産物の生産、流通、価格に関する業務を行うものであるからである。

若干を例示しよう⁽¹⁸⁾。カナダ小麦ボードは、カナダ連邦国にある118の農産物マーケティングボードのうち、連邦政府の管轄下におかれ、実質的に殆んどすべてのマーケティング機能を遂行するボードとして活動していること、周知の事実である。同ボードはカナダ産小麦、オート麦、大麦を対象品目とし、その生産割当、輸送の管理、商品取引所の利用・制御、年間を通じての共同計算方式の実施、そして複合的な輸出販売制度の実施等の諸権限が、カナダ小麦ボード法によって与えられている。すなわち麦類の生産割当制度のもとで生産と出荷量を制御し、カナダ政府の指令に基づいて国内小麦価格を設定し、国際市場価格水準からその影響を隔離する二重価格制度のもとで生産者価格を保証し、海外販売の主要部分はボード自身が直接交渉する。そこで小麦ボードは国内国外の穀物生産から取引、販売、価格形成に至るあらゆる情報を集中的に入手、管理する機能を保有する。

小論は、後章で「葉たばこ・マーケティング・ボード」の機能を検討するが、カナダもまた葉たばこボードを設置している。「オンタリオ州黄色種葉たばこ耕作者マーケティング・ボード (Ontario Flue-Cured Tobacco Growers' Marketing Board)」がそれであり⁽¹⁹⁾、そのボードの役割と活動は、

1. 割当 (Quota) 制により、葉たばこの生産と販売を管理する
2. タバコ製造業者と価格、生産量等について協議する
3. エクスチェンジ (Exchange, 葉たばこ取引所) を運営する
4. オークションで売れ残った葉たばこを買い取り、委託処理をして転売する

という点にある。

以上、簡明にマーケティングボードの実務的機能を摘出したが、実際にボードは一つの商品市場に対する独占的支配力を所有する組織であるということは明らかな事実である。だが重要な点は、各種マーケティングボードは、成文化された根拠法に基づいて、政府によって支援されているという事実である。実際に各種農産物のマーケティングに関して、ボードが政府の代理人 (as an agent of that country⁽²⁰⁾) として行動する場合、それは1つの企業 (as a firm) 活動として扱うのが経済分析の態度である。カナダ小麦ボード、オンタリオ葉たばこボードの

いずれも、ボードは農産物の唯一の売り手であり、同時にまた唯一の買い手として機能している。

このことは経済分析上、取引力の強化と企業としての独占力という2つの問題を扱うことになる。取引力は、ボードが取引条件を有利な方向に変え得る能力が存在することを意味し、また独占力は、ボードがその市場において実質的に唯一の参加者である場合に存在する。取引力と独占力は理論的に別個のものであるが、実際的には相互に作用し、かつ補完関係を出現する。準政府機関とみなされるボードのもつこの性格は、民間企業にとっては明らかに経済活動上の競合者とされ、そのボードのもつ支配力について議論を活発にする契機をもっている。

ボードのもつ「機能」は、Rhodes, V. Jamesによれば次の如くである（註6）。

1. 生産とマーケティングに関する情報の収集、解説、普及
2. 新製品の開発と促進
3. 生産物規格の設定と適用
4. マーケティング諸設備の管理
5. 必要に応じて商品の部分的購入を行う
6. すべての輸出版売協定
7. 年間貯蔵農産物に対する生産者補償
8. 備蓄農産物の管理（例えば穀物では政策目的による価格安定と海外市場開拓）
9. 総供給量を管理するために農場段階での生産物供給ないしは販売割当

「端的に言って、マーケティングボードは最終段階の販売力をもつ準政府機関である」といえる。こうした機構の中で生産者、農業関連企業及び消費者もまた、政策的に影響を受けることになる。

4. ボードと販売命令の差異

先進諸国の農業政策の歴史のなかで重要な転換、すなわち国家の直接的介入、助成ならびに統制が開始されたのは、1920年後半の世界経済恐慌直後である。イギリス、アメリカ等自由諸国が農業部門に関してこれまで採ってきた自由放任政策の「放棄 abandonment」は、序章で述べたように、イギリス連邦諸国では主としてマーケティング・ボードに、またアメリカでは、基本的農産物については価格および所得支持政策としてのプログラム—program と、販売協定または販売命令 marketing agreement, marketing order—に農業政策の根幹を移行させた。

ボードと販売命令は、ともに農産物の「流通制度」についての政府による直接介入政策の採択を意味する。その性格と差異は次の如くである。

アメリカ合衆国では、1920年代に既に「連邦農産物マーケティングボード」の設立が計画されたが議会で廃案となり、恐慌時の1929年、改めてボードが設立されたが「世界的規模の不況と、ボードによる生産調整能力の不足」とを主要因として、32年ボードは解散されたという経緯がある⁽²¹⁾。代って「任意国内作付割当計画」が32年までに策定され、法制化されてのちは、政府機関が農業者に対して「生産調整契約の署名を条件として、その収穫高のうち国内消費割合に比例して基金を配分する」という、いわゆる33年・農業調整法の根幹が政策として採用された。大規模な価格支持計画は、端的に言って、1単位当たり価格を引上げることで農業者の純収入を引上げるが、それには生産そのものを制限することに同意しなければならない、ということである。これが基本農産物に関するプログラムと呼ばれるものである⁽²²⁾。

プログラムは基本農産物——小麦、落花生、米、葉たばこ及び棉について「生産面積割当」制度を根幹とした生産制限を行うことにした。だが牛乳、果実及び野菜類、いわゆる生鮮農産物 perishable commodities については「栽培協定及び販売命令」制度を適用した⁽²³⁾。

販売命令は、主として生鮮農産物(perishable)を対象にした、生産者の商品販売を規制する政府による機構である。また栽培協定は、販売命令とは別の手段(facet)として、生産者と政府との間に結ばれる自発的契約(voluntary contracts)による管理手段である。その目的は各州間取引きについて、商品の販売量の割合を規制するもので、生産量は規制しない。これらは1937年に制定された農産物マーケティング法を根拠法としており、基本農産物を対象にする1933年の農業調整法(のちに1938年・改訂農業調整法として恒久法となる)とは異なる。

生鮮農産物を扱う若干の農業協同組合は、30年代の経済恐慌に当面して、「過剰と品質基準」に関する農産物販売上の諸問題に対処するため、その生産物部門全体を対象として組織され、その組織的、協同販売計画を実施し強化することにしたが、常に「協同販売活動の成果は、組合に参加しない生産者の経済厚生を高める」、すなわちアウトサイダーに対して傘をさしかけてやるだけの結果をもたらした。これが栽培協定のかたちで新たに政府の政策立法と実施に移行したのちも同様に、その協定が「非署名者達の利益を高めるために役立つ」という批判が続けられた。すなわち、栽培協定のもつ「自発的契約」が批判され続けられたのち、今日ではその政策は販売命令という、以下の諸条項の実施を織り込む「すべての生産者」の商品販売を法的に規制する手段が実行されるに至った⁽²³⁾。

販売命令は、「生産者の純報酬を増加させる」ことが目的であり、このため、全生産者に対し、出荷量の規制、サイズ、等級、包装ないしは容器の規制、広告と販売促進、調査研究、ならびに不公正取引の禁止の諸条項を、連邦法または州法によって適用、強制するものである。

以上のように、ボードと販売命令は、1930年代の世界恐慌の余波のなかで、生産者の直面した低価格、低所得の改善を目的として、農業協同組合という生産者組織活動に代り、政府が直接に生産物の「流通制度」に介入すべく、法的措置を伴った政策手段である。ボードはイギリス連邦諸国で、また販売命令はアメリカ合衆国で、同じ目的のために採択された政策手段であるが、その実質的意味には重要な差異がある。

販売命令は、生産者の生産量を制御する権限はない——基本的農産物については、プログラムはその規制を設けている——が、ボードは流通面だけでなく生産それ自体を規制する権限を、根拠法によって付与されている点である。

ボードと販売命令は、その性格上、或る種の強制的な協同である。特定農産物の市場流通上の統制を行う法律の後盾があるため、ボードまたは販売命令は、個別生産者にその機構への参加が強制されるからである。またボード及び販売命令は、その根拠法によって共通した目的が認められる。その生産物の販売を制御することによる生産者に対する価格及び所得の引上げまたはその支援である。この目的は、当然、農場価格や農場収益を高めるために、マーケティング手法を開発し、応用する仕事は、その組織体の重要な仕事となる。農産物販売について品質基準の確立、適用や、国内市場と海上市場への農産物の配分計画の策定等は、その中心的部分である。

こうした共通的要素があるにも拘らず、「生産面の規制」を行うボードは、農産物マーケティング戦術において、その農産物の過剰問題を直接的に制御する計画を有する点で、販売命令よりも効果的であるといえることができる。1960年代後半にアメリカ合衆国で「1937年以来実施さ

れてきた販売協定・販売命令に替わるものとして、「農産物マーケティング・ボード」の研究が開始された1つの理由はここにある⁽²⁴⁾。

さいごに、ボードと販売命令の差異は、前者が法によって政策実行の権限のすべてを付与された「実行組織——準政府機関」であるのに対して、後者はそれ自体は政策の権限を示す概念に過ぎず、連邦または州政府が農産物マーケティングに関する政策を規定し、それを実行する法的根拠を示す点である。ボードは、特定農産物のマーケティングの政策を「政府に代って実行する機関であり、政府はその実行の権限と範囲とを根拠法で明確に規定し、ボードはその権限と範囲内で活動する独立した機関である⁽²⁵⁾」。

この点について、特に付言を必要とする。ボード、販売命令ともに、その形成の根源は「自主的な協同が農産物価格及び農業所得の低位性、不安定性を回避するのに失敗したために、必然的に、なんらかの国家介入を求める圧力が発生した」ことにある。だがイギリス連邦諸国では、その対策としてマーケティング・ボードという特定の制度(system)が選ばれた。そのもっとも重要な理由は、何を措いても「生産者がすすんで参加する意志を、その集団全体として維持し得る戦略」とみなされたことにある。基本的に、「生産者により、また生産者のために運営されねばならない組織」とは何か。すなわち「反抗的な個別生産者を、政府によってではなく、生産者がグループとして拘束する」ために、このボードが組織された。これは1930年代における「自主的参加による協同組合活動の失敗」を背景とする当然の帰結であり、イギリス政府は生産者らがその困難を解決できるように、その枠組みをボードという形で設定したにすぎないということである。

イギリス連邦諸国におけるこのボード設立の精神は、オーストラリアの葉たばこ・マーケティング・ボード(1966年に設立)でも次のように具体的に示されている⁽²⁶⁾。すなわち、ボードは、

- a. 恒久的な法人組織 (body corporate) であり、
- b. 特定の印章 (common seal) を持ち、
- c. 不動産及び固有資産を取得、保有ならびに処分でき、
- d. 法人名によって訴訟し、訴訟される

ものであり、その管理運営の基本的態度は、「話し合い (forum) の機能を果たす場」として活用すること、殊に、その姿勢については政治家、議会の直接的介入を避け、その産業関係者の協同による自主的、民主的な意志決定によって自らが責任を負う、という指摘に端的に示されている。

この自主性、独立性は、しかしながら設立後50年の間には、「生産者が自らの市場の主人公でなければならないという考え方は、政府に対して説得力のあるものではなくなってきた」。事実、イスラエルや西アフリカ諸国では、むしろ政府が政策実現の手段として設立する傾向が強まっており、ボードに対しては「政府に対する助言、勧告機関としての機能」をもたせる場合が多くなっているといわれている⁽²⁷⁾。先に例示したオーストラリア・たばこボードは1966年の設立にかかるが、その主たる機能は、輸出制御、国内販売、国外販売等の規制、計画、提言について「農務長官に対して」勧告し、提案し、助言すると表現されている⁽²⁸⁾。

II. 葉たばこ国際市場とマーケティング・ボードの経済的機能

1. 葉たばこの国際市場

今日、世界の葉たばこ市場⁽²⁹⁾はいくつかの主要生産国によって分担されているが、特にアメリカ合衆国、ブラジル、トルコ、ジンバブエ、ギリシヤ、イタリー、インド、マラウイ、ブルガリア、タイ、韓国等は葉たばこ輸出国として重要な地位を占める。これら11ヶ国の1985年の世界貿易量に占める割合は合計76%であり、反対に、葉たばこ輸入国は、アメリカ、西ドイツ、イギリス、ソ連、オランダ、日本、スペイン、フランス、イタリー、ベルギー、ブルガリヤ及びエジプトの12ヶ国で、その割合は合計74%を占める。

東アフリカに位置するジンバブエ及びマラウイは、生産された葉たばこの大部分を輸出する国であり、その国際市場での葉たばこ価格決定については、両国における葉たばこマーケティングボードは、当然、他の大規模輸出国によって受取られる価格を慎重に考慮しなければならないことになる。この点に関していえば、競争輸出諸国のもつ「葉たばこ取引制度」の在り方はもっとも注目すべき要素である。

世界の輸出国の葉たばこ取引制度は、大別して3つにわけられる⁽³⁰⁾。

1. ジンバブエ及びマラウイは、葉たばこ取引きについて、自由で拘束されないオークション制度を採用している。そこでの生産者受取価格の動向は、品質についてだけでなく、世界的な規模における葉たばこ需要を正当に反映している。この意味で、ジンバブエ及びマラウイ産の葉たばこは、真の意味で「輸出志向型市場」に直面している。

2. アメリカ合衆国及びカナダ連邦国では、葉たばこ生産に関して政府による補助または最底格付価格がオークションに先立って適用されている。このため葉たばこ生産者の受取価格の動向は、年次的には「抑制的」な変動となって現われる。

3. ブラジル、アルゼンチン、フィリピンでは、生産者は葉たばこ商人、または乾燥業者との直接相対売買が一般的であり、またそれはある種の協定価格取決めによって行われている。韓国とタイ国では、専売の取引きの形をとっている。この両国では平均格付価格が採用されているが、(日本の場合と以て)苗床、施肥、農薬が補助されまたは技術援助の形で助成される分の評価は、それに含まれていない。場合によっては、現金前貸しが製造業または商人から生産者に対して行われてる。

さいごの第3取引類型はオークションでない点で他の2類型と基本的に相違する。第1類型と第2類型、すなわちジンバブエ、マラウイとアメリカ、カナダとはいずれも葉たばこ取引制度上、相対的な生産制度を背景にしている。このいずれの国もそれぞれに政府の制定した根拠法のもとに、アメリカは「たばこ・プログラム」⁽³¹⁾、カナダは「たばこ・マーケティング・ボード」⁽³²⁾、ジンバブエ、マラウイも同様に「たばこマーケティング・ボード」によって、それぞれオークションによる葉たばこ国際取引が行われている。だが、既にみたとおり第1類型は自由競売市場システムを体現しているのに対して、第2類型は葉たばこ産業に対する政府の支持価格ないしは価格補助を前提にした競売市場システムである点⁽³³⁾で、性格を異にする。

ジンバブエとマラウイにおける葉たばこの生産(導入)、競売制度及び生産者組織体制等の導入は、もともとその範をその当初(1900年初頭)からアメリカ合衆国に求めることから出発した⁽³⁴⁾。しかしながら1988年現在では、その2国のみならずその初期の生産制度、取引型態が純粋に残存し、今日なお十分に機能している。この事実、ジンバブエ、マラウイの葉たばこ産業の

実態とそのオークションシステム運用の実態を調査し、その関係を整理するなかで、いかなる条件ないし要因がかかる「自由競売市場」を形成せしめているか、その経済構造を具体的に分析することに研究上強い関心を抱かせるものである。すくなくともジンバブエ、マラウイの両国は、葉たばこの国際取引市場において、「アメリカ合衆国とカナダの業者に許されている、政府保証の信用貸付制度を利用できないことからくる『不利益』を相変らず蒙っている⁽³⁶⁾」。裏返せば、ジンバブエ、マラウイの葉たばこ生産者は、国による援助、補助を受けることなく、国際市場競争に立向っていることを意味する。こうした事情をもつ両国の「葉たばこマーケティング・ボード」の機構、機能とは果して如何なるものであろうか。これが小論の1つの主題である。

2. マーケティングボードの経済的機能

前章までに説明したとおり、マーケティング・ボードは殆んどの農産物について、特定したボード機構をそれぞれに有している。イギリス連邦諸国の場合にそれは典型的に認められるが、アメリカ合衆国では、それは生鮮農産物について「販売命令」と「商品プログラム」とに区別されている。

葉たばこについてもまた、同様に前者ではボードが、後者ではプログラムがそれを制御する機構であるが、いうまでもなくそれはそれぞれの諸国で採択された政府介入の態様の差異、歴史的事情の差異によってもたらされたものである。しかしながら、葉たばこについては、ボード、プログラムのいずれも、「生産制限」に関する規定を置く点では双方とも全く変るところはない。この点についてはアメリカ合衆国のたばこプログラムについては別稿が既に準備されている⁽³⁷⁾ので、ここでは割愛する。

ところで問題は、政策的に生産量を抑制しつつ自由競争メカニズムを制限することが社会的になぜ容認されるか、である。ここにいう「制限」とは、葉たばこの商品的特性に基づく、ボードを規定する根拠法のそれであり、厳密にはボードないしはプログラムのもつ経済理論的構造である。一般にそれは「余剰分析」の枠組みによって、以下のように説明される⁽³⁸⁾。

葉たばこに対する需要は、総量としては極めて非弾力的である。価格の上昇が需要量を減少させる程度が小さければ、それは結果的に売上高を増大させる。いっぽう葉たばこは個々には小規模経営者によって生産されており、したがって葉たばこ生産者はその価格を変動させる如き市場支配力をもっていない。

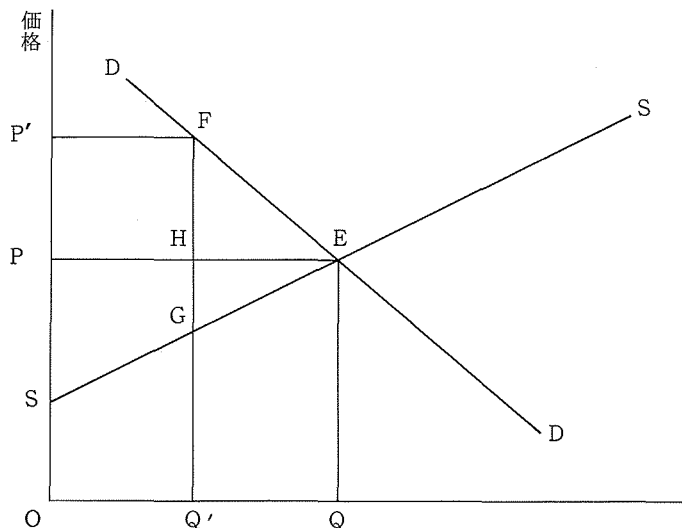
「生産制限」を行う政策の実施によって、生産量が減少すれば、需要の価格弾力性の小さい葉たばこの市場価格はかなり上昇するため、結果として、葉たばこ生産者も利益を得る。問題は、かかる政策実施における「社会的な利益、損失」如何である。

図1は、需要が非弾力的な場合、すなわち需要曲線の傾きがきわめて急な場合について、消費者余剰と生産者余剰との関係を示したものである。

生産制限政策の実施によって、供給量が Q から Q' に減少すれば、需要曲線 DD の傾斜が急であるので、価格は P から P' に急激に上昇する。その結果、消費者余剰は (DEP から DFP' へと) 大きく減少する。これに対して生産者余剰は (SEP から、生産制限により $SGFP'$ となるが)、 GEH の減少分よりも $PHFP'$ の増加分のほうがずっと大きいので、差引きでは増加する。

以上を葉たばこの生産制限とその社会的効果とについて、表現を改めて整理しよう。

需要の価格弾力性がきわめて小さい葉たばこの場合、葉たばこの生産制限は、社会的総余剰



(引用) 荏開津, (註31), 7頁。

図1 タバコ・プログラムの原理

および消費者余剰のいずれも減少させるけれども、生産者余剰もまた同時に増加させることになる。問題は、このような政策が「社会正義」上容認されるのは、いうまでもなく、葉たばこ生産者が社会的にみて弱者である場合に限られるということである。別の表現をすれば、葉たばこ生産者が、社会的にみて所得その他の点で底辺に位置する段階であると判断される場合には、消費者一般の犠牲において生産者余剰を増加させることが、たとえそのために社会的余剰の総額が減少したとしても、望ましいこととされるのである⁽³⁹⁾。

1930年代の農業経済が最悪の状況にあったことが、生産制限を伴う各種価格政策の導入を促がし、葉たばこについては、アメリカ合衆国ではたばこプログラムを、カナダではたばこマーケティングボードをそれぞれ形成させた。詳細な説明を省くが⁽⁴⁰⁾、上の意味における生産者保護は十分な根拠をもつものであった。だが、現代におけるその存続は果して「社会正義」の面で望ましいものであるかどうかである。

この問題の検討は、葉たばこが国際貿易上重要な地位を占めること、理論的には、葉たばこの供給曲線と、輸出需要を含む総需要曲線との関係を考慮に入れる必要がある。

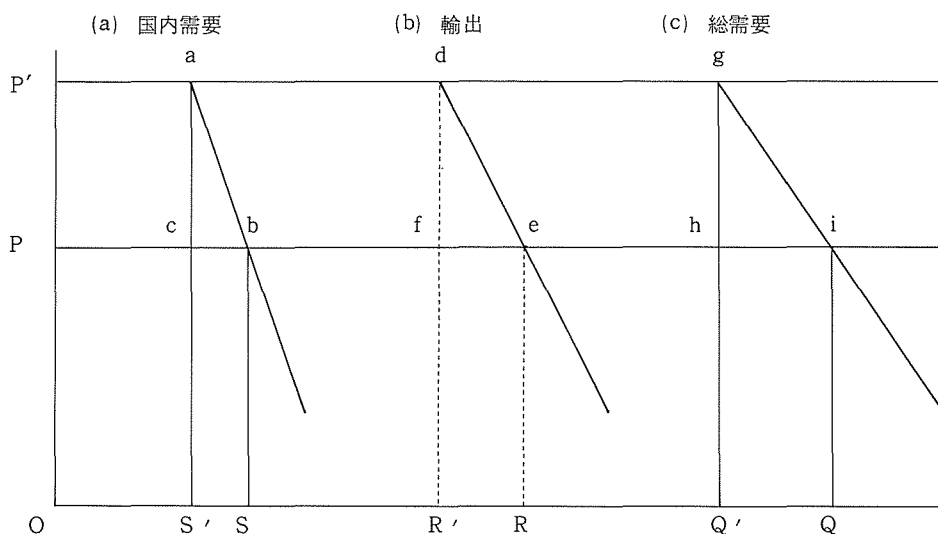
図2はその検討のために引用⁽⁴¹⁾される。

政策的な生産制限の実行は生産量の減少を意味する。同図2では、総需要(c)について生産量がQからQ'に縮少するとき、価格はそれまでの均衡価格PからP'に上昇する。消費者余剰については、 $gP'Ph$ 分が減少し、それがそのまま葉たばこ生産者の手取りとして生産者に移転する。

この状況のもとで、輸出需要と国内需要が検討される。葉たばこの国外需要すなわち輸出葉たばこの需要曲線(b)があれば、それは国内の社会的総余剰の増加を導びく。(d)における $dP'Pf$ は、生産制限政策の実行の結果引上げられた価格分($P'P=df$)を国外の需要者に税金分として支払わせることを意味する。これは国民経済にとってはプラスの純利益をもたらす源泉である。だが、プログラムまたはボードによって運用されるこの政策の結果は、機構上、それに参加する葉たばこ生産者の直接収入となることは見落してならない。また、また、国内需要(a)につい

ては、同様に、生産制限から生ずる価格引上げ $P'P$ 分は、消費者余剰 $aP'Pc$ をそのまま葉たばこ生産者に移転させる。

このように、プログラム、ボードの運営による生産制限は、葉たばこ価格の上昇を通じて、国外、国内の消費者余剰の葉たばこ生産者への移転となって現れる。



(引用) 荏開津, (註31), 8頁。

図2 アメリカタバコ・プログラムと経済余剰

III. 輸出産業としての葉たばこ生産

——アフリカ大陸・ジンバブエ及びマラウイについて——

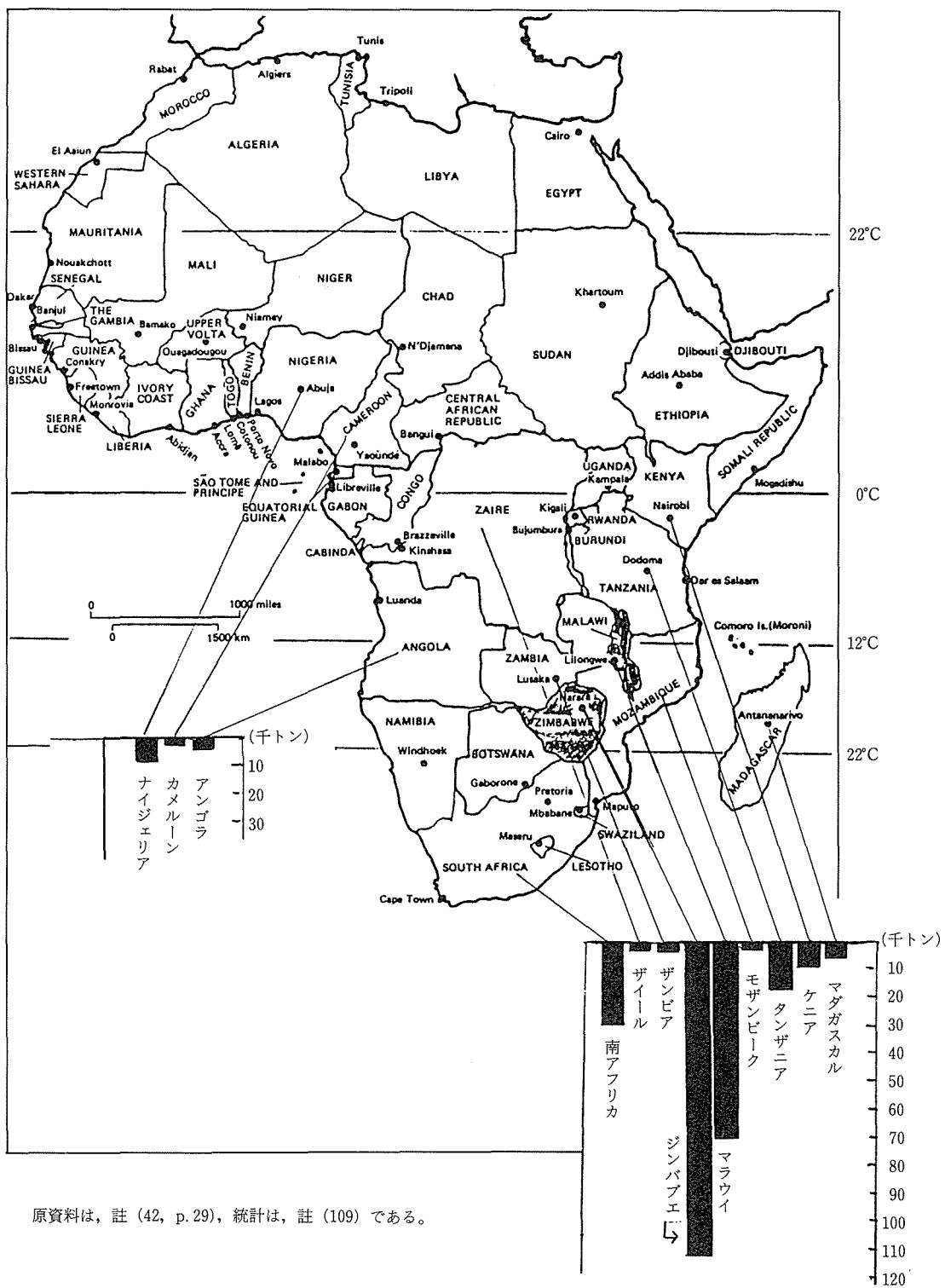
1. アフリカ大陸における生産

研究対象とするジンバブエおよびマラウイの葉たばこ生産と、そのマーケティング・ボードの機能を検討するには、両国いずれにおいても国産葉たばこが国際貿易上重要な地位を占めているという事実について、まず説明しておかねばならない。

両国は、ともに南中央アフリカに位置し、モザンビーク共和国を狭んで北にマラウイ共和国 (Republic of Malawi)、南にジンバブエ共和国 (Republic of Zimbabwe) がある (図3)。両国は南緯9度から22度の範囲にあり、緯度の上からは熱帯に属する内陸地域 (海岸線をもたない) であるが、ともに国土の大部分は平坦な高原 (1,000~1,800m) であるため、温暖で快適なサバンナ気候を呈している。冬期にあたる5月から9月までは殆んど降雨をみない乾期となるが、11月から4月の夏期には平均気温16~27°C、月平均降雨量約100mmがあり、この雨期 (tropical rains) を利用して各種の農産物が栽培されている。

因みにアフリカ大陸⁽⁴²⁾には54ヶ国 (1984年現在) がある。このうち32ヶ国が1960年初頭に、また9ヶ国が1970年中期に、そしてこれを含め、第2次世界大戦後にかつての欧州諸国による

図3 アフリカ大陸葉たばこ生産国と生産量(1988年)



原資料は、註(42, p.29), 統計は、註(109)である。

約150年間にわたる植民地支配を脱し、独立、新興した国々は全部で46ヶ国(90%)である。マラウイはその第22番目で1964年、ジンバブエは最も新しく1980年に、それぞれ英領中央アフリカ連邦から独立を克ちとった、将に新興国である。正確には、実質的には英国南アフリカ会社と呼ばれる「一商業会社による土地支配」とまでいわれたローデシア(Rodesia)からの独立であり、マラウイはこのローデシア・ニアサランド連邦から、またジンバブエはその後に残ったローデシアから、激的な白人支配に対する民族闘争の結果として黒人政府を樹立した⁽⁴³⁾。

両国の葉たばこ栽培の歴史は⁽⁴⁴⁾、このローデシア(それぞれ北ローデシア、南ローデシアという植民地)における英国南アフリカ会社の手によって、1870年から1880年にかけて、アメリカ合衆国から黄色種葉たばこ——いわゆるバージニア黄色種、その乾燥方法の特異性によって熱管乾燥たばこ、Flue-Cured Tobaccoと呼ばれる——の種子を導入、栽培を開始したのはじまりである。

同様に両国の葉たばこ生産は、入植したイギリス人によるプランテーション(Plantation)栽培方式のもとで、多くの場合、現地黒人労働者の雇用か、または小作方式(マラウイ)が採用された。このプランテーションは現地ではエステート(Estate)と呼ばれること、後に詳論するが、ともあれ入植したイギリス人による生産経営は、葉たばこの栽培技術はもとより、生産者組織、運営制度及びオークション方法等あらゆる面において「アメリカは数々の面で、ローデシアにかかわっていた⁽⁴⁵⁾」。すなわち葉たばこ生産経済が組織化され、原料葉たばこの輸出——この場合、母国であるイギリス本土を中心とするヨーロッパ諸国への輸出向け生産を行うための、生産体制をアメリカから導入することを容易にした。経緯を簡単に表示すれば次の如くである。

(マラウイ)

1876年 黄色種種子を導入

1899年 イギリスに輸出(1,018kg)

1926年 現地葉たばこ耕作者ボード(Native Tobacco Board)設立

1938年 オークションフロアー開設

(ジンバブエ)

1904年 「黄金色」葉たばこ栽培に成功

1928年 イギリス帝国特惠関税導入によりイギリス向け輸出激増

1935年 たばこマーケティング法施行

1936年 オークションフロアー開設

すなわち、独立に至る凡そ60~80年の長期にわたって、ジンバブエ、マラウイ両国の葉たばこ生産は、現地黒人労働者の使役によるイギリス系植民者のプランテーションによって維持、発展を遂げた。この間の事情は省くが、重要な点は、結論的にいって、それぞれの植民地の独立後も、両国の国民経済を支え、あるいは農業生産の中軸的作物として、しかも外貨を稼ぐ重要部門として、これをなお白人経営に委ねることを認めているということである。

両国における葉たばこ生産制度についてはそれぞれ章を改めて論述する。当面、この両国の葉たばこ生産が、アフリカ大陸および世界貿易のなかで、いかなる地位を占めているかを、最新の資料に基づいて整理しておかねばならない。

アフリカ大陸諸国のなかで、両国の葉たばこ生産が群を抜く生産量を誇るという事実については前掲図3に一目瞭然である。またその生産規模に関する国際的比較を示した表3から表5

までの統計から、次の特徴を抽出することができる。すなわち1987年現在では、

表3 主要国別黄色種輸出割合 (1987年)

| 輸出品順位別国名 | 輸出割合 (t, t, %) | | |
|------------|----------------|---------|------|
| | 生産量 | 輸出品 | 輸出割合 |
| 1. ブラジル | 263,000 | 120,000 | 45.6 |
| 2. アメリカ合衆国 | 313,399 | 102,210 | 32.6 |
| 3. ジンバブエ | 127,996 | 97,587 | 76.2 |
| 4. インド | 113,660 | 35,577 | 31.3 |
| 5. カナダ | 59,900 | 26,701 | 44.6 |
| 6. マラウイ | 24,463 | 22,001 | 89.9 |
| 7. タイ | 30,823 | 16,513 | 53.6 |
| 8. アルゼンチン | 43,964 | 16,494 | 37.5 |
| 9. 中国 | 1,640,000 | 16,486 | 1.0 |
| 10. 韓国 | 57,100 | 13,007 | 2.3 |
| 11. イタリア | 37,500 | 8,000 | 21.3 |
| 12. フィリピン | 42,800 | 6,302 | 14.7 |
| 13. タンザニア | 15,000 | 5,750 | 38.3 |
| 世界 | 3,265,104 | 548,674 | 17.9 |

(原資料) Foreign Production Estimates Division, 1988., F.A.S., U.S.A.

表4 主要国別バーレー種輸出割合 (1987年)

| 輸出品順位別国名 | 輸出割合 (t, t, %) | | |
|------------|----------------|---------|------|
| | 生産量 | 輸出品 | 輸出割合 |
| 1. アメリカ合衆国 | 190,220 | 45,117 | 23.7 |
| 2. ブラジル | 52,000 | 35,000 | 67.3 |
| 3. マラウイ | 36,789 | 30,281 | 82.3 |
| 4. イタリア | 43,000 | 21,000 | 48.8 |
| 5. 韓国 | 20,939 | 9,318 | 44.5 |
| 6. ギリシャ | 10,169 | 8,906 | 87.6 |
| 7. メキシコ | 14,390 | 7,656 | 53.2 |
| 8. タイ | 18,492 | 4,307 | 23.3 |
| 9. アルゼンチン | 16,699 | 2,717 | 16.3 |
| 10. 中国 | 39,000 | 2,000 | 5.1 |
| 11. ジンバブエ | 3,464 | 1,711 | 49.4 |
| 世界計 | 596,274 | 189,265 | 31.7 |

(原資料) 表3と同じ。

表5 アフリカ大陸，ジンバブエ，マラウイの葉たばこ生産規模

| 種 類 | 地域・地名 | 実数 (ha, t, t) | | | 指 数 (%) | | |
|---------|-------|---------------|-----------|-------|---------|-------|-------|
| | | 栽培面積 | 生産量 | ha当収量 | 面積 | 生産量 | ha当収量 |
| 全 種 類 | 全 世 界 | 4,245,818 | 6,199,947 | 1.460 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| | アフリカ | 256,346 | 298,388 | 1.164 | 6.04 | 4.81 | 79.7 |
| | ジンバブエ | 65,670 | 131,483 | 2.002 | 1.55 | 2.12 | 137.1 |
| | マウライ | 89,250 | 75,758 | 0.849 | 2.10 | 1.22 | 58.2 |
| 黄 色 種 | 全 世 界 | 1,939,058 | 3,265,104 | 1,684 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| | アフリカ | 138,532 | 210,997 | 1.523 | 7.14 | 6.46 | 90.4 |
| | ジンバブエ | 63,536 | 127,996 | 2.015 | 3.28 | 3.92 | 119.7 |
| | マウライ | 15,500 | 24,463 | 1.578 | 0.80 | 0.75 | 93.7 |
| バーレー種 | 全 世 界 | 332,863 | 596,274 | 1.791 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| | アフリカ | 38,073 | 45,213 | 1.188 | 11.44 | 7.58 | 66.3 |
| | ジンバブエ | 1,984 | 3,464 | 1.746 | 0.60 | 0.58 | 97.5 |
| | マラウイ | 30,500 | 36,789 | 1.206 | 9.16 | 6.17 | 67.3 |
| オリエンタル種 | 全 世 界 | | | | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| | アフリカ | 1,800 | 820 | 0.456 | | | |
| | ジンバブエ | 150 | 20 | 0.153 | | | |
| | マラウイ | 250 | 97 | 0.388 | | | |

(資料) USDA：前掲表3，註(109) pp. 49による。

1. アフリカ大陸は全生産量で世界全体の4.8%にすぎない。因みに全種類生産量の国別ランクは、中国、アメリカ、インド、ソ連、ブラジルの順となり、この5ヶ国で世界全体の60%に達する。日本は11位約2.1%で、次いでジンバブエが12位、マラウイは17位である。

2. しかしながら、アフリカ大陸(生産国12)の中では、ジンバブエは第1位44%、マラウイは第2位25%を占め、両国併せての全種類生産量は69.6%の割合に達する。

3. ジンバブエ、マラウイの葉たばこ産業の最大の特徴は輸出割合の高さにある。黄色種についていうと、ジンバブエは76.2%、マラウイは89.9%の葉たばこを海外に輸出する(但し、この水準は実質的にはもっと高いこと、後述する)。バーレー種では、ジンバブエは49.4%、マラウイは82.3%に達し、両国の葉たばこはその栽培当初から今日まで、常に輸出型産業という性格を崩すことはなかった。

典型的な輸出型産業という性格を有する両国の葉たばこ産業は、かつては同じローデシア政府のもとにあって(南と北との相違はあるものの)、イギリスの植民地産業としてはほぼ同じ条件のもとで展開を遂げた。独立を狭む今日まではその展開の事態は、概ね次のように要約⁽⁴⁶⁾できる。

葉たばこの主要な輸出先はイギリスであった。1924年、帝国特惠関税制度が適用されると同時に、葉たばこの生産は刺激を受け、その輸出は急速に伸長し、1928年には1,100トンにも達した。世界経済恐慌の結果、1934年には、かつてない生産超過をもたらしたが、既によく組織化されていた両国でのプランテーション経営者達は、組織的体制を基礎として取引価格を引下げ

ることでも在庫をさばき、結果的にヨーロッパ市場を開拓することに成功した。1939年以降の第2次世界大戦の期間中は、戦時用シガレットの需要増大を背景にして、ローデシア産葉たばこの生産と供給を飛躍的に伸ばさせ、1945年には輸出量は2,100トンにまで倍増した。

第2次大戦が終結すると、戦後のドル不足によりスターリング地域としての両国は葉たばこ供給地として求められる結果となり、1950年には実に4,700トンの輸出量をみるに至り、この5年間に更に輸出量を倍増させた。

だが、1960年ごろに始まるアフリカ大陸における独立運動は、このローデシアを激しい混乱におとし入れた。その苦闘の歴史は他に譲るとして⁽⁴⁷⁾、2つの事件は新興国となったマラウイ、ジンバブエの葉たばこ生産に、それぞれ時期を異にしつつトレード・オフの関係を発生させたことは注目に値する。2つの条件とは、まず1953～1963年の10年間にわたるマラウイの独立抗争に伴う国内戦乱であり、次いで、1965～1980年間の15年間の長きにわたるジンバブエにおける独立戦争に加えての、国連決議によるローデシア政府に対する経済封鎖 (sanction) の制裁適用である。

「1953年、イギリスはこの国——現在のマラウイ、元のニアサランド——を『ローデシア・ニアサランド連邦』としたため、住民の反感を生み、1958年に暴動となって現れ、遂に1964年に独立」した。この結果、ローデシアは従来の英国自治領に戻ったが、「1965年、ローデシア白人政府が『一方的独立宣言——UDI : Unilateral Declaration of Independence——』を行うと、英国は直ちにこの国に対し経済制裁措置をとり……国際連合にローデシア経済制裁を要請し……発動された。それ以降、15年の長きにわたり（現ジンバブエが1980年に独立するまで、また国内ではゲリラ闘争を継続するなかで）、経済封鎖が布かれたのである⁽⁴⁸⁾」

このような事態の推移のなかで、ジンバブエの側からみた葉たばこ生産量の変動は後掲、図3に示されるとおり（説明は後述）である。すなわちマラウイの独立闘争の期間中は、ジンバブエ産葉たばこは急速な展開をみせたが、次いでジンバブエ（当時のローデシア）に対する経済制裁が開始されるに至って、マラウイ産葉たばこは、1969年の1.2万トンから1979年には6.4万トンに凡そ6倍も生産量を増加させた。当時ジンバブエ産葉たばこは、かつては「品質のよい輸出用として著しく発展」してきたにも拘らず、この間に品質、生産量ともに急速に落ち込んだのである。1980年ジンバブエが独立した後では、かつての葉たばこの品質と輸出力を取り戻すため、大きな努力が払われたこと、いうまでもない。

2. 独立新興国の経済と葉たばこ産業

以上、両国の葉たばこ生産に係る歴史的な概観は、そのままイギリスの植民地政策の展開の重要な側面を物語るものである。そして第2次大戦後の独立闘争は——それは一般に小国分裂方式 Balcanization⁽⁴⁹⁾と呼ばれているが——、独立新興国として全く新しい政治体制を構築するところとなった。両国とも共和国として発足したが、マラウイは1964年、バンド大統領 (Dr Hastings Kamuzu Banda) を、またジンバブエは1980年、ムガベ大統領 (Robert Mugabe) を、それぞれ国民投票によって選出し、いずれも終身大統領 (Life President) として今日に至っている。

独立運動の闘士であるこの2国の大統領は、いずれも急進的改革派とみられていたが、独立後の政治、経済、社会等にかかわる諸制度の設立とその経営方針については、予想に反して、ともに「政経分離」を原則とする、他の独立新興国からみれば「もっとも現実的な路線」を選

び、その後、その道程を歩んできた。近隣の諸国——ザンビア、モザンビーク、ボツワナそして南アフリカ等が現在なお不安定な政情と低迷した経済活動を続けていることからみれば、(この間の事情については、巻末・註(55), (91), (95)のほか、伊藤正孝『アフリカ33景』朝日文庫420, 等を参照) このマラウイ、ジンバブエ両国は例外的であるともいえよう。

葉たばこ産業に関していえば、その両国とも、基本的にはかつての白人系(主としてイギリス人)の生産経営の存続を独立後もそのまま承認するかたちをとった。2国間にかかなりの内実の相違をみせること、後述するところであるが、新黒人政権によるその承認は、両国経済における葉たばこ産業の重要性、殊に輸出産業として外貨を稼得する源泉たる役割を重視したからに他ならない。

この経緯のなかで、最も注目される事実は、葉たばこ産業の運営について、マラウイでは、1963年以降、特殊作物法(Special Crops Act)を制定し、またたばこ法(Tobacco Act, 1970)及びたばこオークションフロア規制法(Control of Tobacco Auction Floors Act, 1970)を根拠法とする「葉たばこ統制委員会(Tobacco Control Commission)」にそのすべてを委譲している。またジンバブエでは1977年、独立直前に制定されたたばこマーケティング及び資金法(The Tobacco Marketing and Levy Act, 1977)を根拠法とする、「たばこマーケティング・ボード(Tobacco Marketing Board)を設定し、その運営を任せていること、これである。

この事実こそ、主題とする農産物マーケティング・ボードと対象を同じくするものとして、両国のボードの機能を検討する素材とする所以である。すなわち独立後の新政府は、制定の年次及び法律の違いこそあれ、重要な輸出部門である葉たばこの経営について、いずれもマーケティング・ボードという組織を設立したが、それは何故か。いかなる機能があるために、それが重視されたか。また、新政府はこの組織といかなる程度において関与しているか。さらに、この組織はかつて植民地時代のそれとどのように性格が異なるものであるか。そして、この新しい組織による運営は、両国の葉たばこの「輸出」にどの局面でいかに寄与しているか。

以下の章ではジンバブエ、マラウイの順に、これらの主題を中心に具体的に論述することにした。

IV. ジンバブエのたばこ・マーケティング・ボードの運営

1. 輸出産業としての葉たばこ部門

(1) 国民経済構造と葉たばこ産業

発展途上国の中で、ジンバブエは「最も広範な部門にまたがる経済⁽⁵⁰⁾」構造をもつといわれる。豊富な鉱物資源の供給、素材としての農産物生産、相対的な熟練労働者、そして訓練された経営等がその要因として指摘されている。

表6から表10までは、最新の統計数値によってこれらの実態を説明するものであるが、国民経済構造と葉たばこ産業の地位について要約すれば、凡そ次の如くなる。

1. 産業部門別にみた国民生産額については、農業部門は製造業に次ぐ第2位であり、過去10ケ間に実質3.5%の伸びをみせたが、1980年の独立後、政府はインフラストラクチャー(教育、医療、公務、運輸・通信等)の形成に対して積極的な促進策をとったことから、農業部門の伸びは相対的に低かった(表6)。

表6 産業部門別国民生産の構成割合 (1984)

| | 要素費用国民生産 (%) | | 伸び (%) |
|------------------|--------------|-------|-----------|
| | 名 目 | 実 質 | 実質(84/75) |
| 1. 農 林 業 | 11.8 | 13.6 | 103.7 |
| 2. 鉱 山 ・ 採 石 業 | 5.8 | 8.3 | 97.3 |
| 3. 製 造 業 | 27.5 | 23.0 | 111.0 |
| 4. 電 気 水 道 業 | 2.8 | 2.0 | 74.5 |
| 5. 建 設 業 | 3.6 | 2.4 | 54.5 |
| 6. 金 融 ・ 保 険 業 | 5.4 | 5.7 | 105.3 |
| 7. 不 動 産 業 | 1.1 | 1.2 | 51.9 |
| 8. 流通・ホテル, レストラン | 13.9 | 10.5 | 97.9 |
| 9. 運 輸 ・ 通 信 業 | 7.1 | 6.5 | 117.3 |
| 10. 公 務 | 7.0 | 10.3 | 183.3 |
| 11. 教 育 | 7.4 | 9.5 | 249.3 |
| 12. 医 療 | 2.3 | 2.6 | 146.0 |
| 13. サ ー ビ ス 業 | 1.5 | 1.7 | 79.7 |
| 14. そ の 他 | 6.1 | 6.2 | 129.2 |
| 15. 不 突 合 | -3.5 | -3.5 | -137.8 |
| 粗 国 民 生 産 | 100.0 | 100.0 | 112.3 |

(資料) Central Statistic Office, Statistic Yearbook of Zimbabwe. 1987., p. 81.

2. 輸出額に占める農業部門の比重はきわめて高い。食糧農産物16.5%, たばこ23.7%, 木棉9.8%であり, その合計はちょうど50.0%となる。製造品の輸出構成割合は部門最大で32.4%であり, たばこ輸出は単独品目でこれに次いでいる (表7)。

3. 産業別平均賃金については (表8, 表9), 農業「雇用労働者」の平均月額は最低水準にある。農業賃金労働者は全産業部門労働者総数の26% (1984年) を占め, 数にして最大である。これを「人種別労働者」の面からみると (表10), アフリカ系の労働者が圧倒的に多く, また「集落農民」すなわち伝統的集落内で自給的農業を営む労働者数は, アフリカ系雇用労働者数に匹敵する。

4. こうした「農業雇用労働者」が雇用され就業する機会はきわめて限られている (表10)。商業的農場数は, 全国で凡そ14,500農場にすぎない。このうちアフリカ系労働者を雇用することが必要なプランテーション農場は僅か6,000農場である。

5. 政府は1984年以降, 農場賃金労働者を含む全雇用者に対して「最低賃金制度」を導入し, アフリカ系労働者の経済厚生を安定, 向上に努めてきたが, 農業部門についてはその水準は最も低い。その背景はこの部門における上述の需給構造にある。

6. 因みに, 1985年における農業賃金労働者の賃金水準をUSドル及び日本円に換算(1 US \$ = 1,612Z \$, 1 US \$ = ¥200, なおZ \$ はジンバブエドル)すれば, 概ね次の数値が得られる。

表7 品目別輸出額の推移 (1974~85)

| | 輸 出 額 (1,000Z\$) | | 機械比 (%) | 伸 び (倍) |
|------------|------------------|-----------|---------|---------|
| | 1974 | 1985 | | |
| 1. 食糧農産物 | 105,794 | 254,397 | 16.5 | 2.4 |
| 食 肉 | 37,274 | 43,238 | 2.0 | 1.2 |
| メ イ ズ | 27,647 | 36,181 | 2.3 | 1.3 |
| 茶 | 7,975 | 23,159 | 1.5 | 2.9 |
| コ ー ヒ ー | 11,612 | 48,586 | 3.1 | 4.2 |
| 砂 糖 | 10,891 | 68,361 | 4.4 | 6.3 |
| 2. た ば こ | 102,729 | 366,253 | 23.7 | 3.6 |
| パーレー種 | 1,177 | 714 | 0.0 | 0.6 |
| 黄色種 | 94,810 | 355,729 | 23.0 | 3.8 |
| その他 | 642 | 5,917 | 0.4 | 9.2 |
| 製品タバコ | 5,865 | 3,530 | 0.2 | 0.6 |
| 3. 天 然 資 源 | 126,144 | 287,820 | 18.6 | 2.3 |
| 木 綿 | 41,072 | 151,678 | 9.8 | 3.7 |
| アスベスト | 57,344 | 82,684 | 5.4 | 1.4 |
| 4. 鉱 物 燃 料 | 7,872 | 15,915 | 1.0 | 2.0 |
| 石 炭 | 3,166 | 4,672 | 0.3 | 1.5 |
| コークス | 4,704 | 10,850 | 0.7 | 2.3 |
| 5. 油 脂 類 | 5,764 | 1,679 | 0.1 | 0.3 |
| 6. 化 学 製 品 | 4,623 | 26,666 | 1.7 | 5.8 |
| 7. 製 造 品 | 168,347 | 501,443 | 32.4 | 3.0 |
| 鉄 合 金 | 31,600 | 184,620 | 11.9 | 5.8 |
| 8. 機 械 類 | 14,059 | 24,859 | 1.6 | 1.8 |
| 9. そ の 他 | 23,330 | 66,311 | 4.3 | 2.8 |
| 総 計 | 558,662 | 1,545,343 | 100.0 | 2.8 |

(資料) 前出, 表6に同じ, (pp. 171~174を加工した)

表8 産業別平均賃金 (月額, Z\$)

| | 平均賃金月額 | | | 比較 (%) 農業=100 |
|------------|--------|------|---------|------------------|
| | 1980 | 1983 | 伸 び (%) | |
| 1. 個 人 企 業 | 29 | 57 | 97 | 71 |
| 2. 農 業 | 32 | 80 | 150 | 100 |
| 3. 鉱 業 | 131 | 236 | 80 | 295 |
| 4. 建 設 業 | 147 | 243 | 65 | 303 |
| 5. 製 造 業 | 196 | 314 | 60 | 393 |
| 6. 流 通 業 | 208 | 320 | 54 | 400 |
| 7. 官 庁 | 250 | 295 | 18 | 368 |
| 8. 医 業 | 253 | 321 | 27 | 401 |
| 9. 電 気 業 | 292 | 403 | 38 | 503 |
| 10. 輸 送 業 | 316 | 430 | 36 | 537 |
| 11. 教 育 | 323 | 359 | 11 | 448 |
| 12. 金 融 業 | 463 | 662 | 43 | 827 |

(資料) 前出, 表6に同じ, (p. 45)

表9 産業別雇用労働者と平均賃金 (1984)

| | 実数 (1,000人) | | 構成割合 (%) | | 伸び (%) | 賃金 (Z\$) | |
|-------------------|-------------|---------|----------|-------|--------|----------|-----|
| | 1975 | 1984 | 1975 | 1984 | | 平均 | 最低 |
| 1. 農業 | 363.8 | 271.2 | 34.6 | 26.2 | 74.5 | NA | 65 |
| 2. 鉱業 | 62.6 | 54.5 | 6.0 | 5.3 | 87.1 | 270 | 125 |
| 3. 製造業 | 156.0 | 166.3 | 14.9 | 16.0 | 106.6 | 329 | 125 |
| 4. 電力, 水道業 | 6.9 | 7.3 | 0.6 | 0.7 | 105.8 | 454 | 125 |
| 5. 建設業 | 60.8 | 45.3 | 5.8 | 4.4 | 74.5 | 248 | 125 |
| 6. 金融保険業 | 12.1 | 15.7 | 1.2 | 1.5 | 129.8 | 706 | 125 |
| 7. 流通, レストラン, ホテル | 77.3 | 80.2 | 7.4 | 7.7 | 103.8 | 327 | 125 |
| 8. 通信運輸業 | 45.3 | 50.1 | 4.3 | 4.8 | 110.6 | 428 | 133 |
| 9. 公務業 | 48.9 | 88.9 | 4.7 | 8.6 | 181.8 | 294 | 125 |
| 10. 教育 | 36.0 | 83.8 | 3.4 | 8.1 | 232.8 | 379 | 125 |
| 11. 医療業 | 13.5 | 19.9 | 1.3 | 1.9 | 147.4 | 345 | 125 |
| 12. 個人企業 | 124.1 | 98.0 | 11.8 | 9.5 | 79.0 | 70 | 60 |
| 13. その他サービス | 42.9 | 55.2 | 4.0 | 5.3 | 128.7 | 290 | 125 |
| 計 | 1,050.2 | 1,036.4 | 100.0 | 100.0 | 98.7 | | |

(資料) 前出, 表6と同じ, (pp. 52, 53, 54から加工した)

表10 人種別労働者 (1982)

(単位人, %)

| | 労働者数 | | | |
|----------|-----------|--------|--------|-----------|
| | アフリカ系 | ヨーロッパ系 | その他 | 計 |
| 1. 雇用労働者 | 1,098,060 | 67,200 | 12,310 | 1,177,570 |
| 2. 失業者 | 264,460 | 2,280 | 1,360 | 268,100 |
| 3. 集落農民 | 1,037,920 | 330 | 150 | 1,038,400 |
| 計 | 2,400,440 | 69,810 | 13,820 | 2,484,070 |
| | 割合 | | | |
| 1. 雇用労働者 | 93.2 | 5.8 | 1.0 | 100.0 |
| 2. 失業者 | 98.6 | 1.0 | 0.4 | 100.0 |
| 3. 集落農民 | 99.9 | 0.0 | 0.0 | 100.0 |
| 計 | 96.6 | 2.8 | 0.6 | 100.0 |

(資料) 前出, 表6と同じ, (p. 47より加工した)

| | | | | | |
|---------|---------|---|------------|---|---------|
| 平均賃金月額 | 80Z \$ | ≒ | 49.6US \$ | ≒ | 9,920円 |
| 最低賃金月額 | 65Z \$ | ≒ | 40.3US \$ | ≒ | 8,060円 |
| 〃 | 125Z \$ | ≒ | 77.5US \$ | ≒ | 15,500円 |
| 金融業(平均) | 706Z \$ | ≒ | 437.9US \$ | ≒ | 87,580円 |

7. 1988年現在、葉たばこ総生産高は47,120万Z \$ (40,550.8万 US \$, 8,110,160万円) であり、その99%がオークションを通じて海外籍バイヤーによって輸出された⁽⁵¹⁾。この国の主力品種である黄色種の世界貿易に占める地位は、重量で17%、世界第3位を「維持」している⁽⁵²⁾。

8. たばこ産業協議会⁽⁵³⁾によれば、葉たばこ産業が国民経済において果す経済的役割について、次の例示で的確に説明している。

- 1) 100人中、8人がたばこ産業で生計をたてている
- 2) 100人中の就業者中、12人がたばこ産業に雇用されている
- 3) 100人の農場労働者中、33人がたばこ農場で雇用されている
- 4) 100人の製造業労働者中、3人がタバコ加工・包装産業に雇用されている
- 5) 100ドルの輸出商品中、23ドルが葉たばこである
- 6) 100ドルの農業産出中、20ドル及至30ドルがたばこ栽培で産出されている
- 7) 100ドルの総産出中、3ドルがたばこ栽培と加工労働者に支払われている
- 8) 100ドルの消費税中、20ドルがシガレット喫煙者から支出されている
- 9) 100ドルの販売税中、3ドルがシガレット販売によっている
- 10) 100ドルの所得税中、2ドルがたばこ生産及び製造によっている
- 11) 100キロの葉たばこ収量中、96キロが輸出されている

9. 葉たばこは他の作物との間に密接な補完関係にあり、連作を避けるためにも、また経営的にも輪作体系が慎重な選択される。このため、葉たばこ産業は同時に複合的の生産として他の作物の生産を促進する。

たばこ農場全体としてみれば、葉たばこ農場は、国産メイズ（主食であるとうもろこし）の39%、綿の32%、牛肉の30%、小麦の27%、及び大豆の18%を、それぞれ副次部門として産出している。この点について、次の記述は注目に値する。「ジンバブエがアフリカ諸国中に真に食糧の自給と食糧の輸出能力をもっている誇り⁽⁵⁴⁾」これである。

10. 加えて、葉たばこ生産は土地利用を高めるほか、生産資材（肥料、農薬等）産業や輸送企業（隣接国輸出港湾までの鉄道、長距離トラック等）の関連産業活動と補完関係にある。

11. 葉たばこは、輸送コスト比に関しても絶対的な優位性（表11）をもっている。「トン当たり輸出価格比」は、葉たばこは綿の約2倍、メイズの約22倍に達し、積込重量が小さく商品輸出価格がきわめて高い農産物として、この面での生産優位性がある。

表11 鉄道車輛当り輸出額の比較

| 品名 | 積込重量 (t) | トン当たり輸出価格(\$) | 車輛当り価格 (\$) |
|-----|----------|---------------|-------------|
| たばこ | 17 | 2,770 | 47,090 |
| 綿 | 20 | 1,330 | 26,600 |
| メイズ | 39 | 125 | 4,875 |

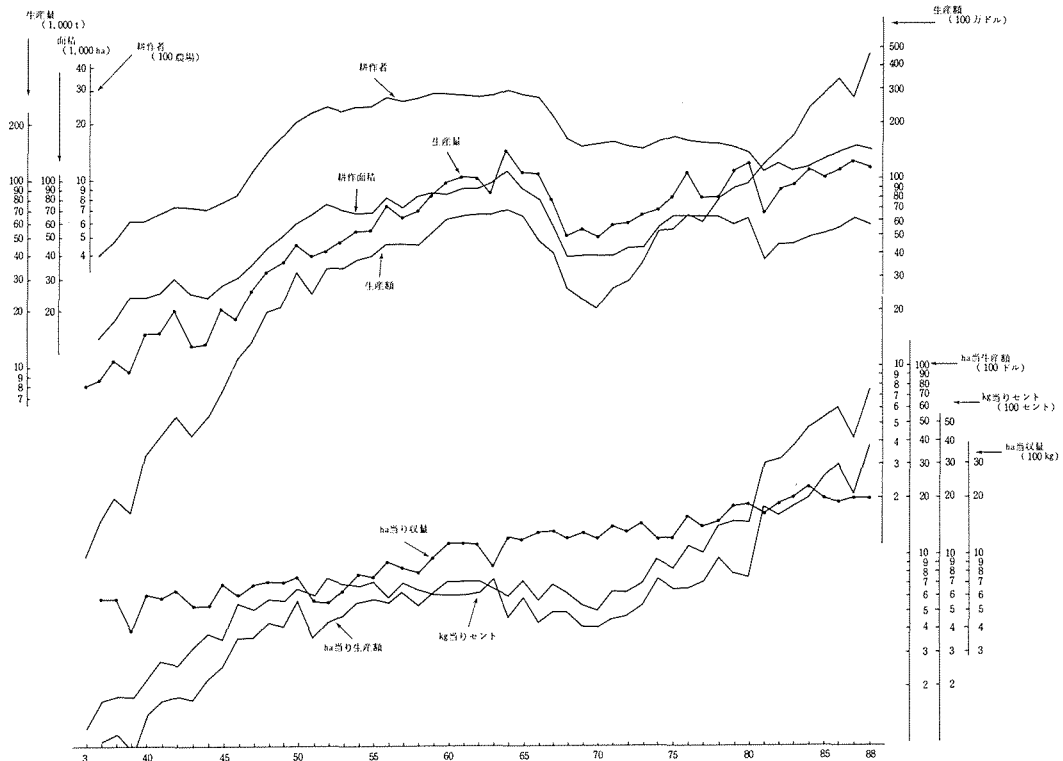
(資料) T.I.C., Tobacco, its Contribution, p. 15., (註 (53) に同じ)

(2) 葉たばこ生産と輸出の推移

1936年、ジンバブエに葉たばこオークション制度が導入されてから1988年の今日に至る、約50年間の葉たばこ生産と輸出の推移は図3に一括して示されるとおりである。

いくつかの政治、経済体制の転換、変動は明らかに葉たばこ産業に重大な影響を与えた。この視点によって、それは3つの時期区分が可能となる。

第1期はオークション制度導入から経済封鎖までの、1936～1965年にわたる約30年間、第2期は経済封鎖中の、1965～1980年独立宣言に至る約15年間、そして第3期は独立後、今日までの約8年間である。



(原資料) T. M. B., Statistical Summary of Flue-Cured Auction Sale, 1936-1988, により加工した。

図3 ジンバブエの葉たばこ生産の推移 (1936-1988)

同図3により、葉たばこ産業の推移をその「生産額」についてみる限り、第1期の激増、第2期の激減から回復、第3期の急増といった、実に明確な動きが読みとれる。この特徴は、1960～1970年代の経済封鎖及び独立戦争という不幸な事件を経たにも拘らず、ジンバブエ葉たばこ産業は、一貫して、生産の順調な伸びを続けたことを意味する。その推移を促した社会経済的背景を、以下簡略に指摘しよう。

第1期の「激増」の要因は、葉たばこ産業の展開の初動期にあって、

1. 主要輸出先イギリスの消費量の増加と、同国との間に締結された特惠関税制度の適用による利益

2. 米国産葉たばこにおける、価格支持制度のもとでの輸出価格の安定と高騰化傾向が、

自由競争市場による取引きを前提とするローデシア産（当時）葉たばこの価格の安値感とを結果したこと

3. 第2次世界大戦後のヨーロッパ諸国における慢性的ドル不足が、スターリング地域としてのこの国との取引きを増加、安定させる効果を楽しむことができたこと等にある。

第2期の「激減から回復」という動きは、いうまでもなく経済封鎖による直接的な影響によって説明される。経済封鎖は具体的には「輸出港の封鎖」を意味する。すなわち、

1. 輸出商品である葉たばこの輸出は直接的に多くの制約を受けた。だが、南アフリカ、アンゴラ等の近隣諸国⁽⁵⁵⁾を経由しての輸出ルートを確認し続けることができたため、壊滅的な打撃は回避された。

2. 経済封鎖中は、在庫過剰のリスクを分散する目的をもつ政府の葉たばこ産業に対する介入もみられたが、基本的には、葉たばこボードは、「自分達でこの産業を維持、発展させてゆくという点で、耕作者、輸出業者ともに一致していた⁽⁵⁶⁾」

さらに、独立戦争はこれとは別に、葉たばこ産業を主体的に支えてきたイギリス系農場経営者にとって、戦争または内戦への参加と他国への移住決意といった苦渋に充ちた選択と行動を強いられた⁽⁵⁷⁾。当然にこの事態は、葉たばこ産業活動それ自体を極端に縮小させる要因である。だが、事実は図3にみられるとおり、葉たばこ生産量は一旦、1968年に最低水準に低下した後、次第に上向きに転じた。

第3期は「急増」という動向を示している。経済封鎖の解除はそのままジンバブエ共和国の独立を意味する。耕作者にとっては、独立に伴う政権の交替及び居留意志の選択が行われたことを意味する。しかしながら、独立期の混乱（新政権のとった隠健な路線の歓迎）が納まると、葉たばこの生産量は、耕作者の漸減、耕地面積の縮小にも拘らず、再び上昇をみた。すなわち、面積当たり収量が微増するなかで、重量当たり価格及び面積当たり生産額の急速な上昇があったが、これは直接的には、葉たばこの価格水準の高騰の結果として表れている。換言すれば、ジンバブエ産葉たばこは、この時期に至って、品質の面で国際競争力を確実に強めたことをそれは物語っている。

(3) 輸出競争力の存在

ジンバブエ産葉たばこの輸出競争力は、この国で主力をなす黄色種⁽⁵⁸⁾葉たばこ(Flue-cured Tobacco)についてみられる。

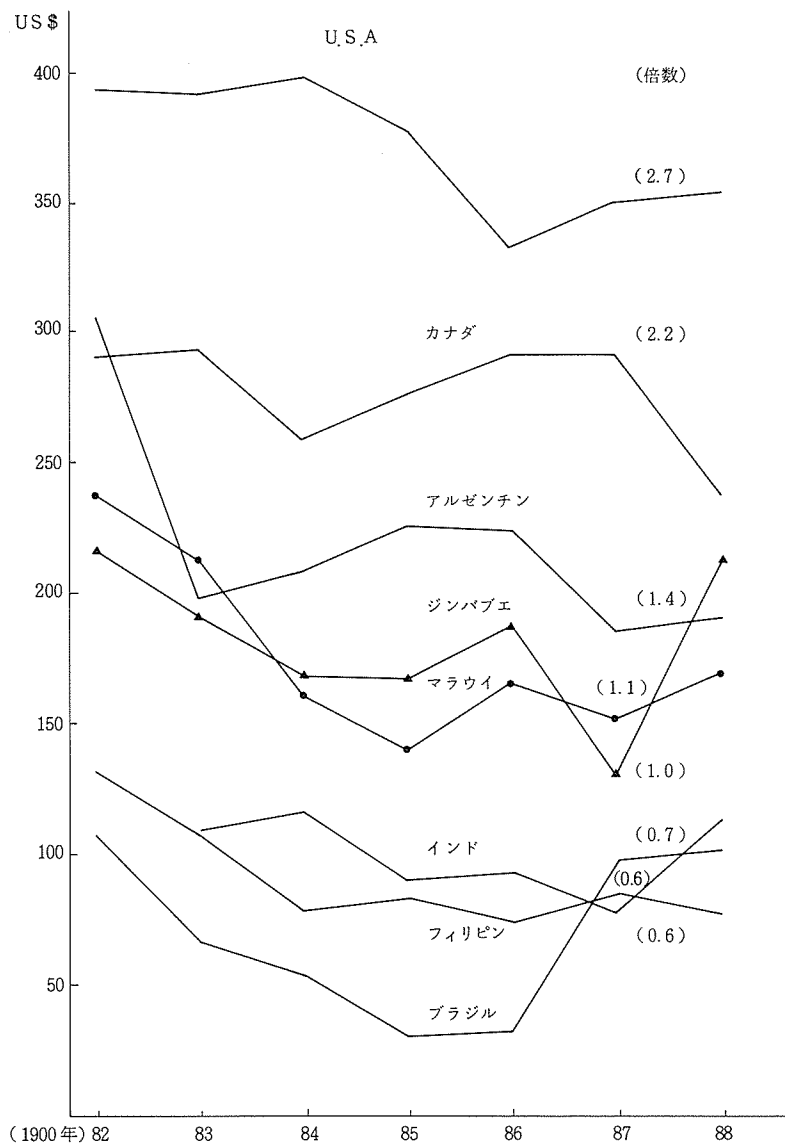
1988年産・黄色種葉たばこの生産量は118,000トンであり、その97.8%、115,431トンがオークションフロアー（競売市場、後述）で販売された。この販売量は前年、1987年の106,169トンより8.7%多い。だが、そのkg当り販売価格は、前年比よりも実に61%高かった。US \$で示せば、1.41ドルから2.27ドルとなり、差引86セントの上昇である。その主要因は次のように指摘されている。

「この年の黄色種葉たばこは、前87年の天候不順による品質の全体的な劣化による打撃とあって替り、耕作面積の増加もあるが、何よりも『適切な降雨配分』によって、生産量を増加させたばかりか、品質面では1980年独立以後の最高水準を確保することができた⁽⁵⁹⁾」

ジンバブエ産葉たばこは、かんがい施設をもたないため、その生産成果は明らかにその年の自然条件、殊に葉たばこの生育期に適した降雨量にめぐまれるかどうかにかんして決定的に影響される。裏返していえば、熱帯雨季を利用した葉たばこ栽培であり、その条件に適した地域でそれが立

地してきたということである。前掲、図3及び図4にみられるように、生産量は年々変動幅が大きいのはこのためである。

ジンバブエ産葉たばこが世界の葉たばこと比較して、どの程度の「競争力」があるかを示すのはかなりの困難事であり、そうする場合でも当面（当年産）の需要についてだけでなく、将来予測を含めて判断する材料が必要であるが、一つの尺度として「kg当りの平均生産者手取額」が利用される⁽⁶⁰⁾。図4はそれをUSドルで直接比較したものである。比較を容易にするため、1987年のジンバブエ産価格を1.0とした倍率で主要産出国のそれを図上に示した(1988年産の数値は国別に販売時期を異にし、漸定的数値である)。



(原資料) ZTA., Quarterly Tobacco bulletin., (p. 7)

図4 kg当り平均生産者手取額の主要産出国比較

これによれば、ジンバブエ産黄色種の生産者手取額は、アメリカの30%弱、インドの40%高の間にある。同時に、ジンバブエ産葉はマラウイと同様、この数年間に、図上で右下りとなり、その意味での価格競争力が次第に強められたという事実を見落すわけにはいかない。この年平均生産者手取価格は、実際には多くの要素が組合さって出現⁽⁶¹⁾したものであって、単純にその水準だけで判断することは危険であること、いうまでもない。だが、この価格水準は、ジンバブエ及び後述するマラウイはともに、「完全な競売市場」で形成されたものであり、正確にそこに集う世界のバイヤーの需要と、国産葉の供給との間のオークションによっていること、改めて指摘しておく必要がある。

すなわち、ジンバブエ産の黄色種葉たばこは、現在、実に世界63ヶ国のバイヤーを販売相手とする(表12, 1986年では59ヶ国であった)。1988年での輸出先国は⁽⁶²⁾、大陸別にみれば、その43.9%はヨーロッパ大陸諸国(EC)であり、これに東欧諸国11.5%を加えれば合せて55.4%になる。第2位は極東諸国で15.3%、第3位はアフリカ大陸内部で14.0%、第5位は中東諸国であった。また同様に、これを国別でみれば、第1位は西ドイツ(9,219トン)のほかフランス、ギリシヤ、オランダ、ポルトガル及びイギリスの順であった。なお急激に購入量を減少させたがなお高い水準にあるのはベルギー(7,847トン)とデンマークであった。中東諸国からの買付

表12 ジンバブエ産葉たばこの輸出先(1987)

| 国 別 | 1987 年 販 売 | |
|---------------|------------|-------|
| | 実数(トン) | (%) |
| イ ギ リ ス | 13,205 | 13.0 |
| ベ ル ギ ー | 12,854 | 12.6 |
| 西 ド イ ツ | 6,162 | 6.1 |
| オ ラ ン ダ | 5,865 | 5.8 |
| デ ン マ ー ク | 1,883 | 1.9 |
| ポ ル ト ガ ル | 1,358 | 1.3 |
| フ ラ ン ス | 1,192 | 1.2 |
| ギ リ シ ヤ | 1,038 | 1.0 |
| ア イ ル ラ ン ド | 413 | 0.4 |
| ル ク セ ン ブ ル グ | 277 | 0.3 |
| イ タ リ ー | 115 | 0.1 |
| (EC 計) | 44,342 | 43.6 |
| その他ヨーロッパ | 15,589 | 15.3 |
| 極 東 諸 国 | 16,434 | 16.2 |
| ア フ リ カ 大 陸 | 11,954 | 11.8 |
| 中 東 諸 国 | 9,608 | 9.5 |
| オ セ ア ニ ア | 2,831 | 2.8 |
| 北 ア メ リ カ | 865 | 0.9 |
| そ の 他 | 13 | 0.0 |
| 計 | 101,636 | 100.0 |

(原資料) T.M.B., Annual Report p. 10, 1987, 註(68)に同じ。

けは依然として増加傾向にあり、アフリカ大陸諸国のそれは、ジンバブエ独立後で最も高い水準に達した。このような需要国数の年々の増加傾向は、明らかに、この国の黄色種葉たばこに対する品種及び量についての需要の伸長とともに、ジンバブエのオークション・システムのもつ優れた機能に対する信頼を背景とすること、後述するところである。

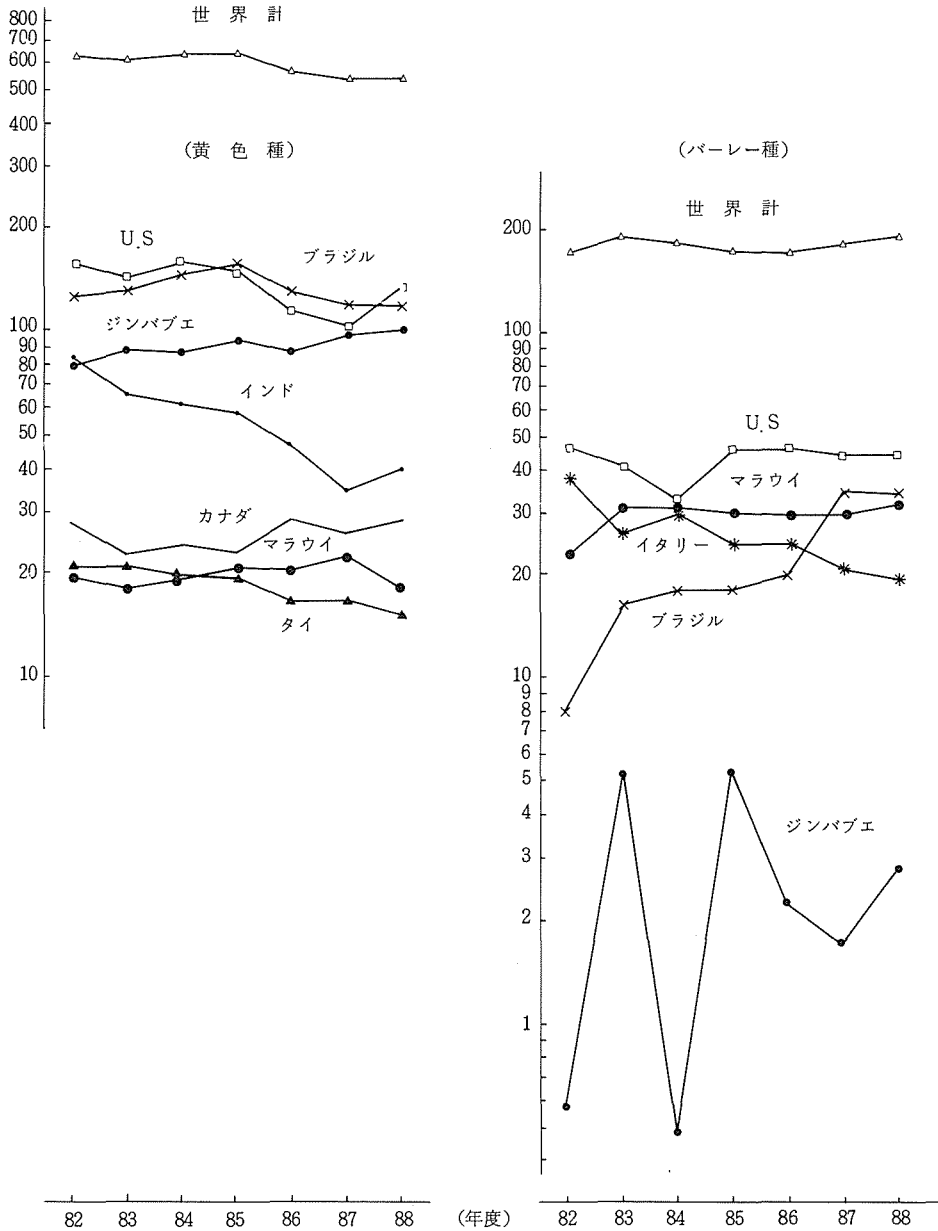


図5 主要輸出国の輸出量の推移 (1982-88)

(4) 国際的需要を誘発する要因

葉たばこ輸出国であるジンバブエのオークションに、世界主力需要国から多数が参加するという事実は、いかなる要因によるかである。これについて、葉たばこパイヤーである専門家の指摘は⁽⁶³⁾、これを検討するに際してきわめて重要な示唆を与えている。

「ジンバブエの葉たばこのセールス・ポイントは、次の4点である。

- ①品質の幅が広く、異ったパイヤーの好みに合わせられること、すなわち balanced crop であること
- ②供給が安定していること
- ③完全な自由市場であること、そして
- ④優れた組織機関が存在すること」

(ついでながら、この指摘は1982年、新政府が発足して2年目、同じことであるが経済封鎖が解除された直後のそれである。「独立後の政治、経済の動きは激しく……あの組織ち密で癖のないローデシア葉は再び現れるだろうか。当時世界第2位の輸出量を誇った葉たばこの供給力はどうなったか。……そして(上記の)4点の特徴は残っているだろうか」)

ともあれ、ジンバブエ産葉たばこが国際的規模で取引きされる要因は、各国の需要を充足する商品が存在し、安定的に供給され、その取引きが自由競争的に行われ、それを制御する機構が有効に働いている、という4つの点から説明される。全く正当な指摘であるが、この要因はその性格上、国際商品としての葉たばこの生産及び供給可能性と、かかる商品の国際的取引機能を正当に発揮させる経済的体制の存在、の2つに大別することができる。すなわち、balanced Crop という物的要素と、それを国際的商品として競売市場を安定的に維持する人的組織的要素とが、ともに確実に存在することである。そしてこの後者こそ「たばこ・マーケティング・ボード」であり、その機能を適切に発揮させる態様が検討されねばならない。

2. Balanced Crop と葉たばこ生産農場

(1) Balanced Crop

葉たばこ生産農場が立地する条件には、そのための適切な土壌と気象とが不可欠である。ジンバブエの黄色種葉たばこの生産地は「マシヨナランド——(この国はかつてはそう呼ばれた)」の北部及び北西部に広がる、高度にして1,050m~1,650m、年降雨量にして600~800mmを得る、軽鬆な土壌を有する平原地帯にある。葉たばこ適地はジンバブエではこの地帯に限られ、それは全可耕地面積の僅か3%でしかない。殊に土壌は豊沃である必要はなく、むしろ砂質ないしは砂壤質で本質的に低地味である土壌が高品質の葉たばこ生産に適している⁽⁶⁴⁾。また葉たばこは、メイズ(とうもろこし)と飼料作物とのローテーションが組まれており(ネーマトーグ駆除と土壌保全が目的である)、それは同時に家畜飼育に好条件をもたらすこと、後に具体的に説明する(後掲、表15)とおりでである。

ジンバブエの葉たばこ生産は、その入植栽培当初からこの適地の発見によって展開した。熱帯における高度差は、気温、降雨量とその季節差およびそれによる土質条件をそれぞれの地域ごとに特徴づける。そしてこれがまた葉たばこの適品種、種類はもとより、栽培期間、収穫時期に多様な差異をもたらすことになる。

ジンバブエの葉たばこ生産地は、こうした条件の組合せにより大きく4地域に区分され、さらにそれぞれの地域内は全体で15地区に組分されている(図6)。

「地域1と、地域2・3及び4では、葉たばこの性質が異なる。……地域1ではオレンジ・スポット・完熟・薄手が多く、他地域ではレモン・スリック・未熟・厚手が多い……このように、ジンバブエの黄色種は大別して2つのタイプに分けられるが、それが更に(15地区に)区分されて balanced crop を形作っている⁽⁶⁵⁾。」

1988年現在、この地域区分に従って葉たばこ生産の集中度をみれば、「地域1」に耕作面積にして54.7%、収穫量にして51.5%、農場数にして48.7%が集中している。このことは、当初からイギリス系白人が葉たばこ栽培の適地をここに求めて入植し、土地を所有し、黄色種栽培適地という性質の選択が行われたことを物語っている。

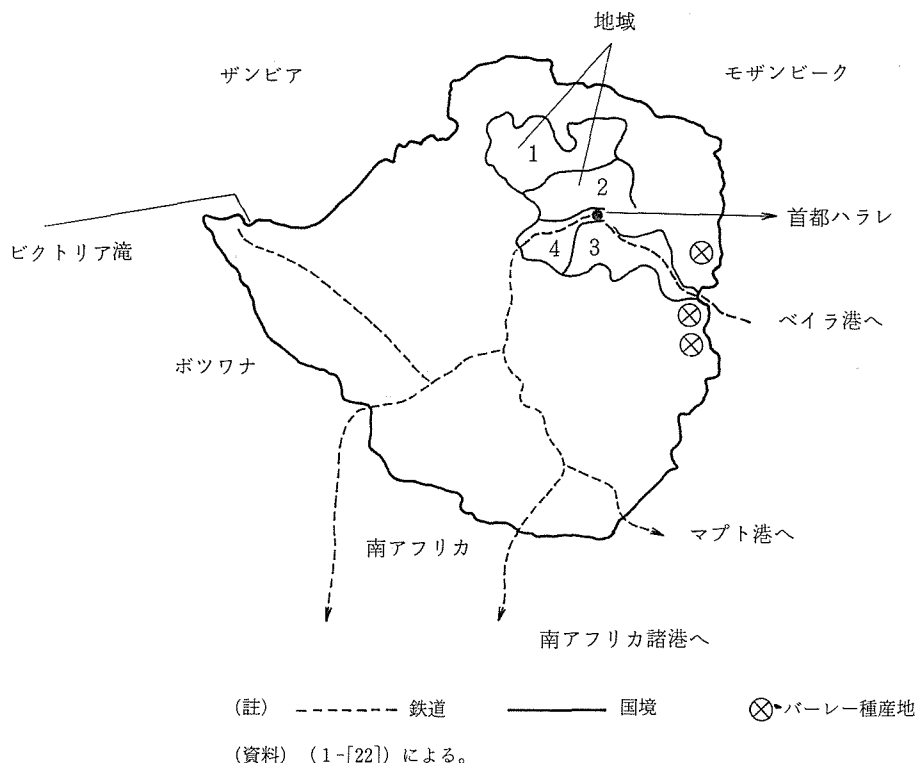


図6 ジンバブエ黄色種生産地と輸送ルート

ここにいう balanced crop の含意は、その地域全体として多様な特色を持った葉たばこが栽培可能であることによって、結果的に多数の国から来るパイヤーの需要や好みを満足させていること、換言すれば、需要側からみて品質上の選択幅の広い葉たばこを量的にも十分にジンバブエが供給していること、である。

事実、ジンバブエ葉たばこ産業は既述のとおり、世界63ヶ国のパイヤーを取引相手としている。また、その品質が多様であるため、たばこマーケティングボードは「黄色葉たばこの格付分類」を公式に定め、その取引に便宜を与えている。ただし、この格付分類はパイヤーはもとより、耕作者、オークションフロア関係者のいずれにも利用されるものであるが、特色は、他の生産国(例えばアメリカ合衆国、カナダ等)における葉たばこの価格支持制度の適用基準⁽⁶⁶⁾

としてではなくして、純粹な意味での自由競売上の「目安」として利用されるにすぎない点にある。そしてこの格付分類は、「この（記号の）組合せによると、3,240通りもある⁽⁶⁷⁾」こと、1988年においてもそれは変るところがない。

なお、栽培される黄色種は、大部分がKM10（クツツアガ・マンモス10）という種子（45%を占め、他に6種類がある）である⁽⁶⁸⁾。このKM10は、かんがい施設を有しない、熱帯雨期を利用しての葉たばこ栽培に適した種子として開発されたもので、生産農場は自然降雨の変動から来る被害を避け、収穫量の安定を期待できるものとして選択されていることを示している。

(2) 生産農場と供給の安定性

ジンバブエ産葉たばこの供給の安定性は、イギリス系白人入植者による大規模商業農場の生産経営体制に基本的に依存している。

すなわち、現在の葉たばこ生産主体は2つのタイプから構成される(表13)。1つは、白人によるヨーロッパ農場方式の移植による「大規模商業農場」である。他は、1980年独立後、黒人政府の政策的援助によって新しく葉たばこ生産に参入した、黒人経営者による「小規模商業農場」である。この後者のなかには葉たばこ経営者として成功した者もいるが、なお、それは小數である。この小規模農場は、好条件にめぐまれた年（1987年）でさえ、「139の小規模農場のうち、僅かに35農場（25%に当たる）が生産費を上回る収益を挙げ得た⁽⁶⁹⁾」にすぎない。

表13 商業農場の地位

| | 大規模商業農場 | 小規模商業農場 | 集 落 農 民 | 国有地(含公園) |
|--------------------------|---------|---------|---------|----------|
| 全 農 地 (km ²) | 157,000 | 14,200 | 163,500 | 56,200 |
| 構成割合 (%) | 40 | 4 | 42 | 14 |
| 1-3地域の農地割合 (%) | 51 | 56 | 26 | 15 |
| 農 場 数 (農場) | 6,000 | 8,500 | — | — |
| 平均農地規模 (ha) | 2,200 | 125 | 23 | |
| 人口密度 (1人当りha) | | 12 | 4.5 | |

(資料) 前出, 表6に同じ (p. 138)

調査時現在（1988年統計）、総数にして1,480の白人大規模商業農場は、ジンバブエ葉たばこ農場全体のなかで91.4%を占める。これを生産規模の点から整理すると（表14）、耕作面積の99.6%、生産量の97.6%、販売額の99.8%は、この白人農場が占有する。これを黒人農場と比較すれば、面積にして21倍、ha当り収量で1.8倍、kg当価格にして1.3倍、そしてha当り収益は2.3倍の水準であり、圧倒的な優位性をもっている。

葉たばこ供給の安定性は、既掲図3によって明らかである。自然条件、殊に降雨量の適期配分の如何によって葉たばこ生産量は年々の変動を余儀なくされるが、同図3に示されるとおり、それは趨勢的には安定し増加傾向にある。

葉たばこ生産経営の実態は次の如くである。

白人系大規模農場における葉たばこ生産は、農場経営形態としては他作目を組合せた、輪作体系による複合経営である(表15)。葉たばこ部門に限ってみれば、平均40haの所有農地で、黒人の成人男子1人につき約1haの葉たばこを小作させている。だがそれは純粹な意味での小

表14 葉たばこ農場種類と生産規模・生産効率

| | | 大規模農場 | 小規模農場 | 大規模農場の シェア等 | 小規模農場の 指数 ^(註) |
|------|---------|-------------|---------|----------------|-----------------------------|
| 耕作者 | (農場) | 1,476 | 139 | 91.4% | |
| 耕作面積 | (ha) | 59,474 | 266 | 99.6% | 0.45% |
| 販売量 | (kg) | 119,653,917 | 298,782 | 97.6% | 0.25% |
| 販売額 | (\$) | 471,204,443 | 914,623 | 99.8% | 0.19% |
| 平均収量 | (kg/ha) | 2,011 | 1,122 | 1.8倍 | 55.8% |
| 平均価格 | (c/kg) | 393.81 | 306.11 | 1.3倍 | 77.7% |
| 平均収入 | (\$/ha) | 7,923 | 3,434 | 2.3倍 | 42.6% |
| 平均面積 | (ha/農場) | 40.3 | 1.9 | 21.0倍 | |

(資料) Z.T.A. (註 (59), pp.3,5) により加工した。

(註) 最右欄の数値 (%) は、国内他生産農場平均値に占める小規模葉たばこ農場の項目ごとの割合を示す。

表15 黄色葉たばこ「年間賞」受賞者の経営概要 (1987年)

| 地域(地区) | 年齢 | たばこ(ha) | その他作目 | (農場開始年) | | |
|--------|-----|---------|-------|--|-----------------|-----------|
| (1) | 1 | 39 | 40 | コーヒー16ha, メイズ100ha, 肉牛400頭 | | |
| | 3 | 54 | 65 | メイズ110ha, 大豆46ha, 肉牛450頭 | (1963年農場) | |
| | 5 | ? | 120 | メイズ111ha, ぶどう18ha | (1951年) | |
| | 6 | 50 | 201 | メイズ125ha, 小麦61ha, 大豆61ha, 果樹10ha, 肉牛650頭 | (?) | |
| | 11 | 56 | 47 | メイズ28ha, 繁殖牛300頭 | (?) | |
| | 12 | 62 | 70 | メイズ30ha, 肉牛300頭 | (1951年) | |
| | 14 | 56 | 40 | メイズ50ha, 肉牛400頭 | (1950年) | |
| | 15 | 32 | 66 | | (1976年) | |
| | (2) | 2 | 52 | 90 | 繁殖, 肉牛2,500頭 | (1956年農場) |
| | (3) | 4 | 49 | 40 | メイズ40ha, 肉牛600頭 | (1970年) |
| 9 | | 28,29 | 158 | (兄弟農場), メイズ40ha, 飼料畑30ha, 肉牛500頭 | (1982年) | |
| 10 | | 45 | 53 | 肉牛200頭 | (1963年) | |
| (4) | 7 | 63 | 40 | 肉牛(?) | (1948年) | |
| | 8 | 39 | 63 | 繁殖牛(?) | (1976年) | |
| | 13 | 27 | 29 | メイズ20ha, 繁殖牛300頭 | (1975年) | |

(資料) Tobacco Industry Council, Zimbabwe Tobacco Today, Vol. 10, No. 3, March, 1987. pp.13~21, により加工した。

作農場ではなくして、作業労働者として賃金を支払う農場雇用労働者という性格である。この黒人労働者は、白人経営農場のなかに栽培面積を配分され、そこにその家族とともに葉たばこ耕作に従事する。黒人労働者は家族を扶養するため、端的に言って、たばこ農場は平均、黒人家族150人ないし200人を扶養することとなる。既述した「たばこ生産によって生活している」

という表現はこの意味で使われる。黒人労働者は伝統的部族社会（コロニー）を形成しており、たばこ農場は一般に、そのコロニー全体の家族をそこにある伝統的な家屋（円型、土壁塗り、かやぶき）に住ませる形のまま、包摂しているが、時としては、たばこ農場内にかなり設備の整ったコロニーを新設し、そこに全家族を移住させることもある⁽⁷⁰⁾。

雇用労働者に全面的に依存する大規模商業農場は、その生産費中労賃支払シェアが高く、政策的な農場雇用最低賃金制度の実施はそれを固定化し、制度的に上昇させる要素である。

平均的規模の黄色葉たばこ農場の生産費モデルによれば(表16, 1982年)、全生産費に占める労働費割合は36%で、これに次ぐ機械修理費13%, 乾燥費11%をはるかに上回る最大の費目で

表16 ジンバブエ葉たばこ生産費 (1988年)

| 費目(註2) | 1 ha当り費用 | | 1 kg当り費用(註1) | | 備 考 |
|----------------------------|--------------------|---------------|--------------|---------------|---|
| | 実額(ドル) | 割合 (%) | 実額(セント) | 割合 (%) | |
| 1. 労働費 | 1,627.20 | 30.8 | 77 | 28.5 | 標準1ha当り労働日360日 |
| 2. 燃料費 | 179.01 | 3.4 | 9 | 3.3 | 標準1ha当り潤滑油250ドル |
| 3. タク タ タ 設備償却費 | 525.00 | 9.9 | 25 | 9.3 | 標準1ha当り償却費250ドル |
| 4. 建物償却費 | 163.22 | 3.1 | 8 | 3.0 | 標準1ha当り償却費163.22ドル |
| 5. 苗床用 剤費 | 101.37 | 1.9 | 5 | 1.9 | 標準1ha当り7.12ドル×6床 |
| 6. 本薬 圃用費 | 495.28 | 9.4 | 24 | 8.9 | 標準1ha当り393.91ドル+ 苗床用101.37ドル |
| 7. 石炭費 | 341.70 | 6.5 | 16 | 5.9 | 標準1ha当り2.5kg×2.021kg |
| 8. 肥料費 | 423.04 | 8.0 | 20 | 7.4 | 標準1ha当り385.54ドル+ 輸送費37.50ドル |
| 9. 種子費 | 5.76 | 0.1 | 1 | 0.4 | 標準1ha当り0.96g×6ドル |
| 10. 降雹保険費 | 345.00 | 6.5 | 16 | 5.9 | 標準1ha当り6,000ドル× 0.0575% |
| 11. 冠水保険費 | 57.37 | 1.1 | 3 | 1.1 | 標準1ha当り2,100kg 収 量×0.0075% |
| 12. 包装費 | 90.09 | 1.7 | 4 | 1.5 | トン当り輸送費26ドル (2.10ペール) |
| 13. 負課金 | 134.55 | 2.5 | 6 | 2.2 | 面積当り1.38C/kg, 価格当り1.38% |
| 14. 販売手数料 | 253.62 | 4.8 | 12 | 4.4 | 手数料0.025%, 競り料2.7 ドル, 再操作料2.7ドル |
| 15. 一般経費 計 | 649.15 5,290.00 | 12.3 100.0 | 31 270 | 11.5 100.0 | 経費合計の71%見込み (うち, 1~14の直接費 4,640.85ドル) |
| 16. 費用に 対する 利子 総部 | 385.82 5,675.82 | | | | |

(資料) ZTA提供により、整理、加工した。1988:8.3作成による。

(註) 1. 原資料は耕作者向け「標準 (recommended rate)」を示す。

2. この表はha当り2.100kg水準の農場の例示である。

3. 金額はジンバブエドルで表示してある。因みに、1989.2.現在の換算比率は、1 Z\$=0.0206YEN。

あった。1988年に至る6年間に、労働費割合は31%の縮少をみたが、それは他の費目の相対的な上昇の結果であった。独立後の大規模生産農場は、固定化し上昇した労働賃金による圧力を、労働を代替する機械、施設の導入によって軽減する努力を続けたことをそれは意味する。それはボードの運営にかかる研究機関（後述する）による機械の開発、普及等の技術進歩が寄与した結果でもある。

大規模商業農場は、ジンバブエ独立後、黒人政府による黒人のための経済福祉向上政策の強力な実行によって大きな影響を受けた。注目すべき事実は、新政府は白人農場の経営を従来どおり継続することを承認した点である。新政府はむしろこの農場を安定した雇用源として、そこに雇用される黒人労働者を保護するため、1981年最低賃金制度を制定し、平均雇用賃金の安定と引上げ政策を実施した。

ジンバブエは農業部門での雇用者が最も多い(1984年、26%)。最低賃金の伸び率はこの部門で最高の伸び(150%、前掲表8)を示したが、それにも拘らずその絶対的水準は他部門の賃金よりもはるかに低かった。他方、この国の人口増加率は高く(年平均3%)、またインフレーションの進行も著しかった(年率5.6%)⁽⁷²⁾。こうした独立後の変動的な経済環境の中で、国際貿易商品としての役割と重要性の高い葉たばこ産業の伸長、展開に対する新政府の期待が大きかったことはいうまでもない。これが新政府として大規模商業農場の活動を制度的に是認しつつ、一般国民の経済厚生を高める余地の大きい産業として、葉たばこ農場に雇用される黒人労働者(及びその家族)について最低賃金水準の引上げを逐次実施する背景であったとみられる。

しかしながら政府は、調査時の1988年、「労働費の上昇テンポを押えるために、賃金及び価格凍結政策」を実施したことは注目に値する。独立後8年目にして採用されたこの政策は次の事態を背景にしている。

「政府がこの年(1987年)に設定した15%の賃金上昇率は全生産費用を6.4%上昇させ、労働費の全可変費用に占める割合は36%となった。1988/89年第2四半期の販売支出指数は、1980/81年のそれを100として433まで急騰し、生産、販売双方にかかる保険費は同じく253となった。いっぽう耕作者の賦課金は1986/87年に425であったものが一旦317に急落した(註、ボードに対する負担金で生産重量を基礎とするが、この年生産総量は気象悪条件のため急減したためである)ほか、フローアまでの輸送費は175から314に急増した。この輸送費は輸送ダンボール箱とその積立港までの輸送経費の2倍であり、ブラジルのその3倍に達するものである⁽⁷²⁾」。

「1987年の生産費上昇率は前年の18.2%より低く、11.0%にとどまった。だが全可変費用は1982年基準で335まで上昇した。この間の支払労働費の割合は凡そ40%から37%に僅かに減少したが、近年1年間の支払賃金の上昇率は他の費目のそれよりも著しく大きかった⁽⁷³⁾」

ともあれ、大規模商業農場による葉たばこ生産は、独立後のジンバブエ経済を支える大きな柱であり、多数の国民に雇用機会と所得を支えているほか、関連諸産業の活動にも多大の影響力を及ぼすという貢献を継続的に行ってきた。その生産活動が、単に好適な葉たばこ生育条件を利用しての大規模経営を基礎にしているだけではなく、土地生産性の持続的な増加と、品質改善による価値生産性の急速な上昇を実現し得たのは、実にかかって農場経営主の高い技術面、経済面の能力に支えられていることを、改めて指摘する必要がある。

こうした実態は、前掲図3にみられるように、経済封鎖、独立戦争といった大混乱のなかで、農場経営体数及び耕作面積の停滞から急減を経て今日なお漸減をみているにも拘らず、生産量

を不断に増加させており、殊に生産販売額を急増させるなど、農場経営者による品質改善の努力がそこに認められるとともに、全体としてそれがジンバブエ産黄色種葉たばこを国際市場における需要を充足すべく、供給力の安定、向上を可能としていることを、それは物語っているというべきであろう。

3. たばこ・マーケティング・ボード

ジンバブエの葉たばこが輸出志向型生産であるというためには、葉たばこの国際取引市場の構造と、そこに葉たばこを供給する生産者側の組織、制度の在り方が問題となる。この点については既に、ジンバブエは「完全な自由競争市場システム」を有し、かつアメリカ、カナダ、オーストラリア等の諸国と「相似した生産システム」を有することを指摘した。それらのシステムの構造、組織を体現し運営するのが、「たばこ・マーケティング・ボード Tobacco' Marketing Board」と呼ばれるものである。

葉たばこの生産と輸出は、ジンバブエの場合、1900年初頭からアメリカのシステムを範として導入、構築された。独立後もその体制は持続し、現実に活動している。その概要は図7に「模

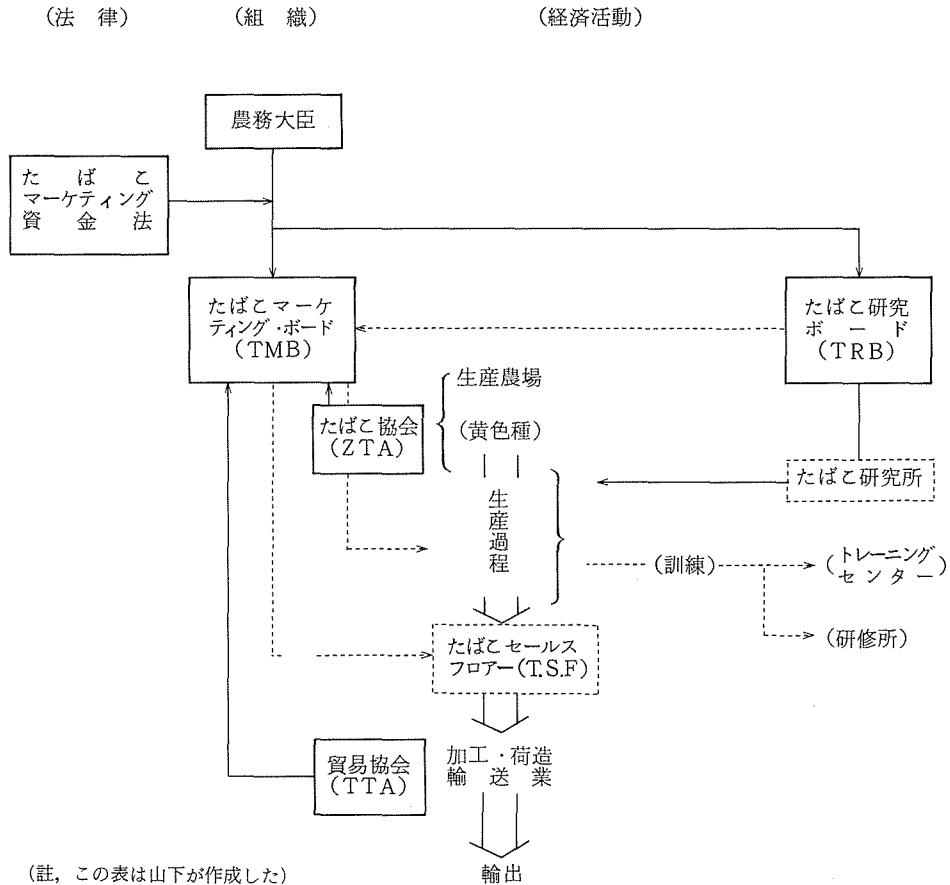


図7 ジンバブエたばこ生産・販売制度 (模式図)

式図』として掲げるとおりである。すなわち、ジンバブエの葉たばこの生産から輸出までのすべての流れは、たばこマーケティング・資金法を根拠法とする、たばこマーケティング・ボード（以下、そのイニシャルによってTMBと略称する）によって管理、運用されている、ということである。また、葉たばこの生産及び取引、輸出に関するすべての経済主体とその組織団体は、このTMBのもとで経済活動を規制、制御される。

(1) たばこマーケティング及び資金法

TMBの活動を規定する根拠法は、1977年の「ローデシア法 (Rodesia Act., No. 32)」であり、独立直前、経済封鎖のなかで規定されたこの法律は、独立後8年を経た今日でもそのまま適用されている。ローデシア法の目的は、その前文に次のように示されている。

1. 葉たばこの輸出促進と、葉たばこ生産者または販売に対して割当金を賦課し、たばこ耕作及びその栽培と農地を保証するために、ローデシアのたばこ取引に関する制御と規制とを行う

2. ローデシア・たばこ・マーケティング・ボードを設立し、その機能と権限とを記述し、「たばこ取引及び賦課法、1933年」を廃棄する

この前文にすべてがつくされているが、この法律は、1933年当時に既に制定されていた「葉たばこ賦課法 (Tobacco Levy Act) 及び上記の取引法 (Tobacco Marketing and Levy Act, 1933)」のいわば改訂法の制定であり、その法律上の整合のための「廃棄」の宣言である。

すなわち改訂法は1933年当時の制定趣旨を根幹として残存しているということであるが、これをまず説明しよう。端的にいうと旧法は、葉たばこ耕作者はこの法律によって「強制的に協会員——1910年に発足した、Tobacco Planters Association——」となり、同時に一定の資金は「拠出金」として納入することを義務づけるものであった。協会費は葉たばこ産業全般に関する研究、開発、研修等のために使用されるもので、協会員はその見返りとして助言や技術指導を受けるという制度である。旧法はこの耕作者組織の活動を充実するため、政府の関与のもとに法律によって制度化したという経緯をもつ。新法は、その歴史的経過を踏まえ、新たに「たばこ・マーケティング・ボード」という組織に再編成するための改訂である。経済封鎖中に制定されたこの新法は、既述したように、「基本は、自分達でこの産業を維持、発展させてゆく」という姿勢に裏打ちされているというべきである。独立後なおこのローデシア法がそのまま現実に作動していることは、この新法が政府及び葉たばこ産業関係者にとっての合意があることを意味する。

たばこマーケティング・資金法は、序文のほか11部、82条から成るが、主要部分は「ローデシア・たばこ・ボード」、「オークション・フロアー」、「たばこ資金」及び「共通細則」の4つである。

(2) たばこ・マーケティング・ボード

たばこマーケティング・ボード (TMB) とは、「法人組織であり、その名において訴訟を行ない、この法の規程に基づいて目的を遂行する」組織である。

(機能と権限) 根拠法 (すなわち「ボード及び資金法」) がこのTMBに与える機能と権限は、そのままTMBの法人としての活動内容を表わし、かつその範囲内に活動が規制されることを意味する。

1. たばこの取引を制御し規制する

2. たばこの販売を促進し、助成し、支持する
3. たばこの備蓄、取引き、製造及び費消に関する統計資料を蒐収する
4. たばこの取引き、製造及び費消に関する研究並びに情報を配布する
5. たばこに関するあらゆる問題について大臣に進言する
6. その他この法律及びボードが必要とするすべての事項を行う

TMB のもつ権限は、以上の事項を遂行することであり、その範囲はたばこ産業関係者、土地及びたばこのタイプ、種類、等級のすべてに及ぶものである。

(構成員) TMB は次の立場にある 7 名で構成する。

1. 理事長は、購買者協会及び耕作者協会の承認に基づき、大臣が指名する
2. 6 名の理事は、そのうちの 3 名は購買者協会の承認する指名者リストから、残り 3 名は耕作者協会の承認する指名者リストから、それぞれ大臣が指名する

(報酬及び資格制限) ボードの理事及び小委員会の委員は、ボード基金から報酬を受け、同時に構成員はそれらの会議に出席する場合、「大臣が選任する公務員」としての資格を有する。

(報告書) ボードの管理、処理及び財産に関しての報告書が大臣に提出される

概ね以上の如くであるが、その性格、特徴を改めて整理すれば、TMB の構成員は国家公務員に準ずる立場にあり、輸出業界（購買者協会）とたばこ産業業界（耕作者協会）とのいずれの立場からする利益を離れて協議し執行する準行政機関という性格をもたせている。「たばこマーケティング」に関して管理運営を一元的に行うこの TMB は、その機能と権限はこの根拠法のなかで明確に定められており、たばこの取引き——それはオークションフロアの運営に集中する（後述）——ほか、研究、情報蒐集及び葉たばこ産業に関する問題についての大臣に対する勧告、助言という、広範な活動を行う。こうした活動は、大臣の指名する理事長がすべてを統括するが、TMB のもつ重要な特徴は、何を措いても葉たばこ産業の活動に関する、国レベルのしかも独立した意志決定機関であることにある。加えて、かかる意志決定が業界を代表するボード理事の相互の協議を基礎に行われる点であって、この特徴によって、TMB は特に、ジンバブエ葉たばこ関連業界による、「自主的な制御機関」というきわだつた性格を形成している。

(3) たばこ産業と貿易業の連携

TMB の制定について注目すべき事実は、その根底において、たばこ業界と貿易業等関係組織団体の自発的な意向があり、それによって促進されたことである。2 つの組織団体について説明しなければならない。

(ジンバブエたばこ協会)

ジンバブエたばこ協会 (ZTA, Zimbabwe Tobacco Association) の歴史は 1928 年に遡る⁽⁷⁴⁾。その性格はこの 50 年間に変わることなく、黄色葉たばこ耕作者の会員制によるサービス組織である。協会は、原則としてはその生産と販売に関して耕作者を援助することにあるが、協会はその活動機能を 14 項目に整理している。

主要な項目は、「バージニア (黄色) 種」葉たばこの取引きの調査と促進、作物被害に際しての危険保証、葉たばこ産業に関する情報収集と伝達、他組織との協調活動、政府に対する建議、諸規制への組織的対応などがある。なかでも、葉たばこ産業に関するあらゆる問題について調査研究を行い、それによって産業活動上の問題を処理し、かつ産業の助長、援助、解決すること、それらのために基金を徴収し、また新たにボード決定に係る生産、販売に関する規制事項

の耕作者への伝達の機能を果たすようになった。すなわち同協会は、設立当初から葉たばこ耕作者による、耕作者のための問題を処理する実務組織として、自主的活動を自らの基金で行ってきたということである。

同協会の組織形成の基本的動機は、1900年初頭における葉たばこ生産技術の安定、向上にある。耕作者が基金を提供し、研究成果を享受するために、会員制による自発的強制組織として形成された。1970年代の経済封鎖の苦悩の中でも、政府機関でなく、「実態に則した試験研究の必要」を感じていた協会会員は、ボードと併行して「たばこ研究ボード Tobacco Research Board⁽⁷⁵⁾」の設立を要求し、これが同時に設立されることになった。同協会がたばこ耕作者の訓練、教育について当初から積極的な支援を行い、今日なおそれを制度的に確実に実行していることは、今日のジンバブエ葉たばこ産業の成長を検討する場合に見過すことのできない要素である。現在、たばこ研究ボードは、葉たばこ研究所としては国際的に評価されているクツツア研究所(Kutsaga Tobacco Institute)を管理し、訓練センター(Trelawney Training Center)及びたばこ研修所(Tobacco Training Institute)の活動を管理、運営している⁽⁷⁶⁾。

(たばこ貿易協会)

たばこ貿易協会(Tobacco Trade Association)は1948年に設立⁽⁷⁷⁾された、ジンバブエ産全種類葉たばこを扱うバイヤー、荷造・出荷業者及び輸出業者の利害関係を代表する組織団体であり、国レベルの商業会議所(Chamber of Commerce)の1つである。

多国間で大量の交易を行うジンバブエ葉たばこ産業を、その競売から船積輸送に至るまでの過程を分担する関係業者の協調によって支援するのが目的であるが、1940年代モザンビーク国ベイラ港(前掲、図6)で新式の積荷方法が採用されたこと、及びACP諸国(マラウイ、タンザニア、ザンビアを含む)として、EC諸国と葉たばこ貿易について無関税扱いを受けたこと等は、この協会設立の動機となった。

協会の活動は4つあり、輸出業務、銀行交渉、パスポート、輸出ケース価格、石炭輸入等協会員の輸出業務一般として必要な活動を調査、支援し、ジンバブエたばこ協会と協調し、政府に対する働きかけのほか、輸出相手国向けの広告宣伝等の業務を行っている。

以上2つの協会組織は、TMBに代表者を選出する母体である。また、2協会は、それぞれに集められた資金をTMBに支出する。すなわち、TMBの活動は、実質的には2つの関連協会に所属する協会員の拠出金によっており、TMBの活動によって利益も享受するという関係にある。TMBは、繰返すまでもなく、こうした活動を葉たばこ関係者の自主的決定として、一元的に公認する組織として政府が法律によってオーソライズしたものに他ならない。

(4) たばこ資金

たばこ資金、正確には(たばこに賦課される割当金 Levy)は、ローデシア(当時)での販売と、国内で栽培され輸出用に製造される葉たばこについて徴収される「強制的割当金」であり、黄色種が対象とされている。この制度は既に1933年「葉たばこ資金法」として制定されており、この国の葉たばこ耕作者を法によって強制的に「たばこ耕作者協会」の会員として加入せしめ、資金納入によって技術、販売上の制度的便益を還元する目的を有していた。この場合、その発意は耕作者側にあり、それを制度として相互に義務づけるために、法を制定した点を見落すことができない。

1977年ローデシア法は、TMB設立に伴う改訂法であり、賦課金に関する記述は次のとおりである。

1. 割当金は「耕作者協会」及び「バイヤー協会」を通じて、ボード会計に納入される
2. 割当金は基金として次の目的のために支出される
 - 1) たばこの生産及び販売に関する研究、訓練及び奨励
 - 2) 関連する協会の業務の管理費
 - 3) 割当金徴収業務
 - 4) ボードへの支援
 - 5) 協会の必要とする投資資金の調達

割当金はボード管理規程により、公認会計士によって管理される。割当金と TMB との関係のなかで、それぞれの納入者は次の規制と便益を受ける。

1. 強制納入を義務づけられる耕作者、バイヤーは次の資格をもつことになる。耕作者は個人、営業法人を問わず「葉たばこを耕作するものであって、ボードが発給する一定の書式によってボードに登録した者」である。この登録がなければオークションフロアーで葉たばこを販売することはできない。登録番号はバール (bale, 荷造りされた葉たばこ) をそれと判定する証拠とされるが、登録は1年間有効である。またバイヤーとは「原料葉たばこを購入する者」であり、ここでも登録を義務づけられ、これなくしてオークションに参加できない。バイヤーは特にフロアーで葉たばこを購入する者として、ボードによる「認可」が必要であり、一定の書式がこのために準備されている。

2. 協会員となれば、耕作者、バイヤーともに協会に割当金を支払う義務をもつ。その意味で割当金は賦課金という法的規制を適用されていることになる。その金額は TMB の決定事項であり、基金運用上の必要に応じて、毎年決定される。この割当金の拠出によって、協会員は生産、販売の資格とボード活動の利益を享受することができる。

3. 強制的賦課金は TMB を運営する基金となる。1933年に始められたこの資金法は、「これによって研究、開発、研修等が急速に充実し、耕作者も見返りとして助言や技術指導が受けられることとなり」、ジンバブエ葉たばこの生産、販売に大きく寄与したことはよく知られている事実である。現在、基金の60%は耕作者の支払った賦課金であり、研究ボードの許にある研究所の研究成果を通して、耕作者は種子の供与、品種改良、病理、病虫害、栽培、生産性、機械化技術、農薬等について普及、指導が受けられる。このほか生産者訓練、後継者育成等の体制があり、若い（殊に黒人）葉たばこ耕作に従事しようとする人々のために開かれている。

(5) 共通細則

共通細則は20条に及ぶが、主要な事項は次の3つである。

1. 葉たばこの種子は、たばこ研究所の勧告により TMB が指定するものしか利用できない。また肥料、農薬も同様に登録されたものの使用に制限される。これらの禁止事項に抵触した葉たばこは、TMB が廃棄を命令する。また所管大臣から任命された検査官がその職務権限をもち、耕作者はこれに従う義務がある。

2. 法に抵触した行為を行った者に対しては1,000ドル以下、または1年以下の徴役が課せられる。

3. バーレー種、オリエント種については、資金法は特に「特殊の葉たばこ」とし、「国際市場での販売は、生産者、購入者（会社）との間に『契約的協定価格』で取り引きする」ことを定めている。

4. ボードとオークションシステム

ジンバブエ、及び後述するマラウイは、今日、世界葉たばこの取引システムのなかで唯一「完全に競争的な取引市場」として機能している国である。このシステムはもともと、1936年アメリカ合衆国の開設するオークションフロアーシステム（ウエアハウス Warehouse と呼ばれる競売市場）を範としている。しかしアメリカは、葉たばこに価格支持制度を導入したため、そこの取引機能はそれによって制約され、すくなくとも自由な価格形成の場となっていない⁽⁷⁸⁾。

ジンバブエのオークションシステムは、たばこマーケティング及び資金法のもとで、TMB に対してその運営と監督の責任を規定している。そのオークションは、毎年国際的な需要関係を直に反映して国産葉たばこの取引価格が形成されるという意味で、具体的に検討することは興味のある課題である。因みに、あるバイヤーによる次の文言⁽⁷⁹⁾はその一端をよく表している。

「輸出依存度96%のこの国は、世界の需給動向に人一倍敏感になり、迅速にそれに対処していかなければならない必然性があるし、そこに優れた組織機関があるのもそれ故の所産であるといえよう。繰り返すが、完全自由市場であるが故に、耕作者、輸出業者も含め、葉たばこ産業に関わる人々の中に甘えは存在しない。ベストなプレゼンテーション、的確で迅速な情報サービス、システムティックな管理が発達するのも、英国人気質の他にこのような外的要因に負うところが大きい」

(1) ボードとオークションフロアー

ボードとオークションフロアーの関係は、前出「資金法」に規定される。ジンバブエ黄色種葉たばこはすべて、このオークションフロアーでしか取引することができない。また上場された葉たばこは認可されたバイヤーしか買うことができない。これら売り手、買い手を結ぶ競売業務は、「資金法」によって認可されたたばこセールスフロアー（Tobacco Sales Floor 株式会社）の手で行われる。すなわち、ジンバブエの黄色種葉たばこは、TMB に登録された農場経営主と同じく認可されたバイヤーとの間で、認可された民間企業が開設する1つのフロアーで集中的に市場取引が行われる。TMB はそれら全体を制御、管理する。

この法律のもとで上場される葉たばこは、

1. ローデシア（現ジンバブエ）産の葉たばこであること
 2. 国産以外の葉たばこの競売は、慣行的な取引者の在庫またはローデシア政府と貿易協定を結ぶ生産国の葉たばこで、しかも「すべての買手に知られている」ものに限られる
 3. 競売される葉たばこはその年の生産物に限られ、競売時期はボードが決定する
 4. 取引の決済はオークションフロアーで行う
 5. 競売で販売できなかった葉たばこについては、ボードはその所有者に「所有者に対する補償金を支払うことなく、葉たばこを廃棄または処分すること」を通告する
 6. ボードは、オークションフロアーに「販売監督者」を置き、競売葉たばこの販売に関する制御、規制、停止または禁止の権限と、販売及び販売計画に関する制御、規制及び法律を履行しない事柄についての販売の停止または禁止措置の権限とをこれに与える
- という、厳しい規制の中で取扱われる。

上記のうち5. に関しては、1987年度産葉たばこについて、次の措置がとられた⁽⁸⁰⁾。すなわち、1987年は天候不順により黄色種葉たばこの成育が思わしくなく、品質が悪化した。その結果、

「記録的ともいふべき浪費」が発生した。搬入葉たばこのうち31.75%のペール——うち20%は価格が折合わなかった——が販売されなかった。これらはボードの定めにより、すべてに対して農業大臣が「廃棄を命令」した。

次に、オークションフロアーにおける実際の取引状況について説明しよう⁽⁸¹⁾。

オークションフロアー（首都 Harare ハラレ）の規模は、売場面積にして、6,000m²、その1日当り取引量は、TMBの規程により、等面積をもつ4つの競り場（それぞれを1セットという）ごとに、4,000ペール、合計16,000ペールとされる。これは取引能力にして15分当り150ペール（1ペール当り平均6秒）である。この1日当り取引量はTMBにより毎年、計画的に定められる。売り手たる農場主は、ボードの定める販売日と頻度の指定に従って、販売する葉たばこをフロアーに搬入する（「搬入割当、delivery quota」制度であり、後述する）。搬入された葉たばこに関する情報はすべてコンピュータによってチェックされ、同時に農場主に次の搬入が指示されるほか、支払いと、次の販売時期についてのアドバイスが行われる。

搬入された葉たばこの競売は、A～Dの4つに区分されたフロアーで、独立して競売にかけられる。競売に先立ち、各セットからペールごとに集められたサンプルが中央に集められ、たばこ取引分類者（Tobacco Marketing Classifier）によって格付け（grading）される。その格付内容が入札表に記入されたのち、競売に付される。競売会社は、スタータ（starter）、競売者（auctioner）と2人の記録係から成るチームワークにより、買い手たるバイヤー間で競り上げられる。1つのペールごとに、競売者が買入会社とkg当りジンバブエドルによる競り価格を発声して、その取引は終了し、次のペールに移動する。

このジンバブエの行うオークションシステムについては、各国のバイヤー達からは「最良の競売システムとして評価されている」といわれる。次の如くである。

1. 搬入された格付け方法である。格付けはTMB派遣のブレードー又はフロアー会社のその手で行われるが、着位、熟度、品質、色彩、スタイル等の判定について、「取引を阻害することがない」ようペールに表示する。この内容と方法は「高度の均一性を維持するために考案された、第1級のチェックの仕方⁽⁸²⁾」である。

2. 市況情報サービスである。「いつ、どのグレードが、いまどの位買われているか、必要ならば即刻コンピューターで出せる情報サービスが、輸出業者、バイヤー、耕作者に与えられている利益は計り知れない⁽⁸³⁾」。

3. フロアー運営に対するボードの基本姿勢である。そこでの取引は「売買者が完全に識っている葉たばこの競売を行う」ことが前提とされている。その具体的手段は上述のとおりであるが、さらにTMBは、葉たばこの取引をその栽培年度のもの限定していることである。すなわち、自由競売の結果、売れ残った生葉については、上述のとおり、TMBは「所有者の責任において」引取らせ、廃棄処分を義務づけている。

(2) 耕作者搬入割当制度の導入

このように、TMBは自由競争の原理を働かせる装置を制度的に構築しており、細部にわたって完全な市場条件を整備することを規定していることは注目に値する。加えて、最近年次（1987年）に、この競売システムに新改訂を加えた。すなわち「当日搬入、翌日販売の原則に基づく、4種の取引計画——delivery today, sell tomorrow system, sales program——がこれである。

耕作者の販売態度は一般に、「販売開始当初に、最高品質と考える葉たばこを売ろうと考える傾向があり、したがって劣品質のペールの販売は後まわしにする⁽⁸⁴⁾」ことになる。すべての売

手がそうした行動をすれば、その年に生産された葉たばこは、「販売時期」ごとに品質間の差異、したがって格付けの幅はそれだけ小さくなることを意味する。このことは販売を円滑にかつ平等に継続する「自然の理法」であると考えられる。買手側からすれば、このことは競買に当って買手は瞬間的にペールごとに商品を判断し、評価し、買入量を適切に設定する、といった取引活動上の意志決定を、容易に確信するために大きな利益となる。

TMBの公表した新しい手法は、この実践的論理を「耕作者搬入基礎割当 Grower's Basic Delivery Quota, 1986年⁽⁶⁵⁾」として体現させ、実施した。

この搬入割当とは、農場主に対して、フロアー開市全期間中、定められた販売期間ごとに搬入する量、搬入日を割当てることである。1988年の例では、TMBは、4月12日から10月26日まで、休市日を除く開市総日数134日を、8日を1期間として17期に区分する。全農場主(登録農場)は、この8日を1期として、その中で8つのグループのいずれかに均等に組込まれ(割当 quota)、所属するグループごとに、販売期ごとの搬入日が指定される。農場主は、その1期間中では自らの希望によって可能な限り早い時期に搬入、販売できるよう、フロアーからアドバイスが受けられる仕組みになっている。

こうした基礎搬入割当制度によれば、搬入・販売の集中化を分散、均等化させ、フロアーでの取引回転と取扱能率を高め、かつ全体として効果的で公平な競売を可能とただけでなく、「当日搬入・翌日販売の原則」を実行する手段となる。

この制度は、これを可能とするために新しい作業が必要となる。栽培量事前予測——crop estimates——がこれである。生産量と品質に関する事前予測はTMBの重要な仕事となった。その方法は、販売に先立つ3月と5月の2回、グレーダーによる現地調査とその結果報告を行うものであり、そのためTMBは農場主に対して調査協力を要請することになる。ジンバブエ産黄色種の生産総量予測は、2回の調査結果を総合して得られるが、農場主はその予測数量に基づいて割振られた搬入量を基に、販売・搬入を決定する。そこには、一期間中の搬入量は割当られた数量(quantities)の1.5倍を超えてはならず、それ以上は超過搬入量とみなされ、「次年度にその分だけの搬入割当量が差引かれる」。このペナルティーはこの制度発足後3年目(1988年度)に導入されたが、この規制は、重量poundageを基準とするフロアー流通の効率化を促すためのものである。

このような新改訂制度がTMBの発意により、全農場主の承認のもとに実行されたこと自体、驚嘆に値するが、フロアー会社もまた、「競売の機能を果すべく、競売会社に与えられた『認可』は、搬入者の制御を行う責任を負うものである」とする、基本姿勢を表明している。

(3) 厳格な「内部規制」

TMBの行う行い業務のうち、葉たばこ生産者とバイヤー、輸出業者に対して、ジンバブエ産葉たばこを国際競売市場で成功的に取引させるための「内部規制」のすべては、『1988年向け黄色種葉たばこに関する搬入と準備(delivery and presentation)⁽⁶⁶⁾』という通達によって知ることができる。その厳格さはさしあたり、17項目に及ぶ規制項目を挙げるだけでも諒解されるであろう。

1. 作況予測(crop estimation)
2. 不当評価に関する次年度の評価罰則
3. 搬入割当制度の発足とその運用
4. 割当超過と不当搬入—重量制

5. 道路搬入時間
6. 鉄道搬入
7. 割当期間, 1988年度日程
8. 販売されない(欠陥)ベールの管理規則
9. 事後販売申告と裁定
10. 除外ベールの記号
11. 民間鑑定者及び耕作者の利用
12. たばこの梱包
13. 登録番号の誤用と罰則
14. 委託貨物の損傷
15. 当初鑑定たばこの消毒
16. 殺虫剤検査
17. たばこマーケティング規則

1~17の項目はすべて「搬入割当」の実施細則であり、8はその規則に外れて搬入されたベールが「欠陥 mixed」として競売にかけられない旨を指示するもので、既にそれらは略述した。販売できないベールはかび、取扱不良、各種混入ベール等で11種について記号(symbols for rejected bales)を付すことになっている。それらの厳格さの一部を例示しよう。

夾雑物(foreignmatter)に対しては厳しくチェックを行い、扱いが不良であれば「不良取扱品(badly handled)としてBGRの記号が付される。梱包粗麻布に付着した雑物もその対象となるし、元口をしぼる細糸のゆるみも鑑定時に発見されればそのまま搬入者に戻される。茎などを故意的に混入させたベール(Nesting)は裁判による罰則の適用が規定されているし、印刷用のグリースの付着は最も避けられねばならない(損傷品damaged扱い)。また結束葉(bundle)の中にルーズリーフやスクラップが混入する場合、大幅な減価を課すほか、それらの除去を搬入者に行わせる、といった具合である。

さらに、ベールごとに登録番号が規定の位置に貼布されるが、その誤記については「資金法、29条)に罰金(1,000ドル、1年以下の徴役)が適用される。登録者以外の販売禁止に触れるためであり、またベールの搬入は登録者自身が行うことが要求され、委託輸送する場合、割当量が「80ベール以上の搬入の場合は40ベール以下、79~60ベールの場合は30ベール以下、60ベール以下の場合は20ベール以下」しか委託することができない。すなわち指定日以外の搬入は、フローア関係者の受入、取扱業務をそれだけ防げる原因となるからである。

病虫害に関する防除対策はいっそう厳密である。甲虫(beetle)に対する事前薫蒸が個人負担で義務づけられ、その混入ベールは販売の対象外となり、またDDTの使用も同じで、殊に古い倉庫を使用している場合について細かい注意が指定されている。

こうした「通達」の文中には、TMBの行う措置の目的と重要性を示めす文言が随所に述べられており、農場主の協調がいかに大切であることを適切に説明していることを改めて指摘しなければならない。「耕作者が優れた格付けと取扱いを受けているという(バイヤーによる)評判こそ、セールスポイントである。耕作者全体がかかる努力をし続けることこそ、「世界市場競争の場で勝利を収める」ことである。この意味で、ベールの取引については綿密な注意が不可欠であり、「それが個別耕作者の利益となり、かつ高品質たばこ生産者としてのジンバブエの名声を得る、唯一の方法である」。

いかにして多くの国のバイヤーに買われるか、そのための内部体制を整える努力や工夫の一端がこのように説明されている。その指導こそ TMB の役割であり、ボードは最後に耕作者に対して、「規則を遵守すべきである」と結んでいる。

完全な自由競争市場機構を通じて世界各国に引取られてゆくジンバブエ黄色葉たばこは、農場主、バイヤー、輸出業者のいずれにとっても、いささかの甘えも許されない態度が要求されている。ボードの運営と管理は、したがって自らがそれを必要とし、それを実践するために相互規制を行うことにあり、そこに関係者の自主的協調と話し合い forum の場として機能している、ということである。同時に、かかる自主的規制と相互協調の必要を認め、これを実行する能力をもつ葉たばこ農場経営者が存在するところに、ジンバブエ葉たばこ産業の強み、その基礎があるといえよう。

V. マラウイのたばこ統制委員会の機能

はじめに

「マラウイという国家は国の内部、国の外部からする多くの影響にさらされており、それ故に、政府が政策のあらゆる面で、明快で首尾一貫した姿勢を持つことが重要である」。これは1989年2月（調査当時）に国民に提示したいわば大統領教書（Statement of Development Policies, 1987～1996）における序文の一節である。

1964年、英国から独立したマラウイは、初代・終身大統領、バンダ博士の採った「現実的な政策路線」に従って、経済政策面では、「基本的に、他の発展途上国とは異なり、細かい経済計画を示すのではなくして、可能性のある方向を例解する⁽⁶⁷⁾」というかたちでの発展計画を公表してきた。教書の中には至る個所にマラウイ人のための、新生マラウイ経済体制を構築すべく、その精神を唱う文言がちりばめられている。「マラウイ人の人的勢力、マラウイ人のための経済、マラウイ人の経済への参加、マラウイ人の技術的熟達——Malawian power, Malawianization of the economy, Malawian participation in industry supply of Malawian technical Skills——」等がそれであり、その意味でこの「第2次開発計画」はマラウイ政治経済の態様を識るうえで貴重な教書である。

赤道に近く、南北に細長く（南緯9度～17度）、マラウイ湖は別として700～1,800mの高原に国土が広がるこの国は、気象条件、土地条件も多彩で、それ故に多様な作物の栽培が可能であり、地下資源が乏しいこともあって、主要産業は農業である。マラウイ農業の特徴は、主食で自給的農産物であるとうもろこし（アフリカ大陸ではメイズ *maize* と呼ばれる）やキャッサバ等の栽培のほか、換金作物としては葉たばこ、砂糖きび、茶等がある。かかる農業部門に国民労働力の85%が従事し、国民総生産の37%がそこで産出され、輸出額の90%をそこから得ている。また国土面積の3分の1を占めるマラウイ湖は重要な蛋白質の供給源である。

マラウイ農業は独立後、植民地時代における土地資産保有制度を調整するなかで、伝統的部族を残存せしめつつ、新しい政治体制を国家主導型のそれとして構築した。この態様は後述するように、葉たばこ生産制度に関しても濃厚に示されている。その性格は端的に言って、葉たばこが輸出志向型生産でありながら、前章のジンバブエでは、その制御を葉たばこ産業、輸出業界による自主機能としてのたばこボードに任せているのに対して、マラウイでのそれは「政

治的に生産をコントロールする⁽⁸⁸⁾、いわゆる「たばこ統制委員会, Tobacco Contral Commission」が置かれている。

この点は本章の主題として後に詳述するが、ともあれ、マラウイの土地殊に農耕地の所有制度は、これらの課題検討に不可欠の部分である。それは3つのカテゴリーに分れる⁽⁸⁹⁾。

1. 共同社会的に所有される「伝統的土地 traditional land」(因みにこの土地は共同社会構成員に対する財産管理者 trustee としての大統領に帰属する)
2. 「リースまたは自己保有 leasehold or freehold」する、個人的土地
3. 政府の占有する公共地

がこれである。

農業生産者ないし農場は、この土地制度によって全く異った性格をもつ2つの生産主体——「小規模農民とエステート Smallholder and Estate」に分れる⁽⁹⁰⁾。結論的にいえば、農業生産活動は、伝統的土地を利用する小規模農民による自給的生产と、リースまたは自己保有する農地で行われる、エステート(後に改めてとりあげる)による商業的生产となる。これが基本であるが、独立後、農業振興を重視する政策の展開によって、そのタイプはさらに複雑となったこと、後述するとおりである。

かかる土地制度は、伝統的社会と近代経済社会という社会という2つの社会構造の併存と、独立後の近代化政策の導入による、双方の調整問題のあらわれでもある。すなわち独立によって、多数の伝統的な「部族⁽⁹¹⁾」社会は一つの議会制政治体制のもとに統一された⁽⁹²⁾。政治機構は1つの中央政府のもとに、3つの地方政府をおき、さらにいわば「部族首長階級制度」——Traditional Authorityとしての a hierarchy of village headman, group village headman, chiefs and Parmanent chief (最高権力者)等——に基礎を置く「伝統的地区 traditional area」とし、これらを統括する公共管理体制を有している。中央政府と伝統的部族を結ぶ政治組織として、またこの間の意志疎通の手段として、この管理体制は重要な役割を果たしている、と指摘されている。因みに、この管理組織に中央政府から任命、雇用される職員は、地方局で7,000人、伝統的地区の首長約900人の合せて1,600人がいる⁽⁹³⁾。

こうした政治的統合機構、その運営の実態は、いうまでもなくこの国の農業活動をその面から規定する基本的条件である⁽⁹⁴⁾。小論は、葉たばこの生産制度に関して、現地調査⁽⁹⁵⁾をもとにしつつ、制度については3つの法律と、先の大統領教書を引用することによって、その骨格部分を抽出することに努めたい。

1. マラウイ経済と輸出産業としての葉たばこ生産

(1) マラウイ経済と農業

この国の産業構造の特徴の一端は、国民総生産に占める農業部門の割合の突出した大きさに示される。1980~1986年のその構成比は、この間他の産業部門の相対的な伸長によって僅かに縮小したもの、37%という絶対的な高さを維持している(表17)。1986年のその構成比は、大きい順に農業、流通業、政府部門、及び製造業であり、この4部門で75.1%を占めている。また、就業者の構成割合を1985年の「賃金労働者」でみると(表18)、農業部門は実に46.2%を占め、製造業及び政府部門の合計28.5%の1.6倍の高さにある。

農業部門の賃金労働者の大部分は「個人」企業に雇用されており、政府(詳細は後述するが、政府直営農場その他)部門に15%が雇用されているにすぎない。けれども、この農業部門の雇

表17 産業部門別国民生産 (1980-86)

| | 国民生産(百石K) | | 成長率(%) | 構 成 比 (%) | |
|--------------|-----------|---------|--------|-----------|-------|
| | 1980 | 1986 | 86/80 | 1980 | 1986 |
| 1. 農 業 | 801.2 | 866.7 | 1.3 | 37.2 | 36.8 |
| 小規模農民 | 651.9 | 682.5 | 0.8 | 30.2 | 28.9 |
| エステート | 149.3 | 184.2 | 3.6 | 6.9 | 7.8 |
| 2. 製 造 業 | 249.9 | 285.7 | 2.3 | 11.6 | 12.1 |
| 3. 電 気・水道業 | 40.9 | 49.6 | 3.3 | 1.9 | 2.1 |
| 4. 建 設 業 | 122.8 | 99.2 | -3.5 | 5.7 | 4.2 |
| 5. 流 通 業 | 310.2 | 309.4 | -0.4 | 14.4 | 13.1 |
| 6. 運 輸・通信業 | 146.5 | 146.4 | -0.1 | 6.8 | 6.4 |
| 7. 金 融・自由業 | 146.5 | 151.1 | 0.3 | 6.8 | 6.4 |
| 8. 貸 家 業 | 90.5 | 103.9 | 2.3 | 4.2 | 4.4 |
| 9. サ ー ビ ス 業 | 81.9 | 101.5 | 3.6 | 3.9 | 4.3 |
| 10. 政 府 | 221.9 | 309.4 | 5.7 | 10.3 | 13.1 |
| 11. 不 突 合 | -58.2 | -61.4 | - | -2.7 | -2.6 |
| 要素費用 GDP | 2,154.1 | 2,361.5 | 1.5 | 100.0 | 100.0 |

(資料) Republic of Malawi, Statement of Development Policies, 1987-1996, pp. 196, 註(87)に同じ。

表18 産業部門別賃金労働者と年平均収入 (1985)

| | 賃 金 労 働 者 | | | 年 平 均 収 入 | | |
|-------------------|-----------------|--------------|----------------|-----------------|---------|----------------|
| | 実 数 (1,000人) | 構 成 比 (%) | 伸び(%) 85/77 | 実 数 (1,000K) | 比 較 (%) | 伸び(%) 85/77 |
| 1. 農 林 漁 業 | 189.3 | 46.2 | 122.4 | 317 | 42.0 | 214.2 |
| 個 人 | 165.5 | 40.4 | 124.6 | NA | NA | NA |
| 政 府 | 23.8 | 5.8 | 108.7 | NA | NA | NA |
| 2. 鉱 山・採石業 | 0.3 | 0.0 | 50.0 | 566 | 75.0 | 187.4 |
| 3. 製 造 業 | 59.9 | 14.6 | 178.8 | 845 | 111.9 | 163.8 |
| 4. 電 気・水道業 | 4.5 | 1.1 | 160.7 | 1,194 | 158.1 | 168.4 |
| 5. 建 築・土木業 | 23.1 | 5.6 | 99.1 | 673 | 89.1 | 157.6 |
| 6. 卸・小売・ホテル・レストラン | 38.6 | 9.4 | 153.2 | 2,757 | 365.1 | 468.9 |
| 7. 輸 送・倉庫・情報業 | 23.9 | 5.8 | 144.0 | 1,121 | 148.5 | 153.6 |
| 8. 金 融・保険業 | 12.7 | 3.1 | 192.4 | 2,694 | 356.8 | 200.6 |
| 9. サ ー ビ ス 業 | 57.0 | 13.9 | 125.3 | 1,252 | 165.8 | 230.6 |
| 計 | 409.3 | 100.0 | 132.5 | 755 | 100.0 | 206.3 |
| (個 人 計) | 328.6 | 80.3 | 136.8 | 698 | 92.5 | 209.6 |
| (政 府 計) | 80.7 | 19.7 | 117.6 | 985 | 130.5 | 229.1 |

(資料) 前出, 表17 (pp. 175, 176) に同じ。

用者年収（年平均収入）は、他のいずれの産業部門のそれよりも極端に低く、9部門計を100とすれば42%程度である。このことは、この国の農業が、ごく一部の近代的商業農場を除けば、その殆んどが「伝統的土地」における「小規模土地所有者」による自給的農業に雇用されているためである。因みに、調査時現在（1989、1）における賃金労働者の「1日当り、最低賃金率」（同表18）は、日本円に換算（1クワッチャ Kwatcha = 0.026円）して、

| | | |
|-------|-----------------|-------------------|
| 地方労働者 | 1.5K | ≒72.8円 |
| 都市労働者 | 1.8K | ≒87.4円 |
| 工場労働者 | 1.8K + α | ≒87.4円 + α |

である。この制度的な最低賃金水準は、大規模農場では適用されるが、伝統的農業では恐らく適用されることはないと思われる。先の賃金格差の割合（42%）で測れば、地方労働者のそれは0.63K、日本円にして30.6円となる⁽⁹⁶⁾。

マラウイ農業は、しかしながら同時に、この国の輸出産業として絶対的に優勢な地位を保っている（表19）。すなわち1970—1985年の間、総輸出額に占める農産物（計）の割合は88%～83%の水準にある。輸出される農産物は茶、砂糖、落花生、米、綿、豆類等多種類あるが、葉たばこはその輸出額の絶対水準が高く、1985年では54%であり、第2位の茶の輸出額の2倍以上である。

マラウイ農業における農産物の生産及び輸出入を概観すれば（表20）、葉たばこ部門がこの国の輸出産業として明白に重要性をもつことが知られる。葉たばこ以外では食用大豆、コーヒー、綿、ゴムが輸出用に生産されている。

(2) 農業生産事情とエステートの性格

一般に、マラウイの農業生産は、「小規模土地所有者 smallholder」と、「エステート Estates」に大別される。前者は伝統的土地を利用する（一般にはアフリカ系黒人の）葉たばこ栽培であり、その性格上「小規模農民」とみてよい。この小規模農民は、葉たばこ（在来種）や多くの

表19 主要産物の輸出（1970-1985）

（単位、KM）

| | 1970 | 1975 | 1980 | 1985 |
|-----------|------|-------|-------|-------|
| 1. 農産物（計） | 35.9 | 96.7 | 190.5 | 348.0 |
| 葉たばこ | 16.6 | 51.1 | 108.8 | 187.4 |
| 茶 | 10.9 | 21.7 | 29.8 | 91.4 |
| 砂糖 | — | 12.3 | 34.7 | 14.4 |
| 落花生 | 4.2 | 6.5 | 15.9 | 5.9 |
| 米 | 0.5 | 1.6 | 3.0 | 0.3 |
| 綿 | 2.7 | 1.9 | 4.5 | 12.9 |
| 豆類 | 1.0 | 1.6 | 1.8 | 8.2 |
| 2. その他加工品 | 4.7 | 9.3 | 24.8 | 68.6 |
| 計（国産品輸出） | 40.6 | 106.0 | 215.3 | 419.1 |
| 3. 再輸出 | 9.1 | 15.8 | 12.7 | 10.6 |
| 総輸出 | 49.7 | 121.8 | 228.0 | 429.7 |

（資料）前出、表17（p.56）に同じ。

表20 農産物の生産と貿易 (1984-86)

(単位, 1,000トン)

| 品 目 | 生 産 1984/85 | 輸 入 1985 | 輸 出 1985 | ADMARC 1985/86 | 割 合 (%) | |
|-----------------------|----------------|-------------|-------------|---------------------|---------|-------------|
| | | | | | 輸出/生産 | ADMARC / 生産 |
| 1. とうもろこし(メイズ) | 1,473.0 | — | 46.0 | 271.6 | 3.1 | 18.4 |
| 2. 米(水 稲) | 34.3 | — | 0.6 | 10.7 | 1.7 | 31.2 |
| 3. ソ ル ガ ム | 32.6 | — | — | 0.5 | — | 1.5 |
| 4. 小 麦 | 3.8 | 27.1 | — | 0.5 | — | 13.2 |
| 5. 醸 造 用 大 麦 | — | 2.6 | — | — | — | — |
| 6. キ ャ ッ サ バ | 209.3 | — | — | — | — | — |
| 7. じ ゃ が い も | 81.0 | — | — | — | — | — |
| 8. 豆 類 | 28.1 | — | 11.4 | 17.0 | 40.5 | 60.5 |
| 9. 油 脂 用 種 子, 豆 | 3.2 | 2.6 | — | 0.7 | — | 21.9 |
| 10. 落 花 生 (油 脂) | 2.8 | — | — | 0.6 | — | 21.4 |
| 11. 落 花 生 (菓 子 用) | 59.5 | — | 19.2 | 17.5 | 32.3 | 29.4 |
| 12. 食 用 樹 豆 | 1.5 | — | 1.5 | 0.1 | 100.0 | 6.7 |
| 13. 野 菜, 果 実 | 387.0 | — | — | — | — | — |
| 14. 精 製 用 砂 糖 | 150.6 | — | 142.6 | — | 94.7 | — |
| 15. 製 品 茶 | 40.0 | — | 39.6 | — | 99.0 | — |
| 16. コ ー ヒ ー | 3.5 | — | 3.5 | — | 100.0 | — |
| 17. 葉 た ば こ・バ ー レ ー | 30.4 | — | 30.4 | — | 100.0 | — |
| 18. 葉 た ば こ・黄 色 種 | 22.3 | — | 22.3 | — | 100.0 | — |
| 19. 葉 た ば こ・小 規 模 農 民 | 17.5 | — | 17.5 | 20.2 | 100.0 | 115.4 |
| 20. 棉 | (種)33.4 | — | (縮)3.6 | 32.7 | () | 97.9 |
| 21. ゴ ム | 0.4 | — | 0.3 | — | 75.0 | — |
| 22. 保 証 豆 | 3.6 | — | — | 1.2 | — | 33.3 |
| 23. 桐 豆 | 1.0 | — | 0.4 | — | 40.0 | — |
| 24. 保 証 種 子 類 | 4.8 | — | 0.3 | 6.3 ⁽¹⁾ | 6.3 | () |
| 25. 食 肉 | 26.2 | — | — | — | — | — |
| 26. 牛 乳 | 96.7 | 12.8 | — | — | — | — |
| 27. 鶏 卵 | 2.3 | — | — | — | — | — |
| 28. 皮 革 | 6.4 | — | 0.6 | — | 9.4 | — |
| 29. 獣 脂 | — | 6.8 | — | — | — | — |
| 30. 肥 料 | — | 112.2 | — | 64.9 ⁽¹⁾ | — | — |

(資料) 前出, 表17 (p. 25) に同じ。

自給用主食とうもろこし(メイズ⁽⁹⁷⁾)のほか, 大豆, 落花生, 甘藷, 米などを栽培する。この部分の農産物を含め, 小規模農民は農業総生産の80%を産出する。うち原料農産物(棉, 日干・火干葉たばこ)は若干で, 輸出用生産を行っている。後者, エステート農場は, 国内農業総生産の20%を産出し, 輸出用農産物の3分の2をこのエステートが生産している。黄色種, バレー種たばこ, 茶及び砂糖がここで生産される。

小規模農民及びエステートは、この国の農業関連統計指標として、自給的生産と輸出用生産の視点によって区分されるものである。

小規模農民はさらに3つのカテゴリーに分れる(表21)。教書によれば、①0.7ha以下の土地で近代的技術が利用されず、生存のための自給食料も充分でなく、農外収入でかろうじてそれを補う、全体の35%を占める農民層、②0.7~1.5haの土地で現行技術が利用でき、漸く食糧を自給しかつ僅かに農産物販売収入もある、全体の40%を占める農民層、そして、③1.5ha以上の土地で、換金作物を既に導入している残りの25%の農民層、これである。またマラウイ(に限らず、南中央アフリカ諸国)の大部分の農業生産は婦人労働力に強く依存してその。その実態は同表21・下段にも示されるが、その詳細は他の文献に譲る⁽⁹⁸⁾。そして、主食であるメイズは、もともと在来の主食であるキャッサバやとうもろこしに代り、「輸入種」の栽培によって普及したものであるが⁽⁹⁹⁾、その食糧としての利用が便宜であり、栄養的にも優れている。その意味で、輸入種の普及程度は、それぞれの農民層の生活経済及び栄養水準を直に示す指標ともなる(同表21・最下段)。

在来のこうした小規模農民とは異なり、「エステート」はもともと、この国ではイギリス系入植者の経営にかかる商業農場として始まり、輸出農産物の生産の大部分を担ってきた。1985年におけるエステートの統計(表22)は、独立後のマラウイでの輸出農産物生産の実情を端的に物語っている。

表21 小規模所有者の性格, 1984/1985

(単位: %)

| | 総計(平均) | 耕地規模 (ha) | | | | | |
|---------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|-------|
| | | 0—0.5 | 0.5—1.0 | 1.0—1.5 | 1.5—2.0 | 2.0—3.0 | 3.0以上 |
| 1. 所有者数 (人) | 1,300,000 | 23.0 | 32.3 | 20.0 | 10.9 | 9.8 | 4.2 |
| 2. 耕地面積 (ha) | 1,488,000 | 6.2 | 20.9 | 21.3 | 16.3 | 20.5 | 14.8 |
| 3. 婦人主体の家計(%) | 28.0 | 42.0 | 34.0 | 24.0 | 18.0 | 10.0 | 8.0 |
| 4. 輸入種メイズ割合 | 10.0 | 2.0 | 2.0 | 6.0 | 8.0 | 15.0 | 25.0 |

(資料) 前出, 表17 (p. 22) に同じ。

表22 エステート統計, 1985

| 主要作物 | 農場数(農場) | 主要作物の耕地面積 (ha) | 農場当り耕地面積 (ha) |
|-----------|---------|----------------|---------------|
| 1. 茶 | 28 | 16,800 | 600 |
| 2. 砂糖 | 2 | 15,200 | 7,600 |
| 3. 黄色葉たばこ | 488 | 16,200 | 33 |
| 4. パーレー種 | 3,036 | 31,500 | 10 |
| 5. コーヒー | 58 | 3,200 | 55 |
| 小計 | 3,612 | 82,900 | 23 |
| 6. その他 | 500 | NA | NA |
| 合計 | 4,100 | NA | NA |
| リース又は自由農地 | | 605,000 | 148 |

(資料) 前出, 表17 (p. 23) に同じ。

エステートとは、もともと巨大な富によって保有された、居宅、森林等を配置する大規模な土地資産 (estate) を意味する⁽¹⁰⁰⁾。この用語は、熱帯植民地における大規模殖産農園を意味するプランテーション plantation を「大規模土地所有」の観点からとらえた、実体としては大村落、大土地所有による企業的農業を指している (Webster による)。植民地では、その所有地の一部で現地労働者を雇用または小作者として、大規模な農場経営を営むことになる。先にみたジンバブエ「大規模商業農場」は、特にその典型である (ジンバブエではエステートという用語は使用されていない)。だが、現在、マラウイでエステートと呼ばれる農場は、上述の意味での新政府の採択した土地保有制度のもとでは、実質的に性格を異にしている。重要な問題であるが、この点は葉たばこ生産制度に関して後に改めて詳述したい。

このエステート方式による農場経営は、長い歴史をもつ植民地体制のもとでは、輸出用原料農産物を生産する唯一の企業体であったこと、知られている事実である。1964年マラウイ共和国として独立後、新政府は農業国としての経済発展を促進するために、「きわめて特別の計らい、very favourable terms⁽¹⁰¹⁾」で、従来の農場経営者が土地を利用できるように、「リース的所有 leasehold」を認めるかたちでエステート方式による農業生産経営を容認することとした。これが独立初期の経済始動力となったが、しかしこの土地は政府からの「21年間のリース Leases, normally 21years⁽¹⁰²⁾」とされた。エステート農場は、この意味で土地制度上は期限つきであり、同時に政府の管理下におかれたことになる。

かかる土地制度上の性格の変化から、マラウイの生産農場を特徴づけるエステートの意味については、再検討が必要となる。すくなくとも、かつてのエステートを支配的に経営していた白人系マラウイ人は、独立後は自己土地所有者 freeholder としては認められていない、と説明されている。すなわち今日、マラウイ葉たばこ産業を支えるエステートは、植民地時代にみられた「巨大な自己所有地における農場経営」という概念は全く妥当しないとみてよい。今日のエステートは、大部分が政府から農地をリースし、または政策上貸付けられた土地を利用して農業生産を行う企業的農場といった意味あいをもつ。このエステートは、後に詳論するように、実際にはかなり複雑なタイプにわかれるが、教書の示めす限りでは、「伝統的な土地を利用する小規模農民 smallholder」の農業生産型態と区分し、従来まで存在した企業的農場という意味で用いられている、ということになる。

経営主体という観点からエステートの性格を考える場合、次の事実は検討に値する。すなわち、後節で詳述するが、政府は、土地利用の権利を持ち得る条件の中に、「所有者、借地者、経営者、小作人」等を併記している。問題は、それぞれがどのようなかたちで葉たばこ (等企業的な) 生産経営を行っているかである⁽¹⁰³⁾。

まず借地者 occupier であるが、これは所有者 owner と異なり、農地をリースし葉たばこ生産のために土地を利用できる者と考えられる。これがエステート農場の重要な部分を占めるとみてよい。経営者 manager については、小作人 tenant を雇用するか、または農業労働者を雇用して専門的に葉たばこの生産経営の管理のために「誰かに雇用される経営者」と考えられる。この経営者を雇用できる者とは、明らかに土地の所有者 owner、または先の借地者でしかないが、後者は事実上あり得ない。しからば所有者とは何か。

現地関係者に対するヒアリングを総合して判断すれば (必ずしも分明ではないが一註 (95) 参照一)、「主たるエステート所有者 Estate owner は、黄色種では General Farming, パーレー種では Press Farming である」と指摘する。そのいずれもが半官半民の会社 semi-Govern-

mantal Company であるとし、うちバーレー種の場合、Press Farming の「株式の保有者は、政府がその51%、葉たばこ取引商社であるリンベリーフ Limbe Leaf Co.が残り49%である」ということである。このエステート「会社」の理事長にリンベリーフ社の代表者が就任し、実際の経営に当たっている。この事実は、土地所有の観点からすれば、経局、政府を Owner とみるのが妥当であろう⁽¹⁰⁴⁾。加えて、先述した経営者 manager とは、この会社のもとにあるエステートで、葉たばこ生産管理を行うべく雇用されている（現実には白人系の）専門者ということになる。

2. 葉たばこ生産と輸出需要

(1) 葉たばこ生産とエステート

マラウイは、アフリカ大陸ではジンバブエに次ぐ葉たばこの生産量を有している。そこには6種類の葉たばこが輸出用に栽培されており、種類別にみた葉たばこの栽培面積と生産量は表23に掲げるとおりである。生産規模の大きい順に言えば、バーレー種、火干種 fire-cured、黄色種となり、日干種 sun-air cured とオリエント種は僅小である。

表23 マラウイ産種類別葉たばこ生産の推移

| 品 種 別 | 栽 培 面 積 (ha) | | | 生 産 量 (t) | | | 栽 培 面 積 割 合 (%) | | | 生 産 量 の 伸 び (86=1.0とする倍) | | |
|-----------|--------------|--------|--------|-----------|--------|--------|-----------------|-------|-------|-----------------------------|------|------|
| | 1986 | 1987 | 1988 | 1986 | 1987 | 1988 | 1986 | 1987 | 1988 | 1986 | 1987 | 1988 |
| 黄 色 葉 | 15,927 | 15,500 | 15,700 | 21,030 | 24,463 | 23,000 | 17.1 | 17.4 | 18.2 | 1.0 | 1.2 | 1.1 |
| バ ー レ ー | 28,240 | 30,500 | 33,500 | 30,190 | 36,789 | 34,500 | 30.3 | 34.2 | 38.7 | 1.0 | 1.2 | 1.1 |
| オ リ エ ン ト | 273 | 250 | 300 | 121 | 97 | 150 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 1.0 | 0.8 | 1.2 |
| 火 干 種 | 44,786 | 39,000 | 34,000 | 11,370 | 13,500 | 9,000 | 48.1 | 43.7 | 39.3 | 1.0 | 1.2 | 0.8 |
| 日 干 種 | 3,933 | 4,000 | 3,000 | 1,002 | 909 | 675 | 4.2 | 4.5 | 3.5 | 1.0 | 0.9 | 0.7 |
| 計 | 93,159 | 89,250 | 86,500 | 63,713 | 75,758 | 67,825 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 1.0 | 1.2 | 1.1 |
| 割 | | | | | | | | | | | | |
| 黄 色 種 | 11.6 | 11.2 | 11.8 | 10.6 | 11.6 | 11.6 | | | | | | |
| バ ー レ ー | 78.0 | 80.1 | 82.0 | 77.8 | 81.4 | 79.8 | | | | | | |
| オ リ エ ン ト | 15.6 | 13.9 | 19.1 | 13.4 | 11.8 | 17.2 | | | | | | |
| 火 干 種 | 79.3 | 76.8 | 80.1 | 65.5 | 65.9 | 58.2 | | | | | | |
| 日 干 種 | 23.6 | 26.4 | 21.6 | 7.6 | 8.7 | 6.3 | | | | | | |
| 計 | 36.5 | 34.8 | 35.5 | 22.8 | 25.4 | 24.2 | | | | | | |

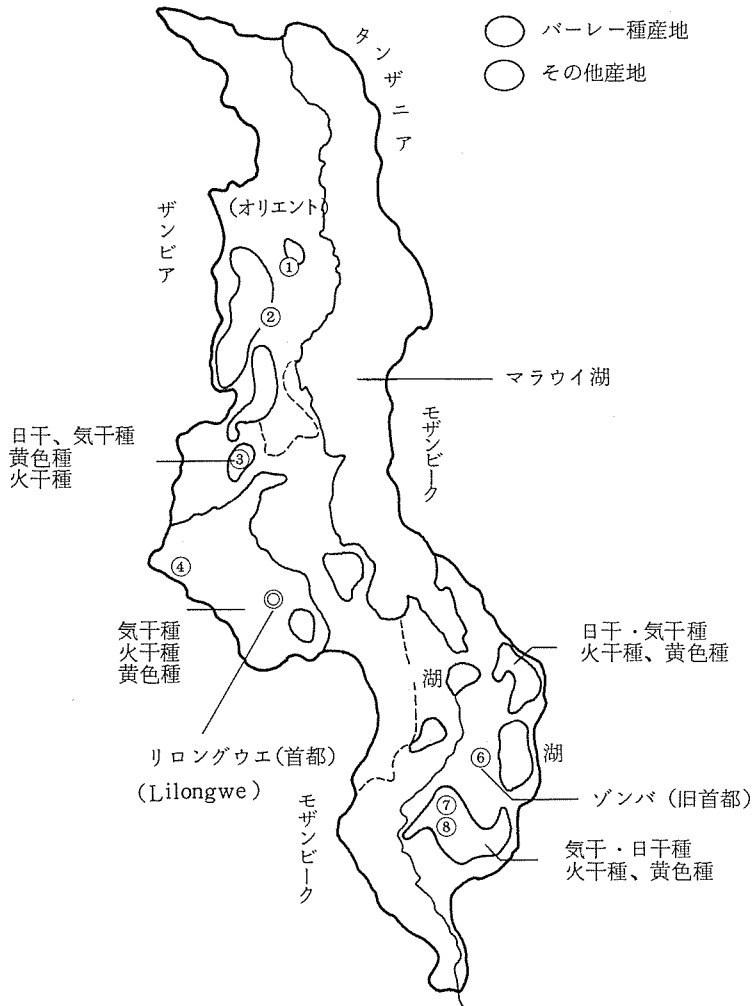
(資料) World Tobacco Situation (註 (109), pp. 30, DEC, '88)

(註) 下段は、その他アフリカ地域」を100とするマラウイの場合。

葉たばこの生産地は図8に示めすとおり南北に細長い国土の高原部にそれぞれ分散し、かつ地域ごとにいくつかの種類が重複していることは、日本ではみられない特徴である。この景観は高原で熱帯雨期と軽鬆な土壌を利用できるという条件のほか、政策的な経営指導によって性格の異なる生産農場が「混在するようになった」ことによる。

葉たばこ生産農場について、大統領教書は次の事実を指摘している。

第1に、輸出による外貨獲得の中軸である黄色種・大規模エステートの凡そ500農場、バーレー種・小規模エステートの凡そ3,500農場があり、これらをともにエステート部門と呼ぶ。第2は、伝統的土地で換金作物として栽培する、火干種 fire-cured、日干種 sun-air cured 等葉たば



(原資料) 川床邦夫, (註35) による。

図8 マラウイの葉たばこ生産地

この栽培を政府から許可されている, 多数の小規模農民と呼ばれる部門である。

この後者については, 制度上ないしはマーケティングの取扱上, 前者とは全く異なり, ほぼ完全に政府統制下におかれているため, 次節3.(2)ADMARKで一括論述する。前者, エステート部門の葉たばこ生産事情は, 概ね次のとおりである。

1. 黄色種・大規模農場は, 平均耕作規模は黄色種葉たばこについて約30haで, 集約的作業を必要とする部分にトラクター等大型農機具を利用し, 大型乾燥施設を備えているが, 必要な手作業部門労働には, 日給または週給ベースで支払う成人男子黒人(家族も)を雇用する。

バーレー種・小規模農場は, 平均耕作規模はバーレー種葉たばこについて約10haで, 概ね耕作規模の小さなユニット(小作方式による, 小作人1人当り平均0.8ha)に分画し, これを黒人成人労働力(家族とともに)を小作人として作業を委せる。一般に, このテナントシステムは

種子、肥料、農薬等の現物を支給し、収穫後、葉たばこの量目と品質を評価して買取るが、その際、支給した現物をコストとして控除する（費用前払方式）というものである。なお、小作方式でなく、完全に作業労働について黒人を雇用し、賃金を支払う方式も存在する。

遡ってみれば、輸出の中軸をなす黄色種、パーレー種葉たばこ生産政策は、これまで次の変化を促した。植民地時代から、黄色種はその乾燥施設に相当多額の初期投資を必要としたため、その生産はエステート方式による大規模農場経営を成立させ、そこに多数の黒人家族を「生活」させてきた。だが、パーレー種はそうした初期投資を必要としない。この経営条件の違いは、独立後の政府による葉たばこ生産主体の育成策を特徴づけた。すなわち、基幹産業である農業の展開について、政府は輸出産業である作目部門の貿易振興と、そこにおける労働力雇用の増加、したがって在来黒人家族の経済的福祉をそれによって安定、向上させるために、1970年以降、輸出農産物それぞれの部門の生産体制として、エステート方式を適切であるとしこれを採択するところとなった。葉たばこ部門を含む全体の農業生産体制は、次のように説明されている⁽¹⁰⁵⁾。

「リース方式による農地面積は、エステートに貸出された。この増加率は年率10%及び、1979年には1,107のエステートが全耕地の13%を耕作し、そこで150,000人以上を雇用するに至った……。

葉たばこでは、殊に黄色種では、長期にわたって個別の大規模なエステートが支配的であったが、この構造は、平均で僅か10haの可耕地を単位とする3,000の小規模エステートがパーレー種葉たばこの生産に支配的となったことによって、大きく変化した」。

すなわち、輸出志向型農業としての黄色種とパーレー種の生産農場は、前者では大規模生産農場が、後者では小規模農場がそれぞれ支配的となるといった、2重のエステートによる生産体制が形成された。前者は明らかに白人系マラウイ人による大規模経営が引き続き行われているが、後者については、その小規模エステートがどのような性格を有しているかは、必ずしも明確になし得ない。

政府公表統計は、農業部門は小規模農民とエステートに区分して表示すること、既述のとおりである。だが、このエステートは、経営主体としてはその性質をかなり異にする2つのエステートから成る。大統領教書はこの点について、「2つのエステートの存在については、法律上の分類は、生産構造については規定していないため、誤解が生じている⁽¹⁰⁶⁾」ことを認めている。

実態は、小規模農民の生産は、自給生産から高度の小商業農場まで大きな幅がある。エステート生産については、生産から加工まで垂直的に統合された大規模砂糖生産農場から、僅か『1 ha以下の葉たばこを生産する小規模エステート』まで大きな幅がある。」

すなわち、黄色種及びパーレー種の栽培は「リース、または自由保有の土地」によるエステートでのみ行われる。これは「副次的エステート estate sub-sector⁽¹⁰⁷⁾」と呼ばれる。その経営の性格——農場規模、経営型態、構造、生産キャパシティー等にきわめて差異が多く、単純にエステートとして一括説明することは難かしい、というわけである。

ところで、僅か10ha平均の耕地を単位とする約3,000の小規模エステートがパーレー種葉たばこの生産主体であり、これが今日、マラウイの葉たばこ輸出の根幹を形成しているということは注目に値する。この構造は、この部門に対する政府の、生産主体の転換促進策によって生み出された。

「小規模エステートの増加によって、バーレー種葉たばこの生産量は結果的に大きく増加した。だが、生産量増加の大部分は耕作面積によるものであり、面積当たり収量(土地生産性)の増加に伴うものではなかった。1983～85年では、バーレー種の面積当たり収量は、1 ha 当たり1トンにとどまった。

もともと、小規模農民に対しては長い間法律によって、黄色種、バーレー種葉たばこを栽培することは禁止されていた。この間、限定した年次計画プロジェクトにより、限られた農民に対しては、その栽培と加工指導が行われたこともある。こうしたなかで、葉たばこ生産、殊にバーレー種葉たばこ取引市場は活況をみせはじめた。バーレー種の生産を開始するための初期投資は比較的寡くてすみ、また多くの小規模農民はバーレー種エステートで小作人としての経験を積んでいる。すなわち、小規模農民に対する禁止規定は改めるべき情況に立ち至った。問題は、小規模農民をそれに参入させるための『運用方法 *modus operandi*』を開発することである⁽¹⁰⁸⁾と。

以上の記述は、明らかに政府による在来種葉たばこからバーレー種葉たばこへの、小規模農民に対する「栽培転換」の推奨または促進の意向を表わすと同時に、実際にもかかる転換が、而も急速に進展したことを示すものと受けとられる。表24は、生産量、販売量の増加よりも、kg 当たり市場価格の「継続的な騰貴」によって、著しく促進される要因があったことを示している。こうした事実は、アメリカ農務省の行った特別報告⁽¹⁰⁹⁾にも見出される。

表24 マラウイ産葉たばこの販売実績と平均価格 (1986—88)

| 種 類 | 1986 | | 1987 | | 1988 | | 87/86比較 ²⁾ | | 88/87比較 | |
|----------|--------|--------------------|--------|------|--------|------|-----------------------|------|---------|------|
| | 重量(t) | T/kg ¹⁾ | 重量(t) | T/kg | 重量(t) | T/kg | 価格幅 | % | 価格幅 | % |
| 黄 色 種 | 20,765 | 306 | 24,464 | 396 | 20,743 | 528 | + 89.6 | 29.2 | +132.3 | 33.4 |
| バ ー レ ー | 30,190 | 291 | 36,789 | 396 | 45,544 | 524 | +104.9 | 36.0 | +128.1 | 32.3 |
| NDF LUGS | 1,680 | 154 | 1,022 | 245 | 1,117 | 311 | + 90.9 | 59.1 | + 66.6 | 27.2 |
| NDF LEAF | 9,208 | 239 | 8,826 | 334 | 6,447 | 475 | + 95.2 | 39.8 | +140.5 | 42.1 |
| 火 乾 | 474 | 173 | 494 | 235 | 423 | 388 | + 62.6 | 36.2 | +153.3 | 65.2 |
| 天 日 乾 燥 | 954 | 170 | 909 | 266 | 560 | 398 | + 95.8 | 56.2 | +131.4 | 49.3 |

(資料) INTABEX DIBRELL (MALAWI) LTD, 2-(7) 提供資料。

(註) 1) T/kgとは、kg 当たり平均価格(マラウイ補助通貨、タンバラ表示であり、1マラウイ・クワツチャ=100タンバラの交換比率となる。1989年1月、IMK=0.4044US\$である)。

2) 比較とは、対前年度平均価格で、上昇とその割合を示す。

「伝統的な火干種耕作者は、——要因は天候条件の影響と低価格政策に影響されてのことであるが——落花生やメイズの如き、他作物に転換すべきことに反した(バーレー種葉たばこ栽培への)動きをとっている」。

(2) 葉たばこ輸出需要

マラウイ産葉たばこのなかで、葉たばこが輸出産業として抜んでた地位を占めていることは、次の事実と、これに対する政府(教書)の見解のほか、各国バイヤーの指摘から知ることができる。

1. マラウイ産葉たばこは、アフリカ大陸(北・西アフリカ諸国以外)の中では、種類が多いことのほか、生産の量的シェアがかなり高い。殊にバーレー種及び火干種は1988年でそれ

ぞれ82%，80%を占め，オリエント種13%，黄色種11%である（表24）。

2. 大統領教書における政府の種類別葉たばこ生産の現況と見通しは次の如くである⁽¹¹⁰⁾。

「黄色種は，1986年では年産25,000トンまでに増加し，世界貿易量の3.5%を占めている。その平均収量は到達可能水準 estimate potencial の50%に過ぎないが，それは今後の貿易量の増加が期待できることを意味する。

パーレー種は，1980年中期までに急速な増加をみて，現在年産35,000トン水準となったが，それは世界貿易量の15%を占める。だが，平均収量はかなり改善されたとはいえ，到達可能水準の僅か3分の1に過ぎない。パーレー種の価格は変動しやすいが，マラウイ産パーレー種には概ね強力な需要があり，今後の市場は十分に期待できるものである。

暗色火干種は，年産で10,000～20,000トン水準の間を変動しているが，マラウイ産だけで，減少傾向にある世界需要の半分以上を供給しており，将来の期待は思わしくない。平均収量の到達可能水準の僅か20%に過ぎない。今後は平均収量の増加，面積の拡大等のほか，乾燥能力を改善する必要がある。

日干種については，販路及び平均収量ともに暗色火干種に似ているが，生産量は僅かに1,000～2,000トンに過ぎない。

オリエント種の生産は，ここ数年間伸び続けてきた。1985年では，それでも年産130トンに止まっているが，その需要は強く，今後産出を拡大する余地は大きい。

3. マラウイ産葉たばこ——その主力である黄色種及びパーレー種についての，国外バイヤーの評価は，概ね次の如くである。

マラウイ産葉たばこの「需要」についての重要な事実は，種類別販売実績（前出，表24）によって知られるように，過去3ケ年を通じて販売量にかなりの変動があるものの，kg当り単価はいずれの種類をとってみても毎年上昇し，その上昇率は実に30%及至65%という大幅なものであった。この統計資料はマラウイの大手葉たばこ商社の提供によるが，いうまでもなくオークションフロアでの実績である。そこで問題は，何故マラウイ産葉たばこが過去3ケ年間，引続きその取引価格を上昇させ得たかである。いくつかの実務上の指摘を引用しよう。

「パーレーは，昭和46（1971）年，黄色葉とともに購買が開始された。近年品質が向上してきたことから，米国産パーレー葉に次ぐ原料（準香料）として評価され，購買量も年々増加傾向にある。黄色葉は，昭和46（1971）年，米国に続く香料産地を確保する目的で購買を開始した。米葉に比べ香味は薄いものの，準香料としては使い勝手もよく，価格的にも見合うものであることから，購買量は増加傾向にある⁽¹¹¹⁾」

マラウイ産葉たばこは，ジンバブエ産葉たばこの比較において，幾つかの特色が指摘されている。

「（ジンバブエ産黄色種は）経済制裁の解除後，昭和55（1980）年度以降，購買を継続しているが，品質転換，耕作技術の低下から品質は当時のローデシア産黄色葉より劣っている。

（さらに）パーレー種は，1985年に試験購買を行ったが，（このジンバブエ産業については）1986年，1987年度産業は購買を中止した。品質は準香レベルは至らず，また価格レベルもマラウイ産葉よりも割高である⁽¹¹²⁾」

当のジンバブエたばこ協会 Zimbabwe Tobacco Association の行った，マラウイ産黄色葉につそての評価は，上述とほぼ一致しているばかりか，それについて積極的な評価を次のように表明している⁽¹¹³⁾。

「1988年4月では、マラウイの黄色種葉たばこは良品質のものが生産され、全競売期間を通じて強力な需要が持続した。以前から知られているように、マラウイ産黄色種葉たばこは輸出志向型生産であり、世界的な高品質葉たばこに対する需要に適合せしめるように、活発なマーケティングが実施されている」

3. 葉たばこ取引市場の2重構造

(1) オークションフロアー

マラウイ産葉たばこの販売経路には、自由市場と統制市場との2つがある。この構造は、その生産面に関してと同様に、販売活動に関する政府の政策的干与の在り方を反映するものであって、それは葉たばこの種類——輸出用葉たばこではあるが、1つはエステートで生産される黄色種及びバーレー種と、他は小規模農民が生産するそれ以外の葉たばこ——に分れる。

黄色種及びバーレー種葉たばこは、ともにエステート方式による生産が行われており、この2種類の葉たばこは、政府の管理するオークションフロアー-auction floorで取引される。このシステムは、マラウイでは1926年に導入され、今日も「完全な自由競争市場」として機能していること、先述のジンバブエと全く性格を同じくする。

産業活動の地域的均衡を図る経済政策のもとで、国内産物の貿易経路が新首都リロングウエ Lilongwe (1984年に首都となった) を中軸に展開するように定められてから、葉たばこの取引と加工の国内的比重もまた、かつての首都ゾンバ Zomba からこのリロングウエに移行した(前掲, 図8)。同時に葉たばこオークションフロアーも、1979年に新首都に移転、新設されている。世界各国のバイヤーによる競売取引は当然ここで行われるようになった(日本のODA援助による新国際空港——大統領のセカンドネームをとって、カムズ Kumuzu 空港——もここに1986年に新設された)。

オークションフロアーにおける競売方法は、先に述べたジンバブエのそれと異なることはない。目下(現地調査時点)で、フロアーは全面的な改築工事が行われていたが、この年産の葉たばこから取引が開始される見通しであるという。旧首都ゾンバにあるフロアーの1日当取扱量は5,000ペールであるのに対して、この都首都リロングウエのそれは倍の10,000ペールという巨大なものとなる。

オークションフロアーの管理運営については、後章で説明する。

(2) ADMARC

黄色種、バーレー種以外の葉たばこはすべて「ADMARCが独占的に購買する」。

ADMARCとは⁽¹¹⁴⁾、農業開発販売公社 Agricultural Development and Marketing Corporationのイニシアルであり、後述するように新しく政府機関 parastatal organizationとしての公社 Corporationである。その目的は、「小規模農民の余剰農産物(註、国内需要がないという意味で、実質、上記葉たばこを含み16種類にわたる)の購入と販売を命令し、私企業の数、外国人所有によるエステート生産物の国内取引を管理、統制する」ことにある。このADMARCは、法律上、小規模農民の生産する葉たばこ(及び棉)についての「実質的に独占的なバイヤー Monopolic buyer」であり、その購買、輸送、貯蔵、格付け、調製等、国内、貿易両面にわたる管理を行う公社である。

ADMARCの基本的性格は、大統領が財産管理人として管理する伝統的土地では、黄色種、バーレー種以外の葉たばこが栽培される場合、これをすべて「最低価格、作付割当制度のもと

におき、これを耕作する小規模農民に対してはすべて「公社」の手で買い上げるということであり、生産に対する政府の保護体制がここに採択されていることを意味する。

ところでパーレー種の生産増加、それへの小規模農民の参入という、既述の動向は、この ADMARC のもつ管理統制機能とは無関係ではない。その機能とは、将来の外国貿易収入を改善する機会をとらえ、その販売上の調整を行う点にある。加えて、1980年中期までは、この組織は財政上、安定していたものが、取扱う葉たばこを中心とする価格の低迷と運営費の増加のために、1つのつまづきを迎えたといわれる⁽¹¹⁵⁾。この2つの事柄が、既に述べたように、パーレー種に多数のエステートを新規に参入させる背景であり、かつこれが結果的に成功した。すなわち ADMARC はその管理対象である「伝統的土地を利用して栽培される火干種等、特定の葉たばこ」のパーレー種への転換を促進しつつある、ということである。大統領教書は、この点について、次のように記述している⁽¹¹⁶⁾。

「エステートが生産するパーレー種については、現在、認可制と生産割当 Licences and production quota によって制御されている。大幅な価格変動対策としてそれは導入されたものであるが、その実施は他国にとっての利益となるため、いずれは廃止されることになる。だが、政府の考え方は、小作人が正当な所得を確実に受けとれるように、エステートが小作人に支払うべき最低価格を固定する政策は維持する方針である」

この記述は、伝統的土地を利用する小規模農民の、パーレー種葉たばこ栽培への転換を促進するための政策的対応と読むことができる。すなわち、輸出産業としての葉たばこ生産振興の基本はマラウイの人的勢力であり、その大部分は伝統的土地を利用する小規模農民である。資本投下もすくなくすみ、(後述するが)黄色葉にみられる「土地圧力 land pressure」の小さいパーレー種はこれに最適である。問題はそのため「運用方法の開発」であるが、上記はその経過における対策の1つを示すものと受けとれる。

4. たばこ統制委員会の機能

マラウイの葉たばこの生産と取引については、これまでに述べたとおり、重要な産業部門であり、殊にそれが輸出産業として、国民経済、雇用に支配的な影響力をもつ農業部門であるために、政府は、新興独立国となった直後からこれについて一連の法律を制定し、そのもつて葉たばこ産業を制御、統制してきた。関連する法律は3つあり、その相互関係は概ね次の如くである。

1. 特殊作物法 Special Crop Act, 1963
2. たばこ法 Tobacco Act, 1970
3. たばこオークションフロア規制法 Control of Tobacco Auction Floors Act, 1970

特殊作物法は、農務大臣の指定する特殊作物の開発を促進し、予測するための法律であり、特殊作物局 special crop authority にその管理権限を委嘱するものである。9種類の指定された作物のうちには在来たばこ Tobacco, nicotiana tabacum と黄色種 flue-cured tobacco が含まれており、それぞれについて当局の決裁(管理)事項 Authority Order が規定されている。加えて、この特殊作物局にはマラウイたばこ研究局規程 Malawi Tobacco Research Authority Order が併置される。

次のたばこ法は、「在来種たばこを除く」原料葉たばこについて、その種子、耕作者、販売、負課金、購買認可等を定める法律で、この中に耕作地利用、小作者等に関する規程を含めてい

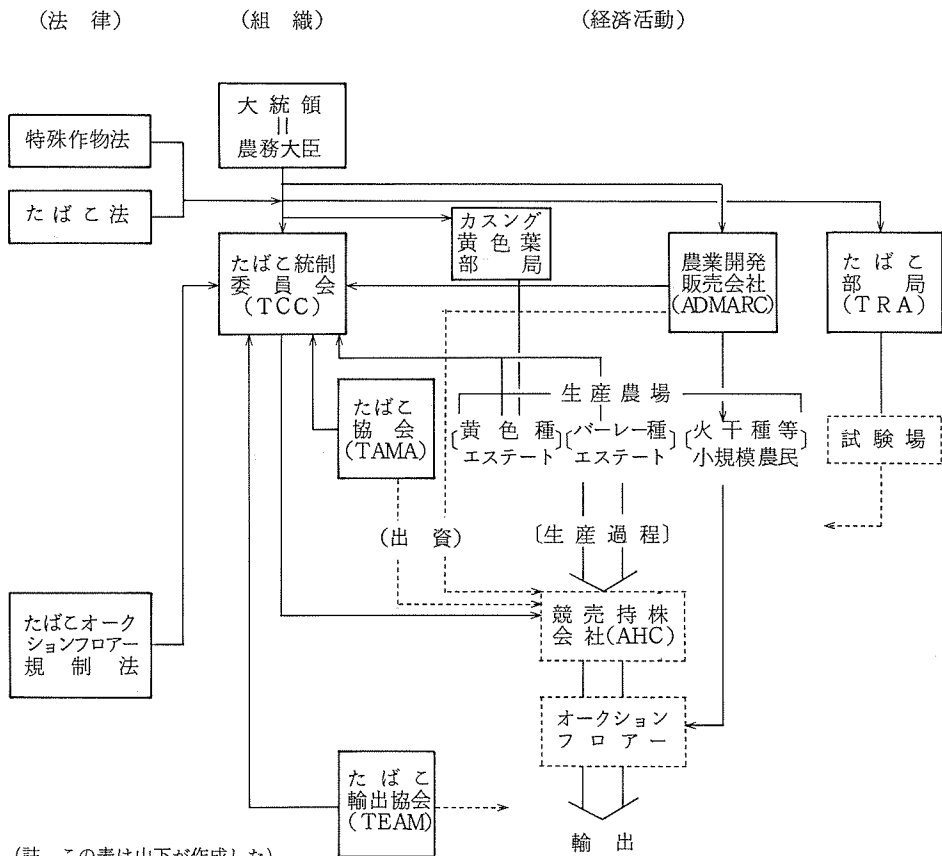
る。

第3のたばこオークションフロア規制法は、小論の主題とする「葉たばこ統制委員会 Tobacco Control Commission」に関する規程をはじめ、オークションフロアの設立、運営上の諸規定と、パイヤー、グレーダー等についての細則を含む法律である。

以上の3つの法律は、原料葉たばこ——法の規定によって、黄色種とバーレー種が対象となる。他の在来種葉たばこは、この法律によってその統制はすべてADMARCに権限が委譲される——の生産から取引、輸出に至る諸過程を規制する法、制度と、それに基づいて位置づけられた諸組織、それらの相互関係を明らかにするために、模式図、図9を掲げる。以下、これに沿ってマラウイの葉たばこ生産制度の骨格を抽出し、殊にその運営の中枢部ともいふべき、葉たばこ統制委員会の機能を簡明に説明したい。

(1) 特殊作物・葉たばこ「ボード」

マラウイで生産される葉たばこは、特殊作物法により、農業大臣が葉たばこを「開発し、取引を促進する」必要を認めて指定した特殊作物である。その目的を達成すべく設けられた組織が、特殊作物法に定める「行政局 Authority」であり、葉たばこについては、その主産地にその地名を冠した「カスング黄色葉たばこ局 KASUNGU Flue-Cured Tobacco Authority, 1968」を置くことを定め、これを成文化している。同 Authority Order (規程) がそれである。



(註、この表は山下が作成した)

図9 マラウイたばこ生産・販売制度 (模式図)

ここにいう局 Authority とは、その実体はボード Board と全く変るところはなく、事実その法文中にも Board という名称を用いている。すなわち、「大臣によって設置されるボードは、法人組織であり、印章を有し、法人の名において訴訟を行う」ものであってこの点、ジンバブエのそれと全く同じである。

だが、マラウイのこのボードは、ジンバブエ、オーストラリア等でその主たる目的を「葉たばこのマーケティング」に関する計画的運営に置くのとは異なる性格を見出す。

まず、マラウイのボードは、先の性格規程の中に「土地を所有する権利を持ち」という項目が加えられている点である。この規程は政府における土地所有政策の中で、ボードをして「土地所有者 Owner」たる資格を与え、公的法人としての根拠を示していることである。さらに、ボードの「構成員」の中に、他の国のそれには見出せない国会議員を加えている点である。しかも、ボードは、その下部機構として「管理委員会 Managing Agents」を置き、実務的権限をこれに委譲していることである。他の国ではその実務こそボードの職務となっているが、この点で明らかにマラウイのボードは決定機関たる性格を有している。

構成員は次の通りである。カスング地区選出の国会議員、たばこ経営経験者である民間人、カスング地区首長、その他1名、生産地区で承認された生産者代表及び管理委員会の代表者、の6名であり、正、副理事長が大臣によって任命される。

(ボードの目的、機能)

ボードは、次の8事項に関して「黄色種葉たばこ開発計画 (Scheme)」を策定する。

- a. 研修農場の設置
- b. 農作業機及び輸送倉庫の中央貸付サービス規程
- c. 耕作者のための購入、販売に関する中央組織の規程
- d. 耕作者のための経理サービスの規程
- e. 耕作者のための新農場開発
- f. エステート経営に関するサービスの規程
- g. 耕作者のための燃料用木材に関する規程
- h. その他黄色種葉たばこ開発に関して必要な事項

(ボードの権限)

ボードの権限は11項目に及ぶが、大部分はボードの財政運営に関している。注目される項目は耕作者に対する銀行資金の借入、貸出、信用保証、会計業務等のサービスの行使である。このほか「オークションフロアでの葉たばこ販売に関して必要な調整」を行う権限、「黄色種葉たばこの耕作、経営及び販売に関して、ボードとの協調関係を保つ条件を耕作者に対して負課する」こと、等である。

すなわち、マラウイのたばこボードは、いわば黄色種葉たばこ産葉の振興計画と、その組織的実践を、「行政府の監督」のもとに委嘱された「独立した法人組織」である、といえよう。この点は、ジンバブエにおけるマーケティングボードとは基本的に異なり、その機能は「生産経営の維持、発展に関する組織的計画を策定し、農業大臣の政策実行を補佐する役割」をもつといえるようである。ボードの意志決定は多数決のルールを採用しているほか、ボードの基金は黄色種葉たばこ耕作者たる認可を与えられた耕作者に対する「賦課金 Levy 又は手数料 Fee」による。そしてボード理事には（公務員を除き）その報酬をボード基金から支給する。

たばこボードのこうした性格は、葉たばこ耕作者の「認可」条件を厳しく規定するところと

なっている。ボードの行う業務規程によれば、まず特殊作物法で規定された黄色種の「耕作地域」(カスング地区ほか3地区)を特定し、その地域間の耕作者を同時に特定するために、「耕作認可証 grower's licence」を発行する。認可を得るための耕作者の条件は、ボード(実際には管理委員会)の指定のすべての種子、肥料、必要品を購入し、葉たばこのすべてをフロアーで売り、「定められた期間と条件のもとで労働者を雇用し⁽¹⁷⁾」、その販売上の規制を遵守し、経理上の取扱方法に従い、一定の手数料を納入し、基金を支払い、特定された価格で生産資材(種子等)を購入する等、ボードの定める諸規制を守り得る者とされている。

このほか、特に、耕作者が葉たばこを栽培する「土地」を、次の6種類のいずれかについて行われることを認可申請するに当って、登録することとされている。この土地利用の権利を示すところは、マラウイの葉たばこの生産条件、経営条件の複雑さを物語るものとして注目に値する。登録される土地利用の状態は次のとおりである。

1. 所有者 Owner
2. 借地者 Occupier
3. 小作人 lessee
4. 経営者 Manager
5. その他利用上の資格をもつ者 entitled to use
6. その他使用者

このうち経営者とは、小作人を雇用してエステートで葉たばこ耕作の経営管理のために雇用される専門技術者であり、黄色種のばあい、一般に独立後マラウイに移住し、土地所有が制限されているため、大規模な生産を行っている「雇用された農場経営者」を指すものと考えられる。この土地所有の実態については前章で詳細に論述したとおりである。

特殊作物法のもとではいまひとつ、「たばこ研究ボード Tobacco Research Board, 1980」が置かれている。これは先のたばこボードの目的をこの面から補完する役割を果たすものであり、その目的は「技術開発と向上」について審議するボードである。その構成員は、農業大臣の筆頭書記官、農業研究庁長官、農業開発庁長官、たばこボード計画局長、農業審議会事務局長のほか、3ケ年の任期で大臣から指命される者(ADMARC 理事長、たばこ協会、パーレー種及び黄色種の耕作者代表のほか、たばこ輸出協会 Tobacco Exporters Association)の計9名である。

研究ボードは、国内に2つの試験場を置くが、ボードはその試験研究成果を利用しつつ、その機能としてそれらの開発、普及、助言等を行い、基金は大部分オークションフロアーで取引される場合の、「僅か kg 当り0.9タンバラ(100タンバラ=1クワッチャ)の賦課金」に依存しており、実質的にその活動は制約的であるといわれている。

(2) 生産、販売を規定する「たばこ法」

7部、29条から成るたばこ法は、マラウイ産葉たばこの生活から販売までを規定する法律である。主要部分を整理しよう。

(抜根及び種子) 大臣の指定する日程に従い葉たばこはすべて抜根 uprooting を必要とし、また大臣の推奨する種子の使用を規定する。

(栽培登録) 葉たばこ耕作者は法によって定められた地域に限って栽培が許可され、栽培に当っては登録が義務づけられる。耕作許可証の売買、譲渡は禁止される。

(販売) 葉たばこの販売はオークションフロアーに限られる。

(課税) 国内販売及び国外輸出の葉たばこには、大臣は純重量制による料率課税 a cess at an expressed rate per stated unit of net weight to be levied を課す。

(購買者の認可) 葉たばこの購買には認可が必要である。

「マラウイの外貨獲得の源泉」である葉たばこの栽培から販売までは、このように法律によって規定されていること、いずれの葉たばこ生産国（我国も同様）も事情は似通っているが、黄色種、パーレー種以外の葉たばこに関しては、この法律のもとで、その管理権限のすべてを ADMARK に委譲している。

(3) 葉たばこのマーケティングを制御する「コミッション」

たばこ統制委員会 Tobacco Control Commission は、「オークションフロアーを制御し、その権限を実行し、義務を遂行する」ためのボードである。この委員会規程は「たばこオークションフロアー規制法、1970」にあり、ボードはその実行組織としての機能と役割を果たす。Commission を Board と呼ぶのは次の事実による。

「Commission は、恒久的な法人組織であり、共有の印章を持ち、法人として訴訟を行い、土地の購入または譲渡ができ、この法の定めにより法人としての活動を行うべく、農業大臣の指揮下に置かれる」

「構成員は、農業大臣から指名される13名の理事から成る。農業大臣の指名する理事長、ADMARC の2名の代表者、たばこ協会の2名の代表者、たばこ輸出協会の2名の代表者、葉たばこ耕作者を代表する4名、政府を代表する2名、がこれである」

他の葉たばこ生産諸国における「たばこマーケティングボード」にくらべて、マラウイのこの Commission がもつ「職務 duties」は、やや内容を異にしている。すなわち、Commission に課せられている職務は、

1. たばこの販売、輸出に関する政府への助言
2. たばこ販売を促進し、拡大する事項
3. たばこに関する統計の収集
4. たばこに関する販売市場研究と情報についての寄与
5. マラウイにおけるオークションフロアーでのたばこ販売を制御し、規制する事項

ジンバブエのボードに与えられた機能と比較すれば(先章；IV-3. 参照)、この5つの職務は全く同様の内容を記載しており、特に異とするに足りない。問題となるのは、この職務を行使するボードの構成員の差異であり、さらに、その第5項に示されるオークションフロアーの性格の差異である。

マラウイの Commission は、その全機構の型態についてはジンバブエ同様にボードの体裁を有しているが、その構成員については、ジンバブエのボードが全くの「葉たばこ産業」に関連する民間人ないし民間企業の代表者から成るのに対して、マラウイの場合は、むしろ政府関係者の参加(13人中5人)という特徴をもっている。さらに、その機能、職務としては「黄色種、パーレー種以外のマラウイ産業たばこ」の制御、規制と、その独占的購買者という役割を果たす ADMARC の代表者2名の参加をみている。この構成員の特徴は、既に序章で指摘したように、マーケティングボードに関する定義——「生産者が支配する、……政府から認可された……」という定義には適合し得ない特徴である。むしろ、政府機関としての意志が強く作用する構造をもった方が適切である(なお、その背景については註(96)及び(104)を参照されたい)。

オークションフロアーについてもそれは妥当する。ジンバブエのそれは完全に民間企業の独

自的運営に任せられ、ボードはその監督を行う立場にあった。マラウイのそれは、同じ民間企業といっても「半官半民」的企業とされている。次の如くである。

Commission は「オークションフロアでのたばこ販売を制御し規制する」職務を有しており、この体制のもとで、葉たばこ取引の認可を有するバイヤーが、農務大臣の定める手数料を支払うことでオークションが行われる。そのオークションフロアは、現実には「競買持株会社 auction holding Company」という性格をもつ。すなわち、株式会社であるフロアの株式所有割合は、政府機関（公社）である ADMARC が51%、耕作者エステートの組織であるマラウイたばこ協会 Tobacco Association of Malawi, TAMA) が49%となっており、この意味で、オークションフロアもまた政策的な干渉を受ける、半官半民の競売機関とみななければならない。

「主たるエステート所有者 estate owner」について、既に小論の前半（V-1. エステートの性格）で、それは「土地所有の観点からすれば、結局、政府を owner とみるのが妥当であろう」と推論した。これを併せて考えれば、マラウイの葉たばこの生産面、販売面それぞれにおいて、政府は主要な役割を演じていることが知られる。こうした関係とその実態を現地で、而も資料によって確認することはできなかったが、その葉たばこ取引の実務者である外部者から、「マラウイのような政治的に生産をコントロールする TCC, Tobacco Control Commission⁽¹¹⁸⁾」という評が示されていることを見過すわけにはいかない。

マラウイの黄色種、パーレー種は、このようにたばこ統制委員会の「監督」の下に運営が行われているが、この委員会はフロアで取引される葉たばこに、重量及び販売税 a tariff of weighting, selling と、取引手数料 commission charges とを、事前に決定してこれを徴集する。委員会はまた、フロアの開市日、時間等を公表し、販売者の搬入する葉たばこには、事前に、法の規定による格付け grading を義務づけている。

いっぽう、葉たばこをフロアで購買するバイヤーはすべて委員会による認可が必要であり、この認可は商社、協会等の組織にも同様に義務づけており、販売者同様、委員会に登録されていなければならない。

格付けについては、農業大臣が取引される葉たばこの種類と格付け基準とを公表し、認可された鑑定者が格付けに当たる。もしそれが民間の鑑定者 commercial grader であれば、政府は鑑定者鑑査官による鑑定規程をクリアする必要がある。すべてのフロア内ペールには、これら鑑定者による格付結果が記載されていなければならない。ただし、この規定は実際には「未だ試行レベルにある」といわれている。事実、格付サービスは黄色種に対しては1987年より、パーレー種では1988年から漸く始められた。

すなわち、マラウイのオークションフロアの経済的機能は、ジンバブエ同様「自由競争原理の作用する競売市場」であるが、その制御についてはマラウイの場合がかなり政府の意志のもとに置かれている、ということの意味している。

5. 葉たばこ生産と「土地圧力」

マラウイにおける葉たばこ生産概要（前掲、表23）の示すところは、黄色種よりもパーレー種が生産量、耕作面積及び耕作者数において特に、いずれも生産規模が大きいということである。パーレー種の生産規模の増加は、既述部分を繰り返すまでもなく、1つはその品質において国際的需要に十分応え得る水準にあること、したがってその取引価格が近年とみに上昇して

きたこと、結果として、政府は伝統的土地を利用する小規模農民に対して、(初期投資が小さくてすむバーレー種の) エステート方式による耕作を促進したこと等を背景とする。

だが、この動きの中には重要な社会経済的要因が隠されていることを見落すことはできない。一言にしていえば、バーレー種の栽培は、黄色種のそれと比較して、「土地圧力 land pressure⁽¹¹⁹⁾」が小さいという事実である。

ここにいう土地圧力について、大統領教書の記述を要約すれば次の如くなる。土地圧力は、マラウイの北部及び中央地域に特に強く現われているが、そこでは都市部その周辺における人口の集中と、それに伴う主食(メイズ等)栽培に必要な土地需要の増加が必至の勢いとなった。すなわちこの地域では、既往の農耕方式における「休耕地」の減少を余儀なくし、そこでの換金作物(葉たばこ等)の新規導入や増産をきわめて困難としている。

註・農村では枝や木をそのまま薪として使う。集落(コロニー)はその燃料用木材を自然林(ブッシュ)に求める。人口の増加はその伐採量を増加させ、婦人達は薪の人手のためにより遠くまで歩いてゆかねばならなくなった。人工造植林が進まなければその土地は、激しい熱帯雨期には急速な土壌流亡(エロージョン)を引き起こし、低地は洪水に見舞われるようになる。1989年5月にはこれが報ぜられた。砂漠化の一因はここにもある⁽¹²⁰⁾。

既耕地の不足を解決する手段は、既耕地の集約的利用と土地利用低下を防ぐ対策が必要である(開墾等土地造成のための政府投資には限度があり、また伝統的土地に住む農民にその原因を認めさせることにも大きな困難がある)加えて、政府による土地のリース方式による換金作物の栽培普及は、ADMARCの定める面積当り低収量から来る低収量、低地代のために、そのリース農地の完全利用を大きく阻害している(事実、4000のエステートに分けられた土地の4分の1しか耕作されていない、といわれる)。

葉たばこ、殊に黄色種の栽培には、「乾燥用燃料 fuelwood」としての薪材の調達という問題がある(表25～表27)。現在黄色種の乾燥施設はこの薪材の利用を前提にして造られており(ジンバブエ、日本、アメリカ、オーストラリア等は石炭ないしコークス)、マラウイでは石炭は高価にすぎる(国内に産出されず)。植民地時代からエステートは「自らがもつ森林」を利用してきたが、黄色種の栽培はそれによって結果的に土壌流亡問題を惹き起すことにもなる。政府は現在、エステートの土地の10%は森林を保全することを義務づけようとしており、たばこ研究所等でも乾燥施設の効率向上のテーマが重視され、多くの改良施設が工夫されている。

表25 森林面積, 1985

| 所 有 権 | 実面積(1,000ha) | 割合(%) |
|----------------|--------------|-------|
| 1. 政 府 | 89.3 | 77.1 |
| パルプ造林地 | 53.1 | |
| 木材造林地 | 20.8 | |
| 調査森林 | 2.0 | |
| 薪炭材造林地 | 13.4 | |
| 2. 個人企業と地方局 | 15.6 | 13.5 |
| 3. 学校, 教会, 農場等 | 10.9 | 9.4 |
| 計 | 115.8 | 100.0 |

(資料) 前出, 表17, (p. 38) に同じ。

表26 木材需要（現況と予測）

| | 生 産 | |
|--------------|-------|-------|
| | 見 積 り | 見 通 し |
| 1. 蓄 積 | 0.8 | 0.8 |
| 2. エ ス テ ー ト | 0.5 | 0.3 |
| 3. 耕 地 | 1.4 | 1.4 |
| 4. 非 耕 地 | 0.6 | 0.6 |
| 5. 造 林 | 0.2 | 1.4 |
| 総 生 産 | 4.3 | 5.3 |
| | 消 費 | |
| | 見 積 り | 見 通 し |
| 1. 薪 炭 材 | 8.6 | 10.6 |
| 都 市 部 | 1.0 | 0.9 |
| 農 村 部 | 5.1 | 7.5 |
| エ ス テ ー ト | 2.0 | 1.6 |
| 農 村 産 業 | 0.4 | 0.5 |
| 都 市 産 業 | 0.1 | 0.1 |
| 2. 電 柱 | 0.7 | 0.9 |
| 3. 木 材 加 工 | 0.1 | 0.2 |
| 総 消 費 | 9.4 | 11.7 |
| 差 引 不 足 | 5.4 | 6.4 |

（資料） 前出，表17（p.38）に同じ。

表27 エネルギー源，1986

（単位：％）

| エネルギー源 | 最 終 消 費 |
|-------------|---------|
| 1. 薪 炭 材 | 90 |
| 2. その他バイオマス | 2 |
| 3. 化 石 燃 料 | 4 |
| 4. 水 力 電 気 | 3 |
| 5. 石 炭 | 1 |
| 計 | 100.0 |

（資料） 前出，表17（p.73）に同じ。

かかる土地圧力は、気干(Air-cured 空気乾燥)種であるバーレー種には影響しない。そればかりか、バーレー種エステートには小作農民が多く雇用されており、小作農民は販売、信用、技術指導等エステートに与えられている諸条件を利用することができる。すなわち政府は、新規参入に対して抵抗のすくないこの葉たばこの生産を、しかも輸出産業として重要な役割を果すことができるために、小農民——伝統的土地を利用している小規模農民にすすめようとする理由がここにある。「黄色種の場合、施設設備投資が大きく、燃料(薪材)を利用するため、経

営体及び耕作面積の増加は、今後あまり期待できない⁽¹²¹⁾」、ということである。

終 章

マーケティングボードの基本的な性格は、既述（I章，1．定義）のとおり、「理論的には、政府の援助なしに生産者自体の組織によって運営できるが、実際的には、マーケティング計画は、政府ないしは独占的マーケティング組織が誘導し運営している」点にある。

小論は、その理論的説明に基づき、その運営の実態を葉たばこという国際的商品を通じて、先進諸国、発展途上国について比較しつつ、このボードが農産物の生産から販売までをいかに制御し、それが生産者の所得の安定に寄与しているかを明らかにすることに努めた。最終章は、その要約を兼ねて、残された問題について若干の指摘を行うことにする。

調査対象は、その国際貿易量において世界有数の国であり、アフリカ大陸では第1位、第2位にある葉たばこ生産国であり、しかも JTI(日本たばこ産業株式会社)との取引も近年極めて活発となったジンバブエ共和国及びマラウイ共和国の、それぞれのマーケティングボードについてである。

両国のボードの共通点をまず整理しよう。

1. ジンバブエ、マラウイいずれの国も、葉たばこは、独立新興国としてしかも農業を基盤とする国民経済構造の中で、第1義的産業部門であり、かつ輸出産業として中軸的位置を占めている。

2. これを背景として、葉たばこの取引は「完全な自由市場」競争構造を有し、そこでは葉たばこの供給と需要とが国際的な関係を直に反映しつつ、大規模な形でオークションフロアー取引にもろに現れている。

3. こうした事情は、葉たばこの取引関係業者、加工会社、輸出商社等の国内企業はもとかり、葉たばこ生産者にとっては殊に、この産業活動が国民経済に寄与するところが大きく、かつ企業利益追求の源泉であることを認識しつつ、同時にその葉たばこの販売が国際的自由競争市場に直接当面しつつ行われているだけに、僅かの甘えも許されない雰囲気をそこに醸成しており、しかも生産・加工・販売のそれぞれの企業が連鎖的に整合 coordinate しなければならないことを示している。

4. 葉たばこ産業活動を制御、規制する法律とその組織は、ジンバブエ、マラウイのいずれも「たばこマーケティングボード」という類似的な組織の下での管理、運営を中軸にしている。このボード、取引の場であるオークションフロアーのいずれも、かつてのイギリス連邦諸国及びアメリカ合衆国を先例として、植民地時代当初から導入され、維持されてきた。だが、これもつ本来的な機能——国際貿易商品としての葉たばこの産業的規模における制御、規制の機能は、独立新興国となったこの2国において、今なお十分に発揮されている。

葉たばこの生産と取引をめぐる自由競争市場なるが故に厳しい雰囲気は、独立した新政府によって、しかもその国の経済的、社会的諸制度が激動するなかで、重要な輸出貿易品目として選択されたものであるが、そこはまた両国の間に、ボードについての性格に極立った差異が発見される。

5. 葉たばこに関する法律、制度は、ジンバブエでは旧前のものが、またマラウイでは最近

年独自のものが、それぞれ適用されている。この事情はそのまま、新政府の葉たばこ産業に対する政策的干与と方針を反映するものとして留意すべき点である。

この実態を現地で掌握することはできなかったが、推論する限り、ジンバブエは白人による黄色種大規模商業農場の継続を、マラウイは、土地制度の創定によって、新たなエステート方式による生産経営を、それぞれ生産母体として運営することを選択する意図があり、これを適切と認めたために他ならない。

6. たばこマーケティングボード、それはこの産業の生産から販売までを統制する公的組織であるが、その規定内容は2ヶ国それぞれに異なる。マーケティングの性格はもともと、「生産者が支配するものであり、強制的な性格を持ち、根拠法にもとづいて政府から認可される水平的組織であり、そして特定農産物または農産物群を生産する生産者のために、特定の販売機能を果すもの」と定義される(I章, 1. 定義)。ジンバブエのそれは旧法で定めた、本来的なボードの性格を保持しているが、マラウイのそれは、新しく「たばこ統制委員会 Tobacco Control Commission」が運用の核となった。そこには相当数の政府高級官僚が構成員に含まれている。すなわちボードに対する政府の統制力という観点からすれば、ジンバブエは間接的、マラウイはかなり直接的な影響力を持つということになる。

7. それらを実証するためには、殊にマラウイにおけるエステート方式による葉たばこ生産の実態分析、たばこ統制委員会によるオークションフローの運営の実態把握、さらには準政府機関である ADMARC の機能と活動実績について一層の詳細な情報把握を必要とするが、これらは今後に残された課題である。この判断は、マラウイの場合殊に現政府の政治体制それ自体と密接に関係する局面が随所に発見されたことによるが、その課題追求は相当の困難を伴うものと予想される。

8. 葉たばこの経済制度の根底には、その国のもつ「土地制度、土地所有関係」があり、マラウイの場合、殊にこの実態の理解なしには説明がつかない場面があまりも多い。加えて両国の独立の過程で、植民地時代の白人支配の経済機構と、温存された在来黒人系国民の社会構造とは、それぞれに新たな形で再構築された。勢い、この社会経済構造の変動は研究上強い関心事となった。現地調査はそれらの一端を隙間みる機会となったが、今日なおそれはすくなくとも経済的福祉、生活水準の面で、かなりの格差、懸隔を印象づけるものであったし、それによる社会的な関係もまた同様である⁽¹²²⁾。独立新興国につきもののインフラストラクチャーの絶対的な不足⁽¹²³⁾は、その構造の重要な背景であり、さらに、近隣諸国の内乱、経済不安は輸出商品たる葉たばこの港湾までの輸送ルート(前掲, 図6)に絶対的に影響を与えるばかりか⁽¹²⁴⁾、コスト負担の増加を通じて貿易収入を制約的にする等がある。国際商品としての葉たばこが、新興国の内部では伝統的土地を利用する大多数の農民経済との間に多くの関連をもつという説明がされるが、これを結ぶ政治機構の在り方もまた研究を必要とする分野である。

9. ボードの運用、それがもつ機能がよく発揮されているのは、明白な事実として、ジンバブエ、マラウイの両国ともに、「長い歴史をもち、それによって植民地経済——イギリス国の原料生産、供給地として活動してきた事実」と、「新政府のその利用による貿易経済の重視」とを背景とする。さらに具体的には、「比較的小数の大規模農場が白人によって経営され、その農場が地域的に集中していることによって、諸制度を理解し、情報を交換し、相互に問題を討論する場 forum を形成するなど、極めて密な関係」をもち得ているためであることを特筆しておかねばならない。

[註]

(序章)

- (1) Bain, Joes., *Industrial Organization*, 2nd ed., 1968, Chapt. 15, John Willy & Sons, U. S. A.
- (2) 例えば, 全農, 経済連, 農林中金などによって構成された1980年, 「全国野菜需給機構」等はその具体的表れである。
- (3) 『農産物マーケティング・ボード——世界各国の経験——』という訳本が1982年11月に刊行(筑波書房)された。桜井慎治, 藤谷築次, 嘉田良平3氏の共訳によるもので, 原著は, HOOS, Sidney. ed., *Agricultural Marketing Boards——An Laternational Perspective*, 1979, Ballinger Pub. CO.である。
- (4) 葉たばこ生産制度に関する現地調査は, オーストラリアは1987年10~11月, ジンバブエ及びマラウイは1989年1月~2月のそれぞれ15日づつである。なお, この調査研究の機会を与えられた(勸業たばこ生産近代化財団・理事長川野重任先生に, ここで改めて謝意を申し述べたい。3ヶ国とも, 日本たばこ産業・大川俊博氏と同行したが, その際のご支援についても同様である。

(I章)

- (5) Currie, J. Martin., Rayner, A. J., *The British Experience.*, (*idid.* (3). Hoos, Board., chapt. 2.) p. 22.
- (6) The Dept. of Agi-Econ., Univ. of Guelph, Canada., *A Comparative Study of Agricultural Producer Marketing Legislation in Canada, Australia, the United Kingdom, and the United States.*, *ibid* (3), Hoos, Board., Appendix., p. 301.
ついでながら, 他の定義を引用しておきたい。
○「イギリスの農産物マーケティングボードの本質は, 法的な強制力をもった生産者協同組織である」(Currie, Reyner., *ibid* (3). Chapt. 2., p. 21.)。
○「カナダマーケティングボードの定義は, 政府が指名した管理者及び農業生産者が選出した代表者から成る団体であり, マーケティング機能を遂行するに際して, 特定農産物の生産者を代表して強制力をもって行動する, そのような団体を指している」(Veeman, Michele Dowe. and Loyns, Alwyn., *ibid* (3). chapt. 3, pp. 60-61.)。
○「生産者マーケティングボードとは, 政府規制のもとで制定された, 水平的な生産者による組織である。政府規制はこの場合, 原料または加工農産物に関して生産者乃至は製造業者, 取扱業者に対する各種の強制的法的規制をボードに与えている」(French, C. E., Moore, J. C., Kraenzie, C. A. and Harling, K. F., *Survival Strategies for Agricultural Cooperatives.* Iowa State Univ. Press, 1980., p. 173. Chapt. 6. Facilitating Strategies.)。
○「マーケティングボードは, 端的にいて, 強力な販売力を有する準政府である」(Rhodes, V. James., *The Agricultural Marketing System.* John Wiley d Sons. M. Y., 1983, 2nd ed., p. 543., Chapt. 21. Policy Issues.)。
- (7) 三澤嶽郎・「解題」『イギリスの農産物販売組織』(のびゆく農業153, 農政調査委員会, 1963. 2刊, p. 2. ただし, ハレット『農業政策の経済学』(1972. 3月, 同上刊)では, そのままマーケティングボードとされている。
- (8) ハレット著, 田代洋一訳『農業政策の経済学』(前出), 第11章マーケティングボードの役割, 219頁。なお, イギリスのマーケティングボードの活動は「イギリス経済が温帯地方産の農産物の必要量の大きな部分を輸入している, ということ为背景において考察されねばならない。(すなわ

ち)市場規制のためのボードの権限の及び範囲は国内供給に限定され、輸入制限に関する決定は常に政府の特権であった。」(前出. HOOS, 訳文, 41頁)。

- (9) Davies, J. L., Refrections on the Marketing of Our Farm Produce, Journal of Agricultural Economics, Vol XIV. No. 2, Dec. 1960.
- (10) Sargent, Malcolm., Agricultural Cooperation. Gower co., Great Britain, 1982., p. 21.
- (11) ibid (3), Hoos, Board., pp. 25-26 (訳文はこの部分を抄訳してある)。
- (12) ibid (3), Hoos, Board. p. 26.
- (13) Tomek, W. G and Robinson, K. L., Agricultural Product Price., Cornell University Press, N. Y., 1972. p. 281.
- (14) ibid (3). Hoos, Board, pp. 4-5.
- (15) ibid (3). Hoos, Board, p. 8.
- (16) ibid (3) Currie, Rayner, The British Experience, Chapt. 2. pp. 32-36.
- (17) ibid (3) Hoos, Board, Introduction and Overview. p. 8.
- (18) ibid (3). Veeman and Loyns, Agricultural Marketing Board in Canada. Chapt. 3.による。
- (19) 橋本 健, 塩路龍郎『カナダにおける葉たばこ生産システム』, 葉たばこ生産近代化財団, 研究資料シリーズ No. 5, 1987. 12刊。
- (20) ibid (3) . Hoos, Board, p. 9.
- (21) ibid (3), Hoos, Board, Chapt. 11, p. 283.
- (22) 山下雄三「アメリカたばこプログラム」, 『筑波大学農林社会経済研究』第7号, 1989. 3刊。
- (23) Branson, R. E., and Norvell, D. G., Introduction to Agricultural Marketing, Mc Graw-Hill Book. Co., N. Y., 1983. pp. 206-207, chapt 8.この節はこれに依存する。
- (24) ibid (3), Hoos, Board, Chapt. 12. p. 297.
- (25) ibid (3), Curries with Hoos, chapt. 12, p. 289
- (26) 山下雄三『オーストラリア葉たばこ産業—たばこマーケティング・ボードの運営をめぐる』葉たばこ生産近代化財団, 研究資料シリーズ No.8, 1988. 5刊, 16頁。
- (27) ibid (3) Hoos, Board. p. 289.
- (28) 前出(26)山下, オーストラリア葉たばこ産業, 17頁。
- (II章)
- (29) 金井道夫『アメリカ葉たばこの需給と輸出入構造』葉たばこ生産近代化財団, 研究資料シリーズ No. 7-4, 1989. 1. 刊, 第4節, p. 34-42。
- (30) Zimbabwe Tobacco Association, Quarterly Tobacco Bulletin, No. JaN 1989. p. 7.
- (31) 山下雄三『アメリカの葉たばこ生産制度としてのタバコプログラム』葉たばこ生産近代化財団, 研究資料シリーズ, No. 7-2, 1989. 3刊, 及び, 荏開津典生『アメリカタバコ・プログラムの経済学的考察』同上, No7-3, 1989. 2刊。
- (32) 前出, (19)橋本・塩路『カナダ』同上, No. 5
- (33) 山下雄三『葉たばこにおける生産性格差の要因について』葉たばこ生産近代財団, 研究資料シリーズ, No. 9. 1989. 8刊。
- (34) 井上敏之「最近のジンバブエ情勢と葉たばこ産業」, 海外調査レポート, 『葉たばこ研究』19。
- (35) 川床邦夫「アフリカにおける葉たばこの生産と研究2」, 海外調査レポート, 『葉たばこ研究』。
- (36) 前出(30)ZTA, Quarterly, p. 6

- (37) 前出(31)山下, 『アメリカたばこプログラム』, 荏開津『経済学的考察』。
- (38) 前出(31), 荏開津「アメリカタバコ・プログラムの経済学的考察」。なお, その原典は, Johnson, Paul. R., *The Economics of the Tobacco Industry*, Praeger, 1984である。また, 次の文献も同様の分析を提示している。Rhodes, V. James., *The Agricultural Marketing System*, 2nd ed., John Wiley d Sons, N. Y., 1983. Chapt. 13. Economics of MOs. p. 333.
- (39) 前出(31), 荏開津, 『経済学的考察』 7頁。
- (40) 前出(22)山下, 『たばこプログラム——葉たばこ生産制度, その硬直性について——』, 参照。
- (41) 前出(31)荏開津『経済学的考察』 8頁。

(III章)

- (42) Mazrui, Ali. A. and Tidy, Michael., *Nationalism and New States in Africa*, Heinemann, Nairobi, Kenya., 1984., Introduction.
- (43) *ibid*, (42), Mazrui, Nationalism., Malawi: mass mobilization (pp. 109-110), the War of Independence in Zimbabwe (pp. 144-152).
- (44) 前出, (34)井上「ジンバブエ」, 及び前出, (35)川床「アフリカ」, の記述に依存した。
- (45) 前出, (34)井上「ジンバブエ」, 52頁。
- (46) 前出(34)井上「ジンバブエ」, 及び前出(35)川床「アフリカ」。
- (47) *ibid*(43), Mazrui, Nationalism による。
- (48) 前出(34)井上「ジンバブエ」, 50頁。
- (49) *ibid* (43), Mazrui, Nationalism- Chapt. six, The Decolonization of Africa: Unity or Balkanization, pp. 66-83.

(IV章)

- (50) Tabex, *Encyclopedia ZIMBABWE.*, Quest Publishing. Harare, Zimbabwe, 1987. p. 122.なお, この事典は, ジンバブエ最大の葉たばこ商社 Tabex (pvt) CO.が1985年以降自らの資力によって編集したものである。
- (51) Zimbabwe Tobacco Association, *Zimbabwe Tobacco Industry Profile.—the growth of the Tobacco industry in Zimbabwe.*
- (52) Mr Bert Barnard, chief executive of the Zimbabwe Tobacco Association; *Zimbabwe third on the World export list., Tobacco '88.*
- (53) Tobacco Industry Council, *Tobacco and its Economic Contribution to Zimbabwe*, 1985. Harare, p. 31.
- (54) *ibid* (53). T. I. C., Tobacco., p. 20.
- (55) 経済封鎖 Sanction を受けながらも, ローデシアはこれらとの間に (今日, 南アフリカとの関係を問題にされつつもなお), 国家間の交流を保つ政策がとられたことを意味する。なお, ジンバブエは1984年以降, 隣国モザンビークの「降雨不足=飢餓難民」を大量に受け入れている(篠田 豊『苦悶するアフリカ』岩波新書, 1985刊 1. 飢えの構図 I, 8~13頁, 参照)。
- (56) 前出(34), 井上「ジンバブエ」, 57頁。
- (57) *ibid* (42) Mazrui, Nationalism, Chapt. Nine, the war of Independence in Zimbabwe, pp. 148-149.その大部分は, マラウイの葉たばこ生産のために移住したといわれる。
- (58) ジンバブエでは, 黄色種の他に, バーレー種, オリエント種も生産している。だが, その生産水準は, バーレー種については黄色種を100として, 耕作面積で1,984ha, (1.6%), 生産量で2,464

トン (1.9%) にすぎない。またオリエント種は、ごく限られた地域で「国内需要に見合う量のみ、必要に応じて栽培」されているにすぎない。当然、これらは協定価格取り引きである。

- (59) Zimbabwe Tobacco Association, Quarterly Tobacco Bulletin, No.1, '89., JAN. '89, p. 36.
- (60) ibid (59) ZTA, Quarterly., p. 37.
- (61) ibid (59) ZTA, Quarterly., p. 39.
- (62) ibid (59) ZTA, Quarterly., p. 50.
- (63) 前出 (34) 井上「ジンバブエ」, 52頁。
- (64) ibid (59) ZTA, Quarterly, p. 5. 葉たばこ生産地域でも「地区」によつての差はきわめて大きい。好条件の降雨年でも、その収量差の伸びは前年度比最小11.96%から47.21%の幅があつた、と記録されている。
- (65) 前出(34)井上「ジンバブエ」, 52頁。
- (66) アメリカたばこプログラム、及びカナダ、オーストラリアたばこマーケティングボードがそれぞれある (前出, 山下(22), 橋本・塩路(19)及び山下(26)を参照)。
- (67) 前出(34)井上「ジンバブエ」, 6~7頁。
- (68) Tobacco Research Board, Annual Report and Account, for the year ended 30th, June, 1986.
- (69) Zimbabwe Tobacco Association, Zimbabwe Tobacco Association Annual Report. 1987., p. 24.
- (70) 現地調査で訪問したイギリス系白人の大規模農場の例である。1945年に入植し、850haのうち400haを開墾した農場に、1988年度65haの黄色種を栽培するローバー氏は、牧草との2年輪作(ネマトダ防除のため)を行う。常雇52人の黒人を雇用する。コロニーはその所有地内に、遠くのコロニー全体を移住させ、トタン屋根の住宅が新設され、そこに250人の家族が共に住む。臨時雇用はその家族を利用する。
- (71) Agricultural Marketing Authority, Economic Review of the Agricultural Industry of Zimbabwe, 1986, Harare, Chapt. 4.
- (72) Central Statistic Office, Statistical yearbook of Zimbabwe, 1987. Harare, p. 45.
- (73) Ral Marchant Bank LTD, Quarterly Guide to the Economy, Dec, 1988, Harare, p. 13.
- (74) Modern Farming Publication Trust, Commercial Agriculture in Zimbabwe, 1986/87, p. 115.
- (75) ibid (74), Trust, Commercial. 1986/87, p. 116.
- (76) ibid (74), Trust, Commercial. 1986/87, pp. 116-119.
- (77) ibid (74), Trust, Commercial. 1986/87, p. 123.
- (78) オーストラリアについては、さらにそれは明白であり、「セールスフロアでは、政府調停官による割当販売である」。これについては、前出(26)山下、「オーストラリア」、販売制度、28-29頁を参照。なお、アメリカについては、鈴木忠和『アメリカ農業における葉たばこその価格支持政策』、葉たばこ生産近代化財団、研究資料シリーズNo.7-1, VI, 葉たばこの販売、58~62頁を参照。
- (79) 前出(34), 井上「ジンバブエ」, 57頁。
- (80) ibid (69), ZTA, Annual Report, 1987., p. 2.
- (81) Tobacco Sales Floor LTD, Zimbabwe Great Tobacco Auction Floor (T. S. F, Harare, 1987).
- (82) ibid (81), TSFLTO, Floor, p. 2.
- (83) 前出(34), 井上「ジンバブエ」, 57頁。

- (84) The Tobacco Marketing Board, The Delivery and Presentation of Flue-Cured Tobacco for Sale in 1988., TMB. Harare, Feb. 1988. pp. 3-4.
- (85) ibid (84), TMB. Dilivery and Presentation.
- (86) ibid (84), TMB. Dilivery and Presentation.
- (V章)
- (87) Office of the President and Cabinet, Statement of Development Policies 1987-1996, Department of Economic Planing and Development, Zomba, Malawi, 1989., Foweword.
- (88) 日本たばこ産業「ジンバブエ社葉たばこ事情」(手書き), 1988年作成。
- (89) ibid (87), Office of PLC, Statement, p. 1.
- (90) ibid (87), O. P. C., Statement, p. 22.
- (91) 伝統的「部族」社会という表現は、今日ではクォーターションづきで慎重に扱われており、一般には「民族」ないし「共同体」とされている。全くこの表現が用いられていない本も多い。(小倉充夫『現代アフリカの悩み』NHK ブックス, 511, 米山俊直『アフリカ学への招待』NHK ブックス, 503など)。なお、「部族主義——もともとヨーロッパの人類学者が使い始めた表現で、アフリカの黒人を分断する植民地主義支配の規定だという批判は、根強くある。…英語ではTRIBE。アフリカでは血縁、地縁を通じた共同体と一緒に住む傾向が強く、その共同体のグループの単位が部族といってもよい。…数千人から数百万人まであり、…もう民族という言葉を使ったほうがよいかも知れない。そのなかでは同一言語、同一習慣、同一信仰がふつうである。」石郷岡健『さまさまのアフリカ』三一新書700,138頁)。
- (92) ibid (87), O. P. C, Statement, p. 2.
- (93) ibid (87), O. P. C, Statement, p. 143.
- (94) 本論文に引用するいわゆる大統領「教書」(statement)は、「現状と見直し」をそれぞれのセクターで記述する形をとっている。しかし、その記述内容は概ね「あるべき姿、とるべき政策」等、いわばたてまえの観点がきわめて色濃く出ているように思われる。このため、知り得る限り、事実、実態の理解をかなり困難なものにしていることもまた否めない。
- (95) この国の人々の「物静かな表現」は心に残る。その理由は別としても、すくなくとも研究上の質問に対して、これ以上はいいではないかという返答をどう受けとめたらよいであろうか。この印象は、犬養道子『渇く大地』(中央公論社, 1989. 6刊, 74~75頁)にもある。「しずかだ。一切はしずかだ。そのしずけさが語る歴史はあまりに重い」と。前出(91), 石郷岡健『さまさまのアフリカ』によれば、その重さの現実と背景が実に明快に表現されているが、ここで省略しておく「終身大統領」191~195頁)。
- (96) 「ホテルのポーターやボーイたちのサラリーはほぼ、邦貨24円位。マネージャークラスでおそらく月4千円にはなるまい。もっとも、農民庶民の食費は主食とうもろこしの製粉代を含め、3人1日分として20円にならない」(前出, 犬養道子『渇く大地』, 69頁。1987年4月の記述である)。「世界最貧国のトップのいくつかの中に入りながら……, 基礎経済(食・職)の安定……の大計画をマラウイは自力でやり遂げに……, とはいえ貧しいなりにも穀物輸出国(同時に栄養失調国。この矛盾!) ……」(同上, 犬養著, 62~63頁)。ついでながら、「他のアフリカ諸国とは違って、この国には飢餓がない」(もっとも栄養不良の幼児死亡率ははずばぬけて高い) ……が、「農業政策は成長重視で、平等指向ではない」、つまり、農業は葉たばこなどの換金作物が中心で、その利益は……政権指導部の手に集められた……, 終身大統領兼外相兼法相兼建設・供給相

という権力を手にしている大統領は、広大なタバコ農場を所有し、国内の富裕者向けのスーパーマーケットを独占経営している……」(前出(91), 石郷岡建『さまざまなアフリカ』, 193~194頁)という記述がある。

- (97) 人口の増加, 都市化傾向はこのとうもろこし (maize) の需要を増加させる。在来の主食であるミレット, ソルガム, キャッサバ等も含めて, それを食するには「粉」にしなければならない。「粉にして, 熱湯に入れ攪拌する。団子状に丸められる固さにして食する」だが, 都市では「製粉」に必要な時間がとれない。「粉状にして購入できるとうもろこし」の需要, が都市人口に増える理由である(前出, 小倉充夫『現代アフリカの悩み』, 131~133頁)。農村ではこの製粉作業は女手の仕事で「半日」はかかるといわれる(端 信行『サバンナの農民』中公論書629, 59頁)。「キネでつく, 石をこすりつけて粉にする」からである。メイズはしたがって種子は外国から輸入され, 国内では換金作物となる。
- (98) 前出(97), 端 信行『サバンナの農民』, 前出(55), 篠田 豊『苦悶するアフリカ』82~85頁。
- (99) 前出(91), 小倉充夫『現代アフリカの悩み』
- (100) Webster's New World Dictionary, Collins, による。
- (101) *ibid* (87), O. P. C, Statement, p. 4.
- (102) *ibid* (87), O. P. C, Statement, p. 32.
- (103) その実態を現地ヒアリングで「確認」することはできなかったし, また, これに関連する資料も入手できなかった。むしろ, 研究報告に類した印刷物もないのではないかと想像される。
- (104) ヒアリングによれば, General Farming 及び Press Farming は, それぞれ Flue-Cured 及び Barley の Estate の過半数を保有し, 残りは大統領夫人なり, その他の一族が保有している, という。大統領についての先の記述(前出(96), 石郷岡建『さまざまなアフリカ』)は, 恐らくこれと関連があるとみられる。
- (105) *ibid* (87), O. P.C, Statement, p. 9.
- (106) *ibid* (87), O. P.C, Statement, p. 26.
- (107) *ibid* (87), O. P.C, Statement, p. 26.
- (108) *ibid* (87), O. P.C, Statement, p. 31.
- (109) U.S.D.A., World Tobacco Situation, FT-12-88, 1988., p. 49.
- (110) *ibid* (87), O. P.C, Statement, pp. 34-35.
- (111) 日本たばこ産業, 「マラウイ産たばこ事情」(手書きメモ)。
- (112) 前出(88), 日本たばこ産業「ジンバブエ」。
- (113) *ibid* (59), ZTA, Quarterly, p. 9.
- (114) *ibid* (87), O. P.C, Statement, pp. 164-165.
- (115) *ibid* (87), O. P.C, Statement, p. 165.
- (116) *ibid* (87), O. P.C, Statement, pp. 31-32.
- (117) 「雇用」を認可条件に加えていることはマラウイのボードの重要な特徴である。
- (118) 前出(88), 日本たばこ産業「ジンバブエ」(7頁)。
- (119) *ibid* (87), O. P.C, Statement, p. 28, and p. 32.
- (120) 前出(95), 犬養道子『渇く大地』, 「緊急現地報告・私たちに出来ること」79~93頁は, こうした現地の実態を生々しく伝えている。また「食べる」ためには, 「穀物, 水, 薪。三つそろえて, やっと, 救援の「食」物資は人の口に入るところにたどりつく」(同上, 144頁)。

- (121) *ibid* (87), O. P.C, Statement, p. 32.
- (122) 前出(55), 篠田 豊『苦悶するアフリカ』, 4章,, ジンバブエの表情, p.77-78, 前文(序), 石郷岡建『さまざまなアフリカ』183-195頁, 「ジンバブエの白人は独立当時は全人口のわずか3%だったが, これまで国内の経済と行政機構を牛耳ってきて, その暮しぶりは恐らく世界一豊かだったろう。黒人との所得格差は, 極めて控え目な推計で, 都市部では1対10, 農村部では1対100, これが数エーカーの庭園にプールとテニスを持ち数人の庭師とメイドを雇う生活に結びつく」。「マラウイの農村を歩くと, 古いアフリカのゆったりとした生活がいまだに残っているのを見ることができる。その貧しさにはがっかりさせられるが, ほのほのとした牧歌的生活には心暖まることもある。もっともそんな感想は, 外部からの旅行者だからかもしれない」。
- (123) 前出(91)石郷岡建『さまざまなアフリカ』105-110頁。殊に前出(95), 犬養道子『渇く大地』第5章。「穀物, 水, 薪……三つがそろうためのすべての条件——トラック, 道の整備, ガソリン, 運転手の給与, 船, 飛行機, 港や空港の倉庫, 荷おろしや荷づみの人手, トラックのパーツ, 修理員等々……, 一切がしたがって「口に食べものが入る」ために必要不可欠条件となる。……これがちゃんと(1)存在し, (2)つねに最善の状態で機能している国を富国と呼ぶ。……貧国とはインフラストラクチャーが皆無に等しく, たまに一部が存在しても, 機能しない国」。
- (124) 前出(91), 小倉充夫『現代アフリカの悩み』IV章。この輸送ルートの問題は「南アフリカ」との政治, 経済との関係の理解なくして考えられない。なお, 伊藤正孝『南ア共和国の内幕』朝日文庫を参照。

Function of Agricultural Marketing Board —Tobacco Industry in Malawi and Zimbabwe—

by
Yuzo YAMASHITA

Summary

The Tobacco Marketing Board in Malawi and Zimbabwe are among greatest and longest standing public export marketing agencies in the world. It is the sale agency for both countries-grown tobacco sold in export market. Its origins, its pricing policy, and its operation are the subject of this thesis.

Specifically, the study deals with five issues ;

1. the historical origins of the tobacco Board
2. the Board's mandate from the government and its roll of price determination in free competitive market, both domestic and international.
3. the instrument variables of the Board uses to implement its market policies.
4. the administrative organization and operational procedures of the Board, and
5. some tentative analysis about the performance of the tobacco Board.

The Market Board System in Malawi and Zimbabwe has undergone a number of structural changes, many of which were associated with the granting of national independence by Rhodesia. A major structural change occurred in the organization of the Malawian Boards. This system continues to the present day, although the Board has expanded with the progressive reorganization of government of Malawi, and the nature of the sales organization has been altered. Zimbabwe Tobacco Marketing Board established in 1980 and Malawi Tobacco Control Commission established in 1970 are one of the products of the reorganized system.

Marketing Boards have generally been established in response to low and unstable agricultural price and incomes. A feature common to Marketing Board is that they statutory bodies. Boards have been established under general enabling legislation. This marketing legislation mentioned below is enabling in nature.

The Tobacco Marketing Board or The Tobacco Control Commission is known as which is a body corporate having perpetual succession and a common seal and is capable of suing and being sued, and of purchasing and alienating land, and subject to the Act. A "Marketing Board" can be defined as a producer controlled, compulsory, horizontal organization sanctioned by government authority, through enabling legislation, to perform specific marketing operations in the interest of the producers of the particular agricultural commodity concerned. This term is used in the same context for Canadian, United Kingdom, Australian and African countries and also Zimbabwe and Malawi, marketing legislation.

The futures of that Board is as follows ;

1. The reason of the need for government intervention is almost a Marketing Boards would be composed on a recalcitrant individual farmer not by the government but by producers as a group.
2. Fundamental objective of the Marketing Boards is to benefit producers. The gains to producers are to be achieved through (1) improving the efficiency of the industry by means of some form of centralized co-ordination of individual decision, (2) exercising countervailing power against large buyers.
3. The normal procedure envisaged the act is for producers themselves to take the initiative with respect to the submission of marketing schemes.
4. The membership provisions of the act underline the objective of ensuring that Boards basically represent the interests of producers.
5. The scheme confer on a Board a complete monopoly over sales of the domestic production.
6. The scheme involve compulsion over the activities of the producers of regulated products and the act provides for various disciplinary measures.
7. The scheme provide for the payment by registered producers contribution to the fund of such amounts, as may be necessary for the operation of the scheme.

The function of the developing countries like as Malawi or Zimbabwe, the primary objective of Marketing Board is frequently to provide funds for general economic development. Tobacco Marketing Board as regulatory export Boards in Malawi and Zimbabwe would have non-monopolistic function that may benefit all participants in the trade. A compulsory arrangement in the form of this Board is capable of preventing these distractive interactions by imposing quality standards on all producers. The resulting reduction of risk and uncertainty in the market benefit. This regulatory export marketing Boards protect the common image of the country's generic brand in foreign markets by the enforcement of quality standards.